

公務災害補償制度の手引

令和 7 年 5 月

地方公務員災害補償基金高知県支部

目次

I	公務災害補償制度について	3
1	公務災害補償制度の概要	4
2	手続の流れ	5
II	認定請求	9
1	対象職員	10
2	公務災害認定の要件	12
3	通勤災害認定の要件	19
4	認定申請書類	21
	・公務災害・通勤災害の認定請求に必要な書類一覧	21
	・認定請求様式記載例	22
	・チェックリスト	44
III	補償	46
1	補償の種類及び内容	47
2	福祉事業の種類及び内容	52
3	補償等の特例	54
4	平均給与額の算定	54
5	補償申請書類等（抜粋）	58
	・補償請求様式記載例（抜粋）	59
IV	第三者加害事案	72
1	第三者加害事案の概要	73
2	補償と損害賠償との調整	73
3	示談	75
4	交通事故の場合	75
5	学校における第三者加害事案について	76
V	その他注意事項	78

I 公務災害補償制度について

1 公務災害補償制度の概要

地方公務員は、工作中や通勤中にケガをした場合や仕事が原因で病気になった場合は、地方公務員災害補償法により、公務災害として取り扱われます。

公務災害補償制度とは、この公務災害で発生した職員自身の身体的損害を補償するため、治療費等を使用者が負担する制度です。民法上の損害賠償と異なり、使用者に過失がない場合でも補償を実施しなければなりません。（無過失責任主義）

なお、補償の対象となるのは職員自身の身体的損害のみであり、職員自身の物的損害、精神的損害（慰謝料）等や、第三者に与えた損害は補償の対象になりません。

ただし、勤務中・通勤中に発生した災害（けが、病気）が全て公務災害として認められるわけではなく、要件を満たしたもののみが認定されます。（→認定要件はP12、19）

また、治療等に要した費用は、最低限を補償することとなっており、全額補償対象になるとは限りません。（→補償内容はP47）

更に、公務員でも職種によっては公務災害ではなく労災や個別の法令による補償制度が適用される場合があります。（→対象職員はP10）

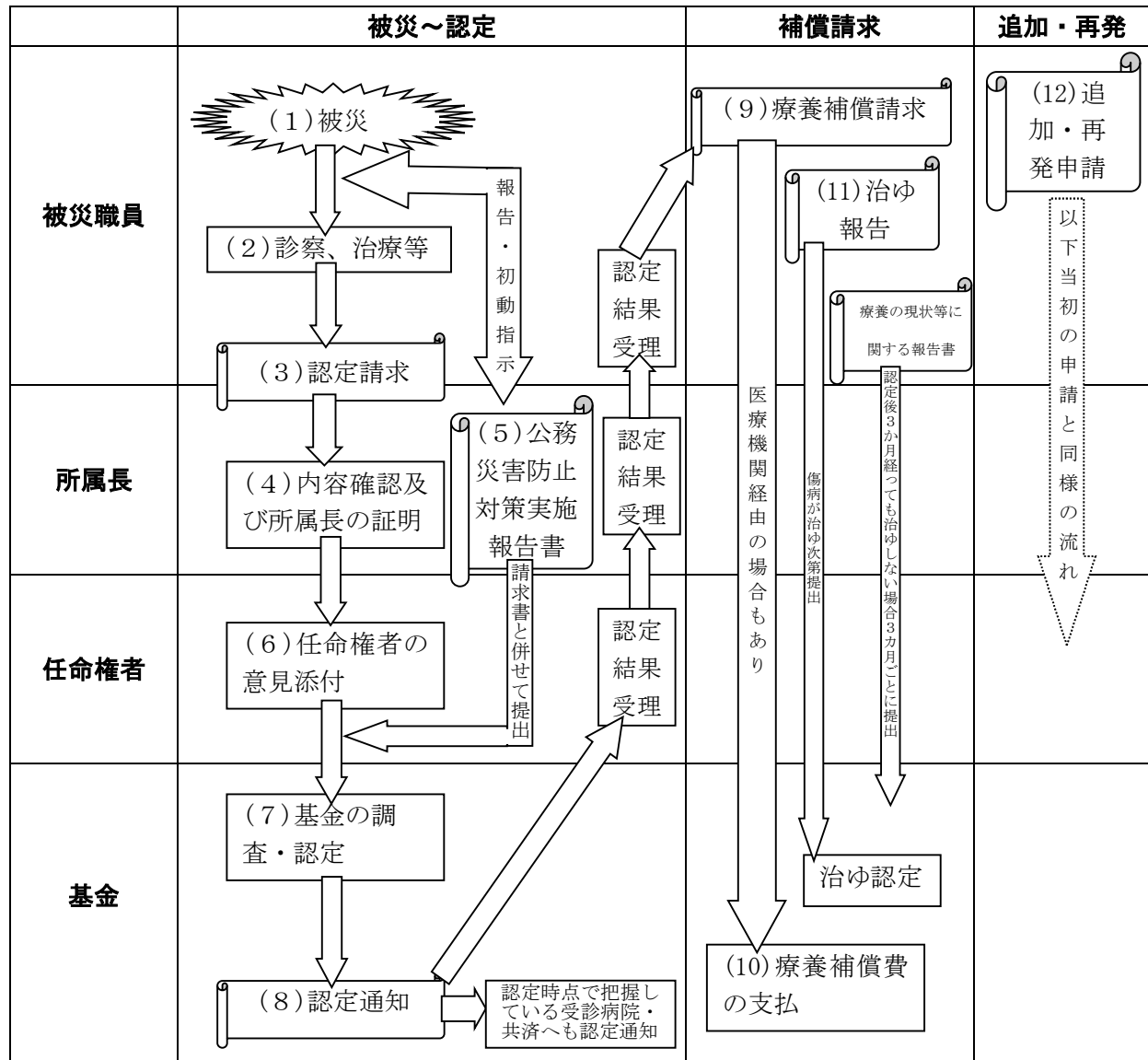
また、地方公務員の災害補償制度は「請求主義」であり、公務中に被災した場合でも、被災職員本人が基金からの補償を希望しなければ、必ずしも公務（通勤）災害の認定請求等の手続をしなければならないものではありません。

ただし、公務災害の認定を受けずに私傷病として病休を取得した場合と、公務災害の認定を受け公病として病休を取得とした場合とで、任命権者における服務上の取り扱いが異なる場合があるなど、公務（通勤）災害の認定手続以外の別の手続・制度等に影響する場合がありますので、まずは所属に災害の状況や内容を報告するとともに、公務災害認定手続の必要性について、所属と被災職員とが十分に相談してください。

2 手続の流れ

認定及び補償は、被災職員からの請求に基づいて行います。

補償を受けるためには、被災職員は認定手続を行ったうえで、公務災害・通勤災害としての「認定」を受け、その後各種補償を請求します。



(1) 被災

被災した場合、被災職員は速やかに所属長に連絡してください。所属長は、被災職員に公務災害補償制度（P 4）を説明のうえ、手続の意向確認を行ってください。認定請求を行うことを希望した（又は行う可能性がある）場合は、被災職員に以下の対応を指示してください。

ア 医療機関に対して受診前に、当該災害について公務災害の手続予定であることを伝えること。

イ 医療機関に対して、診療費等の支払いは待ってもらうよう依頼すること。

※ ただし、医療機関から一旦全額支払い、保険証の使用等を求められる場合もあるため、その場合は医療機関の指示に従ってください。

ウ 各種領収書を保管しておくこと。（宛名はフルネームで記載してもらうこと）

エ 診断書はまだ取得しないこと。（下記(3)の請求の方針が固まってから取得）

オ 交通事故の場合、警察に連絡すること。（道交法第72条第1項による報告義務）

※ 報告しなかった場合、認定請求に必要な交通事故証明書が発行されません。自転車による単独転倒事故などの相手方のいない事故や、公園敷地、商業施設の駐車場、私道での事故等の場合も報告が必要です。

カ 相手方のいる交通事故（被災職員の方が過失割合が高い場合も含む）や、犯罪者・患者・生徒等から暴行を受けた場合や、道路や施設の不備により怪我をした場合など、事故の発生について他に責任を負うべきような第三者がいる場合は、申請前に示談等を結ばないこと（口頭も含む）。

(2) 診察、治療等

治療内容等は基本的に医療機関がその必要性等を判断して実施しますが、自己判断により転医したり、タクシーを利用したり、不必要な検査を受けたりした場合、当該治療費は補償対象外となるため注意ください。（→P 46～Ⅲ補償の章参照）

(3) 認定請求

被災職員は、基金支部長に対し、所属長及び任命権者を通じて、公務（通勤）災害であることの認定を求める請求を行います。（→提出書類についてはP 21）

※ 請求書作成前に、適用される制度をご確認ください。（→制度についてはP 10）

(4) 内容確認及び所属長の証明

所属長は、請求書の記載内容を点検し、必要な証明等を行い、任命権者に送付します。

(5) 公務災害防止対策実施報告書（P 41）

所属長は、公務災害防止対策を実施し、原則として認定請求書に公務災害防止対策実施報告書を添付して（遅くとも認定から1か月以内に）任命権者に報告します。

(6) 任命権者の意見添付

任命権者は、調査したうえで、災害認定についての意見をつけ、基金支部長に送付します。

県庁知事部局の所属は、基金への認定請求書提出の起案を行政管理課へ合議してください。

また、市町村立学校職員の案件については、市町村教委を通じて、県教委の教職員・福利課に提出されます（県立学校の場合は、直接、県教委の教職員・福利課に提出されます。）。そして、県教委の教職員・福利課にて意見記載後、基金支部に提出されます。

(7) 基金支部の調査・認定

基金支部長は、内容を審査し、公務（通勤）災害に該当するかを認定します（→認定基準についてはP 12、19）。場合により追加書類の提出依頼、調査等を行います。

(8) 認定結果の通知

認定通知書2部（任命権者用1部、被災職員用1部）を任命権者へ送付します。被災職員へは、任命権者、所属長を通じて通知されます。

(9) 療養補償費請求

公務（通勤）災害と認定された場合は、認定通知書とともに請求書が送付されますので、次の手続を行ってください。（→提出書類についてはP 58）

ア 指定医療機関で治療を受けた場合

以下の指定医療機関で治療を受けた場合は、「療養の給付請求書」（P59）に必要事項を記入、押印して、指定医療機関に提出してください。

高知県立あき総合病院、高知県立幡多けんみん病院、高知県・高知市病院企業団立高知医療センター、独立行政法人国立病院機構高知病院、高知赤十字病院、独立行政法人地域医療機能推進機構高知西病院、J A高知病院

イ 指定医療機関以外で治療を受けた場合及び薬局について

① 医療機関等に療養費の支払いを待ってもらっている場合

医療機関等を受診したときに、公務（通勤）災害の手続きを取ることを申し出て、療養費の支払いを待ってもらっている場合には、「療養補償請求書」の「補償費用の受領委任」欄の他、必要事項を記入し、医療機関等に提出してください。（P60参照。なお、療養期間が長い場合は、月毎に提出が必要となります。）

② 被災職員が療養費を支払っている場合

「療養補償請求書」の「療養補償明細欄」及び「証明欄」に医療機関等の証明を受けらるか、医療機関等のレセプト、領収書の原本を添付して、必要事項を記入、押印し、所属を經由して基金支部に提出してください。（P61参照）

- ・装具、個室・上級室使用、タクシー使用等は医師の証明が必要です。
- ・診断書料は原本を基金に提出している分に限りします。

※ 一旦被災職員が全額支払った場合でも、医療機関が返金後、①の方法により請求する場合もあるため、必ず請求方法を医療機関にご確認ください。

(10) 療養補償費の支払

基金支部は、提出された療養補償の請求を審査し、法の定める基準に基づいて、医療機関、薬局、被災職員等に療養の費用を支払います。

なお、公務（通勤）災害と認定されなかった場合は、通常、共済組合員証（治療費の3割自己負担）により治療を受けることとなります。

(11) 治ゆ報告・治ゆ認定（又は療養の現状等に関する報告書）

公務（通勤）災害による傷病が治ゆした場合には、被災職員は所属長及び任命権者を經由して、治ゆ報告書（P68）を提出してください。（認定請求時に、療養の現状に関する資料（P28）に治ゆ状況を記載済みの場合は必要ありません。）

「治ゆ」には、一切の医療処置を必要としなくなった全治、全快（完全治ゆ）のみでなく、何らかの症状を残して「症状固定」の状態に至った場合を含みます。つまり、医学上一般的に認められる治療方法では療養の効果が期待できず、傷病の症状が固定した状態になったときは、たとえ、なお身体に疼痛等の症状障害が残り、それに対しての対症療法（一時的に痛みを抑えるだけの治療）が行われている場合でも、当該傷病は治ゆしたことになります。

〔治ゆの例〕・骨折や頸椎捻挫等でしびれや痛み等の神経症状は残っているが、対症療法だけを行う状態になったとき。

- ・腰痛の既往症や基礎疾患（椎間板ヘルニア・脊椎すべり症・変形性脊椎症等）のある職員が、急性期の痛みが消え慢性的な痛みのみ残る状態になったとき。

治ゆ後に対症療法、経過観察等のため受診する場合は共済組合員証を使用してください。

また、法第29条に定める程度の障害が残った場合は、障害補償の対象となります。（障害補償を受けようとする者は、任命権者を經由して障害補償年金（又は一時金）請求書を提出することとなりますので、基金支部にご相談ください。）

認定を受けた後、3カ月を経過しても治ゆせず療養している場合には、療養期間が3カ月を経過する毎に、療養の現状等に関する報告書（P67）を基金に提出してください。

(12) 追加・再発申請

ア 追加の認定

公務（通勤）災害の認定請求を行った後に、当初の災害と同一の事由に起因する傷病名が

追加して診断された場合には、追加の認定手続が必要です。

- ・当初の診断で分からなかった傷病が、その後の精密検査等の結果で判明したとき（本来診断されているべき傷病名が、当初の診断書に記載されていなかったときを含む。）
- ・既に認定請求をした傷病に起因して、療養中に新たに別の傷病が発生したとき

イ 再発の認定

公務又は通勤により生じた傷病がいったん治癒した後に、その傷病又はその傷病と相当因果関係をもって生じた傷病に関し、再び治療を必要とするに至ったときは、傷病の再発として取り扱います。再発の認定には、通常の公務（通勤）災害と同様の認定手続が必要です。

Ⅱ 認定請求

1 対象職員

災害補償制度の適用関係（着色部が当該手引の対象となる範囲）

区分			適用法令等	補償実施機関
常勤職員	任期の定めのない常勤職員、任期付職員、再任用職員		地方公務員災害補償法	地方公務員災害補償基金
	短時間勤務職員（再任用短時間勤務職員、任期付短時間勤務職員、育児短時間勤務職員）		地方公務員災害補償法	地方公務員災害補償基金
	臨時的任用職員	常勤職員の代替の場合	地方公務員災害補償法	地方公務員災害補償基金
		非常勤職員の代替の場合	地方公務員災害補償法に基づく条例（議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例）	地方公共団体
		上記以外の臨時的任用職員	地方公務員災害補償法	地方公務員災害補償基金
非常勤職員	会計年度任用職員	12月以上連続でフルタイム勤務している会計年度任用職員※1	地方公務員災害補償法	地方公務員災害補償基金
		パートタイム会計年度任用職員 及び フルタイム勤務の連続月数が12月未満のフルタイム会計年度任用職員	労働者災害補償保険法の適用される所属※2において雇用されているもの	国（厚生労働省所管）
			上記以外の所属において雇用されているもの	地方公務員災害補償法に基づく条例（議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例）
	特別職	消防団員、水防団員	消防組織法、水防法及び消防団員等公務災害補償等共済基金法	地方公共団体
		学校医、学校歯科医、学校薬剤師	公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律	地方公共団体
		上記以外の特別職（議員、行政委員会の委員、地方公共団体の附属機関の委員、統計調査員、民生委員等）	地方公務員災害補償法に基づく条例（議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例）	地方公共団体

※1 常時勤務に服することを要しない職員のうち、常時勤務に服することを要する者について定められている勤務時間以上勤務した日が18日以上ある月が引き続いて12月を超えるに至った者で、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することを要することとされているもの（地方公務員災害補償法施行令第1条第1項第2号）（常勤的非常勤職員）。

※2 高知県庁内において労働者災害補償保険法の適用される所属については、毎年5月ごろに人事委員会が「業務概要データ」の一部として公表している、「労働基準法別表第1各号等の事業所一覧表」から確認ください。同表左欄に「3号」、「7号」、「12号」、「13号」と記載されている所属が労働者災害補償保険法の適用される所属となります。県以外の団体においては人事所管課等にお問い合わせください。

なお、現業業務に従事していない事務職員等であっても該当所属に所属している全職員が労働者災害補償保険法の適用対象となることに注意してください。

※3 県庁において公務災害の対象となる特別職非常勤職員は下記のとおりです。県以外の団体においては人事所管課等にお問い合わせください。疑義がある場合は職員厚生課まで相談ください。

- ① 県議会議員、監査委員、収用委員会委員、海区漁業調整委員会委員、教育委員会委員、人事委員会委員、公安委員会委員（地公法第3条第3項第1号の特別職非常勤）
- ② 内水面漁場管理委員会委員、選挙管理委員会委員、労働委員会委員、民生委員、児童委員、公文書開示審査会委員など（地公法第3条第3項第2号の特別職非常勤）
- ③ 投票管理者、開票管理者、選挙長、選挙分会長、審査分会長、国民投票分会長、投票立会人、開票立会人、選挙立会人、審査分会立会人、国民投票分会立会人その他総務省令で定める者の職（地公法第3条第3項第3号の2の特別職非常勤）
- ④ 上記以外で、臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらの者に準ずる者の職（専門的な知識経験又は識見を有する者が就く職であつて、当該知識経験又は識見に基づき、助言、調査、診断その他総務省令で定める事務を行うものに限る。）（地公法第3条第3項第3号の特別職非常勤）

ア 法令で定めるものは以下のとおり限定列举されています。（総務省「会計年度任用職員制度の導入等に向けた事務処理マニュアル」より）

該当する事務	該当する者の職種等
i) 助言	顧問、参与、学校薬剤師（学校保健安全法第23条）、学校評議員（学校教育法施行規則第49条）、評価員（土地区画整理法第65条）、評価員（新都市基盤整備法第28条）
ii) 調査	地方自治法第100条の2第1項に規定する議会による議案調査等のための調査を行う者、統計調査員（統計法第14条）、国民健康・栄養調査員（健康増進法第12条）、保険審査会専門調査員（介護保険法第188条）、建築物調査員（建築基準法第12条）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第103条第1項に基づき調査を行う者、介護保険法第194条第1項に基づき調査を行う者、土地改良法第8条第2項に基づき調査を行う者、鳥獣被害対策実施隊員（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律第9条）
iii) 診断	学校医（学校保健安全法第23条）、学校歯科医（学校保健安全法第23条）、産業医（労働安全衛生法第13条）
iv) 総務省令で定める事務	幹旋員（労働関係調整法第12条第1項）

イ 法令に基づかず地方公共団体が独自に設置する職については、①専門的な知識経験又は識見を有すること、②当該知識経験等に基づき事務を行うこと及び③事務の種類が、助言、調査、診断又は総務省令で定めるものである事、の全ての要件を満たした場合該当します。該当するかどうかについては、県庁の場合は職員厚生課、その他の団体においては人事所管課等にご相談ください。

- 備考 1 公社、財団法人等に派遣されている職員については、公益法人等との間で締結している協定によって受ける補償が定まり、地方公務員災害補償法の補償の適用は受けない場合があります。協定の内容をご確認ください。
- 2 他制度については下記へご相談ください。（県庁の場合）
- ア 地方公務員災害補償法に基づく条例→職員厚生課公務災害班
 - イ 労働者災害補償保険法→総務事務センター
 - ウ 消防組織法、水防法及び消防団員等公務災害補償等共済基金法→消防政策課
 - エ 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律→教育委員会事務局保健体育課

2 公務災害認定の要件

ここに記載しているものはあくまで基本的な考え方や例であり、例外が多くあります。認定されうるかどうかは、個別具体的に検討する必要があります。

また、最新の認定要件については基金本部通知（平成15年9月24日付け地基補第153号「公務上の災害の認定基準について」ほか）を参照してください。

(1) 総論

職員が災害を受け、その災害が公務災害として認められるためには、職員が公務に従事し、任命権者の支配管理下にある状況でその災害が発生したこと（**公務遂行性**）と、公務とその災害との間に相当因果関係があること（**公務起因性**）の二つの要件を満たす必要があります。

ア 公務遂行性…任命権者の支配管理下（＝命令を受ける関係）にあること。

公務災害であるためには、当然公務中に発生した災害でなければならないため、「公務中であった」かどうかを検討するものです。

公務遂行性が認められうる状況の例は以下の表のように限定されています。なお、表中7以降のように、一般的には「職務を行っている」と観念できないような状況でも職務遂行性が認められる場合があるため注意してください。

1 自己の職務遂行中	① 法令又は権限ある上司の命令により職員に割り当てられた職務に従事している場合 ② 地方公務員法第39条の規定に基づき地方公共団体が行う研修を受けている場合（職員自身が自発的に行う自主研修は対象外。） ③ 地方公務員法第42条の規定による職員の保健のための健康診断を受けている場合（人間ドック等のように、その受診が職員の意思に委ねられているものは対象外。）
2 職務遂行に伴う合理的行為中	① 業務待機中の行為 業務待機中としては著しく社会通念を逸脱していないこと ② 生理的必要行為 用便のための構内通行行為や、水等を飲むために往復する行為 （なお、用便、水等を飲む行為自体は私的行為であるため、それらの最中の被災は対象外。） ③ 公務達成のための善意行動 慣例的に同僚の職務を援助する行為、勤務公署の業務の運営を阻害する状態を排除する行為等が該当し、公務上の必要性のないいわゆる道義的立場からの善意行為は公務外 ④ 食事行為 ア 勤務公署内に食事施設がある場合は、勤務場所と食事施設との間の往復行為 イ 勤務公署内に食事施設がない場合又は食事施設があっても不十分な場合は、勤務公署とその近辺の食堂との間を合理的な経路及び方法により往復する行為 （なお、食事行為自体は私的行為であるため、食事最中の被災は対象外。） ⑤ 医療機関へ行く行為 負傷又は疾病のため緊急の治療が必要であると認められる職員が、所属部局の長の指示又は了解を受けて、治療のため勤務時間を割いて勤務公署と医療機関との間を合理的な経路及び方法により往復する行為
3 職務遂行に必要な準備行為又は後始末行為中	勤務時間の始め又は終わりにおいて職務遂行に必要な準備行為又は後始末行為（更衣、機械器具の点検・整備・格納、作業環境の整備など）
4 救助行為中	勤務場所において負傷し、又は疾病に罹患した職員を救助する行為
5 防護行為中	非常災害時において勤務場所又はその附属施設（公務運営上の必要により入居が義務付けられている宿舎を含む。）を防護する行為
6 出張又は赴任の期間中	出張又は赴任の期間中に発生した負傷は、 <u>次の場合を除き</u> 公務災害となります。 ① 合理的な経路又は方法によらない順路にある場合 ② 恣意的行為を行っている場合 ③ 出張期間が長期にわたる場合（概ね1か月）において、宿泊施設内にあるとき又は宿泊施設と勤務場所との間の往復途上にあるとき（この場合の往復途上は通勤災害の対象となります。） なお、旅行命令によらない経路によった場合でも、その経路によったことが客観的に妥当と認められる経路に当たる場合は、合理的経路として扱われます。 また、通常の宿泊行為中の負傷は、宿泊行為を出張に伴う必然的行為と考え、著しく酩酊して階段から転落したような場合等特に恣意的な行為によるものを除き、公務上として扱われます。

7 出勤又は退勤途上	通勤途上の災害は一般的には通勤災害として扱われますが（→P17）、次の場合は任命権者の拘束性が認められ、公務災害として扱われます。 ① 公務運営上の必要により、特定の交通機関によって出勤又は退勤することを強制されている場合の出勤又は退勤の途上 ② 突発事故その他これに類する緊急用務のため、直ちに又はあらかじめ出勤することを命ぜられた場合の出勤又は当該退勤の途上 ③ 午後10時から翌日の午前7時30分までの間に開始する勤務に就くことを命ぜられた場合の出勤の途上 ④ 午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務が終了した場合の退勤の途上 ⑤ 宿日直勤務を命ぜられ、直接当該勤務に就くため出勤し、又は当該勤務を終了して退勤する場合の出勤又は退勤の途上 ⑥ 引き続き24時間以上となった勤務が終了した場合の退勤の途上 ⑦ 地方公務員法第24条第5項の規定に基づく条例に規定する勤務を要しない日及びこれに相当する日（以下「勤務を要しない日」といいます。）に、特に勤務することを命ぜられた場合の出勤又は退勤の途上 ⑧ 国民の祝日に関する法律に規定する休日及び年末年始の休日に、特に勤務することを命ぜられた場合（交代制勤務者等でその日に当然に勤務することとなっている場合を除く。）の出勤又は退勤の途上 ⑨ 勤務を要しない日とされていた日に勤務時間の割り振りが変更されたことにより勤務することとなった場合（交代制勤務者等にあっては、その日前1週間以内に変更された場合に限る。）の出勤又は退勤の途上 ⑩ ①から⑨までに掲げる場合の出勤又は退勤に準ずると認められる出勤又は退勤等、特別の事情の下にある場合の出勤又は退勤の途上 （例示） ア 通常の勤務が終了した後、引き続き4時間以上の時間外勤務に服した場合の退勤途上 イ 特に命じられて1時間以上早く出勤する場合の出勤途上 ウ いわゆる異常な時間帯（午後10時から翌日の午前5時まで）を3時間以上含む勤務終了後の退勤途上
8 レクリエーション参加中	レクリエーションは、本来それ自体は、公務ではないものの、職員の元気回復を図り、もって公務の能率増進に寄与する効果を有します。このため、一定の要件を満たす下記のようなレクリエーションへの参加については、公務遂行性を認めることとしています。 ① 地方公務員法第42条の規定に基づき、任命権者が計画し、実施したレクリエーション ② 任命権者が地方公務員等共済組合法に基づく共済組合若しくは職員の厚生福利事業を行うことを主たる目的とする団体で、条例により設置され、かつ地方公共団体の長の監督の下にあるものと共同して行ったレクリエーション ③ その他、任命権者の支配管理の下に行われたレクリエーション
9 設備の不完全又は管理上の不注意による災害	勤務場所又はその附属施設の設備の不完全又は管理上の不注意その他所属部局の責めに帰すべき理由によるもので次のような場合 ① 所属部局が専用の交通機関を職員の出勤又は退勤の用に供している場合において、当該出勤又は退勤の途上にあるとき ② 勤務のため、勤務開始前又は勤務終了後に施設構内で行動している場合 ③ 休憩時間又は休憩時間中に勤務場所又はその附属施設を利用している場合
10 宿舍の不完全又は管理上の不注意による災害	公務運営上の必要により入居が義務付けられている宿舍（看護師の寄宿舍、警察官の待機宿舍など）において、宿舍の不完全又は管理上の不注意によって発生した災害は公務災害となります。
11 職務遂行に伴う怨恨による災害	職務遂行に伴う怨恨によって第三者から加害を受けた場合は、職務遂行中であるか否かにかかわらず公務災害として取り扱われます。（私的怨恨による場合には、職務遂行中であっても公務外とされます。）
12 公務上の負傷は疾病と相当因果関係をもって発生した災害	公務上の傷病の療養中に生じた災害については、一般に、公務と関連のない災害であるが、当初の公務上の傷病と、その療養中に公務によらない災害によって加重し、又は増悪した傷病（死亡した場合を含む。）との間に相当因果関係が認められる場合には、公務災害となります。（ただし、公務上負傷した職員が医療機関に行く途中に自動車事故だけがをした場合等は公務外） （例）公務上の負傷（不完全骨折）で療養中、機能回復訓練を行っているとき、転倒して、当初の不完全骨折部位を完全骨折した場合
13 その他公務と相当因果関係をもって発生した災害	前に掲げるもののほか、公務と相当因果関係をもって発生した災害は公務災害となります。

イ 公務起因性…経験則上傷病等の発生が公務に内在する危険の具体化したものであること。

公務中の事故であっても、その原因が公務と全く関係のないものである場合は公務災害たりえないため、「公務と関係があった」かどうかを検討するものです。

公務→事故→災害（負傷・発症）の間に経験則上相当な関係（相当因果関係）があるかどうかを個別具体的に検討します。

※「事故」にあたる事象には「事故性」がなければならず、単なる歩行や低い段差の昇降など、通常の業務や日常生活において行われるような動作を行ったこと等のみでは「事故」たりえません。凹凸につまずいた、濡れていて足が滑ったなどの事故的事象である必要があります。

「相当因果関係」とは、通常一定の行為から一定の結果をもたらすことが相当であると認められる場合の因果関係をいいます。

例えば、公務逸脱行為・私的行為中の事故や、天災地変等の自然現象、自己又は他人の故意による事故、本人の素因（持病）が主要な原因となった事故などは、そもそも公務が原因となっておらず、公務と事故との間の相当因果関係がないため、公務起因性は認められません。

公務起因性は以下の手順で判断します。

- ① 傷病の確認
- ② 公務遂行性の確認
- ③ 事故の確認
- ④ 傷病の発生に不可欠の条件となった諸事情の確認
- ⑤ 公務（災害時の事故）が傷病等を発生させる蓋然性の確認

※ 原因不明の災害の場合は、④に掲げるものに加え、周辺事実、事故の前後の状況等、範囲を広げて情報収集し、最終的には間接的な推論により公務起因性の有無を推定します。

※ 他人の故意による災害が例外的に認められる場合として、職務に関連する怨恨による加害行為によるものがあります。これに該当する可能性がある場合は、被災職員の公的、私的な加害者との係わり、公務上の事実と加害行為との時間的關係及び場所的関連性も確認し、職務に関連する怨恨か私的怨恨かを判定します。

(2) 負傷の場合における公務起因性の判断について

ア 公務→事故の間の相当因果関係

「あのような公務に従事していればあのような事故等が発生するであろう」と認められるかどうかを検討します。(1)イで「事故性」につき前述したとおり、ただ座っていただけ、ただ歩いていただけ、多少の段差を降りただけ等の普段から起こりうる事象（行いうる行為）により負傷が発生した場合、そのような事象は公務に従事していなかったとしても発生しうるものであり、たまたま負傷が発生したタイミングが公務中であっただけのものであるため、「あのような公務に従事していなくてもあのような事故等が発生するであろう」と判断され、因果関係が認められません。

更に、こちらも(1)イで前述のとおり、公務逸脱行為・私的行為中の事故や、天災地変等の自然現象、自己又は他人の故意による事故、私病・薬の副作用による意識消失等などにより事故が発生した場合など、反証事由がある場合も検討を要します。

イ 事故→災害（負傷）の間の相当因果関係

「あのような事故等が発生すればあのような災害（負傷）が発生するであろう」と認められるかどうかを検討します。一般的に負傷を発生させるような事故は、外面的に明らかな物理的事象であることが多いため、事故→災害（負傷）の間の相当因果関係は比較的容易に判断することができます。

ただし、事故等から相当期間経過して発生した負傷、療養（記録）のない負傷、事故等の態様と負傷の態様が一致していない負傷、原因が医学的に不明な負傷など、反証事由がある場合は検討を要します。

更に、私病・既往歴・加齢による変性（膝・腰・首など）・薬の副作用などの素因が共働原因となっている場合も考えられます。

ウ 公務起因性の判断

ア、イの相当因果が共に認められた場合、公務起因性が認められます。

反証や共働原因のあるような事案については、所属等への聞き取りや診療歴の収集、主治医・専門医への所見照会等の詳細な調査を行います。

調査の結果、反証がある事案については反証が否定された場合に限り、共働原因がある事案については公務の方が相対的に有力な原因であったと認められる場合に限り、それぞれ公務起因性が認められます。

(3) 疾病（病気）の場合における公務起因性の判断について

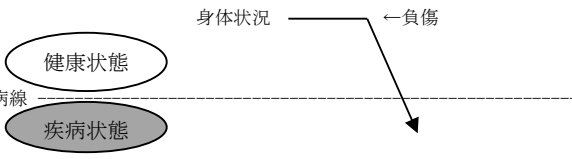
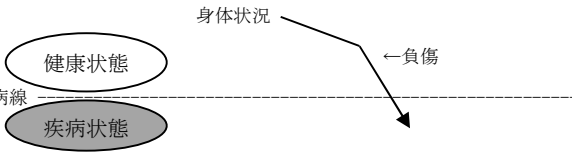
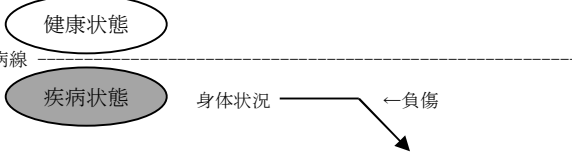
ア 総論

疾病については、明確な「事故」というべき事象が存在し、負傷の場合と同様に判断できる場合もありますが、例えば精神的負担が徐々に蓄積して精神疾患を発症した場合など、明確な「事故」的事象がない場合もあります。

よって疾病においては、①職員の従事する公務が疾病の原因となりうる因子（過重労働、ストレス、化学物質等）を有していること、②公務従事期間から見て発症しうる程度の因子を受けていること、③因子を受けた時期と疾病の発症時期・経過との間に医学上矛盾がないこと、の全ての要件を満たしている場合に公務起因性が認められます。

また、負傷の場合と同様に反証事由や共働原因についても検討しますが、疾病の場合は、私病・既往歴・加齢による変性（膝・腰・首など）・薬の副作用や私生活におけるストレス等が共働原因となっている場合も多いため、公務起因性が判断しにくく、より複雑な調査とより医学的に高度な判断が必要となり、それに伴って認定までにかかる時間も長くなります。共働原因がある事案については、疾病の場合もやはり公務の方が相対的に有力な原因であったと認められる場合に限り公務起因性が認められます。

なお、認定基準では疾病を次表の3類型に区分しており、1の公務上の負傷に起因する疾病、2の職業性疾病については因果関係が分かりやすいことが多いですが、3が問題となります。

1 公務上の負傷に起因する疾病	公務上の負傷（身体に与えられた刺激）に起因する疾病は、公務上の災害となります。 これに該当する疾病は次のとおりです。 事例としては、災害性の腰痛（後述イを参照）や外傷性肋膜炎等があります。 ① 負傷当時、疾病の素因がなかった者が、その負傷により発病した場合  ② 負傷当時、疾病の素因はあったが発病する程度ではなかった者が、その負傷により、その素因が刺激されて発病した場合 ③ 負傷当時、疾病の素因があり、早晚発病する程度であった者が、その負傷により、発病の時期を著しく早めた場合  ④ 負傷当時、既に発病していた者が、その負傷により、その疾病を著しく増悪した場合 
2 職業性疾病	次の場合は、それぞれの業務に伴う有害作用の程度が当該疾病を発症させる原因となるのに足るものであり、かつ、当該疾病が医学経験上当該原因によって生ずる疾病に特有の症状を呈した場合は、公務以外の理由により発病したという反証のない限り公務上の災害となります。 ① 物理的因子にさらされる業務に従事したため生じた疾病 ② 身体に過度の負担のかかる作業態様の業務に従事したため生じた疾病 ③ 化学物質等にさらされる業務に従事したため生じた疾病 ④ 粉じんを飛散する場所における業務に従事したため生じたじん肺症 ⑤ 細菌、ウイルス等の病原体にさらされる業務に従事したため生じた疾病 ⑥ がん原性物質又はがん原性因子にさらされる業務に従事したため生じた疾病
3 その他公務に起因する疾病	1及び2に掲げるもののほか、公務に起因することが明らかな疾病は公務上のものとし、これに該当する疾病は次のものです。 ① 伝染病又は風土病に罹患するおそれのある地域に出張した場合における当該伝染病又は風土病 ② 健康管理上の必要により任命権者が執った措置（予防注射及び予防接種を含む。）により発生した疾病 ③ 公務運営上の必要により入居が義務付けられている宿舍の不完全又は管理上の不注意により発生した疾病 ④ 勤務場所又はその附属施設の不完全又は管理上の不注意その他所属部局の責めに帰すべき事由により発生した疾病 ⑤ 職務の遂行に伴う怨恨によって発生した疾病 ⑥ 所属部局の提供する飲食物による食中毒 ⑦ その他公務と相当因果関係をもって発生したことが明らかな疾病 事例としては、腰痛又は脳疾患や心臓疾患などがあり、これらの基準は後述のイのとおりです。

イ 通知により個別の取扱いが定められている疾病

以下の疾病については、認定が特に困難であるため、基金本部の通知等によりその取扱いが定められています。（詳しい認定要件はそれぞれの通知を参照ください。）

① 腰痛（昭和52年2月14日付地基補第67号「腰痛の公務上外の認定について」）

腰痛は、仕事中でも日常生活のなかでも、場所や時刻にかかわらず、また、腰部に作用した力の強さを問わず発症し、加齢による腰椎の変性や日常生活における運動量なども発症に影響を及ぼすため、職務遂行中に発症した場合であっても、必ずしも公務に起因して発症したものとは言えない場合があります。

なお、認定請求に当たっては、災害性や素因の有無を判断するため、既往歴報告書を提出することが必要です。

また、補償の対象となる治療の範囲と期間も限定されています。

※ 頸部痛についても、素因・基礎疾患等が関与することがあるため、認定の考え方等について腰痛に準じた取り扱いをしています。

② **心・血管疾患及び脳血管疾患**（令和3年9月15日付地基補第260号「心・血管疾患及び脳血管疾患の公務上外の認定について」ほか）

＜認定対象疾患＞

心・血管疾患	狭心症、心筋梗塞、心停止（心臓性突然死を含む。）、重症の不整脈（心室細動等）、肺塞栓症
脳血管疾患	くも膜下出血、脳出血、脳梗塞（脳血栓症、脳塞栓症、ラクナ梗塞）、高血圧性脳症

上記のような心・血管疾患及び脳血管疾患等（負傷に起因するものを除く。）は、基礎となる高血圧、動脈硬化等による血管病変又は動脈瘤等の基礎的病態（血管病変等）が加齢や一般生活等における諸種の要因（危険因子）によって増悪し、発症に至る場合がほとんどで、職場、自宅の別はもとより、勤務中、休息中、睡眠中の別なく発症するものであるとされています。

このため、心・血管疾患及び脳血管疾患等が公務に起因することが明らかな疾病として認定されるためには、公務による精神的、肉体的に過重な負荷（過重負荷）が血管病変等をいわゆる自然的経過を超えて急激に著しく増悪させ、発症させたと医学的に認められることが必要であり、当該心・血管疾患及び脳血管疾患等の発症に当たって公務が相対的に有力な原因であると判断される場合には公務との相当因果関係が認められ、公務上の災害として取り扱われるものとされています。

なお認定請求に当たっては、公務起因性を判断するため、通常の認定申請書類に加え、別途「心・血管疾患及び脳血管疾患等の職務関連疾患の認定調査票」を提出することを要します。

③ **肝炎、エイズ等（針刺し事故）**（昭和62年10月12日付地基補第27号「抗H B s 人免疫グロブリン製剤及びB型肝炎ワクチンに関する療養補償の取扱いについて」ほか）

公務災害の対象となる傷病は、公務災害の認定を行う前提となる傷病が発症（発生）し、治療が必要となった場合に限られています。しかし、肝炎、エイズ等については感染力が強いこと、感染した場合治癒が難しいことなどから、患者に使用した注射針を誤って自分の指などに刺してしまう、いわゆる「針刺し事故」について、特例として発症以前にも検査や治療を療養補償の対象としています。

また、この特例は病院等に勤務する医療従事者に限らず、全職員が対象となりますので、特に救急隊員の方は参考にしてください。

なお、発症した場合には、公務と相当因果関係をもって発症したと認められる限り、公務上の災害として他の疾病と同様に補償の対象となります。

④ **精神疾患等**（平成24年3月16日付地基補第61号「精神疾患等の公務災害の認定について」ほか）

精神疾患の発症には、業務による精神的又は肉体的負荷の他に、家庭問題、金銭関係等の業務以外の負荷や、精神疾患の既往歴、社会適応状況における問題等の個体側要因が影響する場合があります。

このため、精神疾患が公務に起因することが明らかな疾病として認定されるためには、①対象疾病発症前のおおむね6か月の間に、業務により強度の精神的又は肉体的負荷を受けたことが認められること、②業務以外の負荷及び個体側要因により対象疾病を発症したとは認められないこと、の2つが要件とされています。

なお、自殺については、公務と精神疾患との間に相当因果関係が認められ、かつ、当該精神疾患と自殺との間に相当因果関係が認められるときに、公務起因性が認められます。

<認定対象疾患>

国際疾病分類第10回修正版（以下「ICD-10」という。）第V章「精神及び行動の障害」に分類される疾患であって、器質性のもの（F0）及び有害物質に起因するもの（F1）は除く。

業務に関連して発症する可能性のある精神疾患は、主としてICD-10のF2からF4までに分類される精神疾患とされている。

- F2 統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害
- F3 気分（感情）障害
- F4 神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害

なお、いわゆる心身症は、対象疾病とならない。

（４） 障害又は死亡の場合について

公務上の負傷又は疾病と相当因果関係をもって生じたことが明らかな障害又は死亡は、公務上のものとなります。認定についての考え方は負傷、病気の場合とほぼ同様です。

3 通勤災害認定の要件

ここに記載しているものはあくまで基本的な考え方や例であり、例外が多くあります。認定されうるかどうかは、個別具体的に検討する必要があります。

また、最新の認定要件については基金本部通知（昭和62年5月20日付け地基補第81号「『通勤』の範囲の取扱いについて」ほか）を参照してください。

通勤は、任命権者の支配管理下にある公務とは異なるものですが、公務と密接な関連を有するものであるため、通勤途上において発生した事故による負傷・疾病・障害・死亡については、災害補償の対象になります。なお、通勤災害も公務の最中の災害と同様に、「**通勤遂行性**」と「**通勤起因性**」を有している必要があります。前者は以下の(1)、(2)により、後者は「公務起因性」と同様に判断します。

(1) 通勤の範囲

通勤とは、職員が**勤務のために**、**住居**と**勤務場所**との間を、**合理的な経路**及び**方法**により往復することをいいます。各要件の説明及び該当・非該当例は、以下のとおりです。

※ なお、通勤中であっても、残業で退勤が深夜となった場合など任命権者の拘束性が伴う場合、通勤災害ではなく**公務災害**になる場合があります。（→P13表中7参照）

項目及び説明	該当する場合	該当しない場合
勤務のために 勤務に就くため、又は勤務を終了したことにより行われる往復行為をいい、往復行為が、全体としてみて、勤務と密接な関連性をもって行われるものをいいます。	○通勤途中で作業衣、定期券等、勤務又は通勤に関係のあるものを忘れたことに気づき、これを取りに戻る場合 ○交通途絶、スト等の交通事情により、許可を受けて引き返す場合 ○レクリエーション（公務災害と認定される場合に限る。）に参加する場合 ○次の勤務時間までの間に相当の間隔がある場合において、住居との間を往復する場合 ○遅刻して出勤し、又は早退する場合（短時間の休憩時間や勤務時間中に私用で帰るのは、勤務を終了して帰る場合とは認められないので通勤としない。）	×出勤途中で自己都合により引き返す場合 ×休日等に勤務公署の運動施設を利用するため住居と勤務公署との間を往復する場合 ×親睦会主催、任意参加の遠足に参加する場合 ×勤務時間終了後相当時間にわたり囲碁、将棋等私用を弁じた後、帰宅する場合
住居 職員が居住して日常生活の用に供している生活の本拠としての家屋のほか、次の場合を含みます。	○家族と共に生活している家等、通常勤務のための出勤の始点 ○単身赴任者等が家族の住む家から反復・継続性をもって通勤する場合の家族の住む家 ○通常の勤務のために、又は長時間の残業、早出勤等に備えて設けた宿泊場所 ○交通事情等のために一時宿泊する旅館、ホテル等 ○家族が長期入院し看病する必要がある場合の病院 ○台風等で避難場所から出勤する場合の当該外避難場所	×地方出身者の一時的帰省先 ×単身赴任者が年末年始のみ家族と共に過ごす場合の家族の住居 ×家族と共に郷里の実家に行き、そこから出勤する場合の当該実家
勤務場所 職員が職務を遂行する場所として、明示又は黙示の指定を受けた場所をいい、通常の勤務公署のほか、外勤職員の外勤先なども該当します。	○通常の勤務提供の場所 ○レクリエーション（公務災害と認定される場合に限る。）の場所	×同僚との懇親会、同僚の送別会の会場
合理的な経路 社会通念上、住居と勤務場所との間を往復する場合に、一般に、職員が用いると認められる経路をいいます。	○定期券による経路 ○通勤届による経路 ○定期券による経路ではないが、通常これと代替することが考えられる経路 ○経路上の道路工事等、当日の交通事情によりやむを得ず迂回する経路 ○事故、スト等の場合の代替輸送機関による経路 ○座席確保や急行列車利用のため1～2駅戻る経路 ○誤って1～2駅乗り越して戻る経路 ○乗降駅以外の駅へ定期券を購入しに行く経路 ○通常の経路を少し離れた場所にある便所に行く経路 ○自動車通勤の者がガソリン補給のためにガソリンスタンドに立ち寄る経路 ○自動車通勤の者がその自動車の修理のため最小限度の迂回をする経路 ○共稼ぎの職員が子供を託児所に連れて行く経路	×歩行者専用道路を自転車で走行していた場合 ×ショートカットのため私有地や進入禁止道路を通行していた場合 ×鉄道線路、高速道路等の歩行が禁止されている場所を歩行する場合の経路 ×交通事情によらず、著しく遠回りとなる経路
合理的な方法 社会通念上、住居と勤務場所との間を往復する場合に、一般に、職員が用いると認められる方法をいいます。	○電車、バス等公共交通機関を利用する場合 ○自家用自動車（友人のものに同乗する場合を含む。）、自転車等を使用する場合 ○徒歩による場合 ○通常、電車、バス等公共交通機関を利用している者が、 ・勤務終了後の私用のため、自家用自動車を利用して出勤する場合 ・遅刻状態にあるため勤務時間に間に合うようタクシーを利用した場合 ・雨天のため、妻に自家用自動車で送らせた場合	×運転免許を受けていない者の運転する自動車を利用する場合 ×飲酒運転の場合、又はそれを知りながら同乗する場合

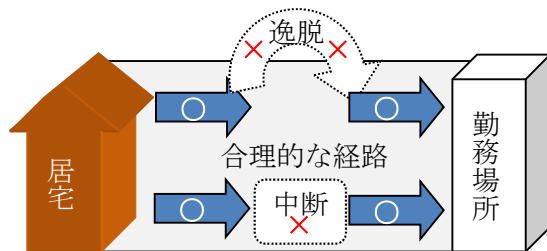
(2) 逸脱・中断

職員がその移動の経路を逸脱（通勤と関係ない目的で合理的な経路からそれること）し、又はその移動を中断（合理的な経路上において、通勤目的から離れた行為を行うこと）した場合においては、当該逸脱又は中断の間及びその後の移動中の災害は、通勤災害とはされません。

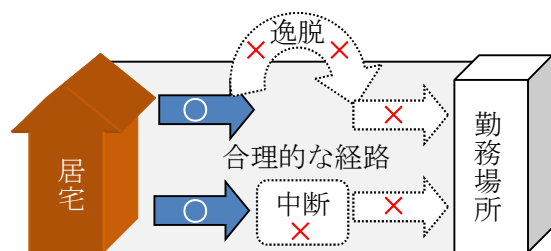
ただし、当該逸脱又は中断が、日用品の購入等の「日常生活上必要な行為」をやむを得ない理由により行うための最小限度のものである場合には、当該逸脱又は中断の間に生じた災害を除き、通勤災害とされます。（日常生活上必要な行為の具体例は下記表のとおりです。）

逸脱又は中断があった場合において、通勤災害と認定されうる範囲を図示すると次のようになります。（○＝通勤に該当、×＝通勤に非該当）

日常生活上必要な行為を目的として逸脱・中断した場合



日常生活上必要な行為以外を目的として逸脱・中断した場合



<日常生活上必要な行為>

項目	左の項目に該当する場合	該当しない場合
日用品を購入する行為	○パン、米、酒類等の飲食物品 ○家庭用薬品 ○下着、ワイシャツ、背広、オーバー等の衣料品 ○石油等の家庭用燃料品 ○身廻り品 ○文房具、書籍等 ○電球、台所用品等 ○子供の玩具	×装飾品、宝石等の奢侈品 ×テレビ、冷蔵庫、ピアノ、自動車、机、たんす等の耐久消費財 ×スキー、ゴルフ等のスポーツ用品
日用品の購入に準ずる行為	○独身職員が通勤途中で食事をする行為 ○クリーニング店に立ち寄る行為 ○理髪店、美容院に行く行為 ○テレビ、冷蔵庫等の修理を依頼しに行く行為 ○税金、光熱水費等を支払いに行く行為 ○市役所等に住民登録、戸籍抄本等を取りに行く行為（逸脱又は中断としない行為） ・経路上の店で、タバコ・雑誌等を購入する場合 ・駅構内でソバ等を立食する場合	×通勤途中で娯楽等のため麻雀、パチンコ、ゴルフ練習、ボーリング等をする場合 ×居酒屋、スナック、屋台等で飲食をする場合 ×映画、観劇等のため回り道をする場合 ×同僚の送別会に行く場合 ×冠婚葬祭に行く場合 ×友人宅、親類宅等を訪ねる場合
教育、職業訓練を受ける行為	○中学校、高等学校、義務教育学校、中等教育学校、大学、高等専門学校、特別支援学校における教育 ○職業能力開発校、職業能力開発短期大学校、職業能力開発大学校、職業能力開発促進センター等における職業訓練 ○学校教育法第124条に規定する専修学校における教育 ○職業能力開発促進法第27条に規定する職業能力開発総合大学校における職業訓練 ○学校教育法第134条に規定する各種学校における教育で、一般的に職業に必要な技術に関し1年以上の修業期間を定めて行われるもの ○上記のほか、教育訓練の内容及び形態がこれらに準ずると認められる教育訓練	×趣味又は娯楽のためのもの
病院等で診察、治療を受ける行為等	○人工透析を受けるため病院等に立ち寄る行為 ○接骨、あん摩、はり、きゅう等の施術を受けるため施術所に立ち寄る行為 ○家族の見舞等のため病院等に立ち寄る行為	
選挙権の行使等	○国政選挙、地方選挙等の投票に行く行為 ○住民の直接請求権等の行使等の行為	
2週間以上の介護	○2週間以上の期間にわたり、日常生活に支障のある配偶者、子、父母等の介護のため、住居や一時入所している施設に立ち寄る場合	×単に様子を見に行く場合 ×通常介護を行う者に代わって、たまたま介護を行う場合

4 認定申請書類

公務災害・通勤災害の認定請求に必要な書類一覧

区分 書類名	負傷の場合					疾病の場合		記載例掲載 ページほか
	出張・ 外勤中	訓練・ 研修・ レクリエーション中	通勤途上 (通勤災害含む。)	針刺し・ HCV等 の汚染 血液接 触	その他 (通常勤務 中)	負傷に 起因するもの (災害性の腰痛・ 頸部痛等)	職業性 疾病・ その他 (脳・心臓疾患 等)	
①認定請求書	全ての場合に必要							P 22～23
②現認書・事実証明書	※ 公務・通勤・兼業、単身赴任の場合の通勤災害の三種があるため、様式の間違いに注意ください。							P 24 (現認書) P 25 (事実証明書)
③発生状況及び現場見取図	全ての場合に必要 ※ただし交通事故の場合は⑩で代えるため不要							P 26
④診断書 (原本)	全ての場合に必要							P 27
⑤療養の現状に関する資料								P 28
⑥医療機関の変更届	申請時点で複数の医療機関を受診・転院している場合に必要							P 29
⑦勤務に関する証明書	全ての場合に必要							P 30
⑧経路図	○		○					P 31
⑨通勤届の写			○※					※通手受給者のみ
⑩行事計画書・実施通知書・参加者名簿の各写		○						
⑪血液検査個人表				○				P 32
⑫既往歴報告書	被災した部位の既往症その他関係する既往歴がある場合に必要 ※腰・膝・頸部は必須					○	○	P 33
⑬ (医学的資料収集) 同意書	全ての場合に必要							P 34
⑭健康診断の結果に関する資料							○	定期健康診断記録の写し等
⑮被災日前の行動に関する資料							○	業務内容、量、時間、日常生活状況等
⑯出勤簿の写							○	
⑰第三者加害事案届	第三者加害 (交通事故を含む。) の場合に必要 ※ 第三者加害については P 72以降参照							P 35～37 (関連書類として P 38に第三者加害事案としな い旨及びその理由についての申 立書も掲載)
⑱念書 (兼同意書)								P 39
⑲確約書								P 40 (交通事故用) P 41 (交通事故以外用)
⑳交通事故証明書 (原本 又は保険会社による原本証明記載のある写)	交通事故 (自転車での単独転倒事故、私有地上の事故等も含む。) の場合に必要							
㉑事故発生状況報告書								P 42
㉒公務災害防止対策実施報告書	通勤災害以外の全ての場合に必要							P 43

※ 認定上必要である場合、○のない資料や上記以外の資料の提出を求めることがあります。

【記載例】

受付
04.10.06
□□□政策課

受付
04.09.30
△△事務所

災害認定請求書

*認定
番号

請求年月日 令和 4 年 9 月 3 0 日

(〒0000-00000)

請求者の住所 〇〇市〇〇町〇丁目〇

被災職員から所属長に提出する日を記入

ふりがな とさ はなこ

氏 名 土佐 花子

署名・押印不要

被災職員との続柄 本人

所属団体名 高知県

高知県、〇〇市、〇〇広域連合などの団体名を記載ください。ただし、義務教員の場合は、「高知県（教育委員会）」と記入してください。

所属部局・課・係名（電話 〇〇部 △△事務所

共済組合員証（保険証）の右上にある6桁の「番号」を記入

使用している保険証を○で囲む

共済組合員証・健康保険組合員証記号番号 地・高知 第 〇〇〇〇〇〇 号

ふりがな とさ はなこ

地共済の場合「地・高知」
学校共済の場合「公立高知」

氏 名 土佐 花子

昭和47年 9月 17日生（47 歳）

被災時の年齢を記入

職 名 主幹

常勤的非常勤職員（12 月以上連続でフルタイム勤務している会計年度任用職員）の場合こちら

前

災害発生の日時 令和 4 年 9 月 12 日（ 月 曜日）午 3時 30分ごろ

災害発生の場所 △△事務所 作業室

傷 病 名 頭部打撲、頸椎捻挫

【注意！】
・診断書に記載された全ての傷病名を一言一句変えずに記載してください（略字、頸椎⇔頸椎などの字体もそのまま）。
・複数の診断書を取得している場合で、完全に重複する傷病名がある場合は重ねて記載する必要はありません。
・「～疑い」の傷病は認定不可のため記載しないでください。

傷病の部位及びその程度 後頭部 約〇〇日の療養を要する見込
頸椎 約▲▲日の療養を要する見込

*	受 理 (到達した年月日)	所 属 部 局		任 命 権 者		基 金 支 部	
		令和	年 月 日	令和	年 月 日	令和	年 月 日
*	通 知	令和	年 月 日	*	認 定	令和	年 月 日
						□ 公 務 上	□ 公 務 外

[注意事項]

- 1 請求者は、*印の欄には記入しないでください。また、該当する□に✓印を記入してください。
- 2 「職名」の欄には、職員が災害を受けた当時の職名を、例えば自動車運転手、車掌、守衛、主事、技師、教諭、船員、用務員、作業員、巡査、消防士等と記入してください。
- 3 令第1条職員とは、再任用職員（短時間）、常勤的非常勤職員のことをいいます。

災害発生状況	2	私は、△△事務所において総務の業務に従事しています。被災日の午後3時頃から、事務所作業室において、同僚の〇〇さんと公文書の整理をしているところでした。	
		午後3時30分ごろ、移動しようと椅子から立ち上がり後ろへ下がったところ、足下にあった公文書の入った段ボールに右足が引っかかってそのまま後方に倒れる形となり、その際、壁で後頭部を強打してしまいました。	
		転倒後しばらくしても頭部と首が強く痛むため、上司の〇〇チーフの運転で〇〇病院に行きました。同病院で検査を受けたところ、頭部打撲及び頸椎捻挫と診断されました。	
		必ず被災職員本人が本人目線で、ケガをしたことだけではなく、その後、病院を受診するまでの経緯も記入してください。	
所属部長の証明	*3	1及び2については、上記のとおりであることを証明します。 令和 4 年 10 月 5 日 請求年月日以降の日付 所在地 〇〇市〇〇町〇丁目 名称 〇〇部 △△事務所 長の職・氏名 所長 □□ □□ 押印不要	
	4	添付する資料名	☒ 診断書 ☒ 現認書又は事実証明書 ☐ 交通事故証明書 ☐ 第三者加害報告書 ☐ 時間外勤務命令簿の写 ☒ 出勤簿の写 ☒ 見取図 ☐ 経路図 ☒ 関係規程 ☐ 定期健康診断記録簿の写 ☐ 既往歴報告書 ☐ X線写真 ☐ 写真 ☐ 示談書 ☒ その他
*5 任命権者の意見		3 8	本件は、公務中の事故による負傷であり、公務上の災害であると考える。 令和 4年 10月 8日 任命権者の職・氏名 高知県知事 〇〇 〇〇 押印不要

- 4 「2 災害発生の状況」又は「*5 任命権者の意見」の欄の記入に当たって別紙用紙を用いるときは、本欄には「別紙のとおり」と記入し、その別紙について所属部局の長の証明を受け、又は任命権者の意見の記入を求めてください。
- 5 「*3 所属部局の長の証明」の欄の証明が困難である場合の取扱い、は、地方公務員災害補償基金に相談してください。
- 6 「*5 任命権者の意見」の欄中 [] には、別紙の40種類の区分番号を記入してください。

当該別紙は提出時は添付不要です。

【記載例1】現認書

現認書・事実証明書

該当する方を丸囲み

被災職員	所属	△△事務所		
	氏名	土佐 花子		
災害発生日時	令和 4 年 9 月 12 日		午前 午後	3 時 30 分頃
災害発生場所	△△事務所 作業室			
災害発生に関する現認又は事実調査				
私が、上記日時場所で、被災職員と公文書の整理をしていた際、大きな音がしたため被災職員の方を見たところ、被災職員が壁と段ボールの間に倒れている状態でした。 被災職員を助け起こし大丈夫か聞いたところ、頭と首が痛いが大丈夫とのことだったので、その後暫く公文書の整理作業を続けていました。 しかし、30分経ってもまだ強い痛みが続いていると訴えていたため、上司の〇〇に連絡し、病院に連れて行ってもらいました。				
【注意！】 被災職員本人が記載している事例や、認定請求書の災害発生情報の文書を丸写ししているだけの事例が多く見られます。<u>必ず現認者・事実調査者本人が当該者の目線で記載してください。</u> ※現認書又は事実証明書のどちらかを提出してください。ただし、<u>現認者がいる場合は、原則、現認書の提出をお願いします。</u> 【現認】被災の瞬間を直接見聞きした場合 【事実証明】被災の瞬間は見ず、後で職員から経緯を聞き取った場合 ※加害者がいる事案の場合、加害者以外の者が作成してください。				
現認の場合は、以下の内容が分かるように記載してください ①現認者が②いつ、何をしていたとき③被災職員が④何がきっかけで⑤どうなったかを見聞きしたのか				
上記のとおり 現認 事実調査				
地方公務員災害補償基金高知県支部長 様				
所属(住所) △△事務所				
職・氏名 主査 〇〇 〇〇				
押印不要				

該当する方を丸囲み

- 注 1 現認者がいる場合は現認書として、いない場合は事実証明書として使用してください。
- 2 現認書は、現認者がどのような状況でどのような内容を目撃したかを具体的に書いてください。
- 3 事実証明書は、当該災害について調査確認した内容を具体的に書いてください。

【記載例２】事実証明書

現 認 書 ・ 事 実 証 明 書

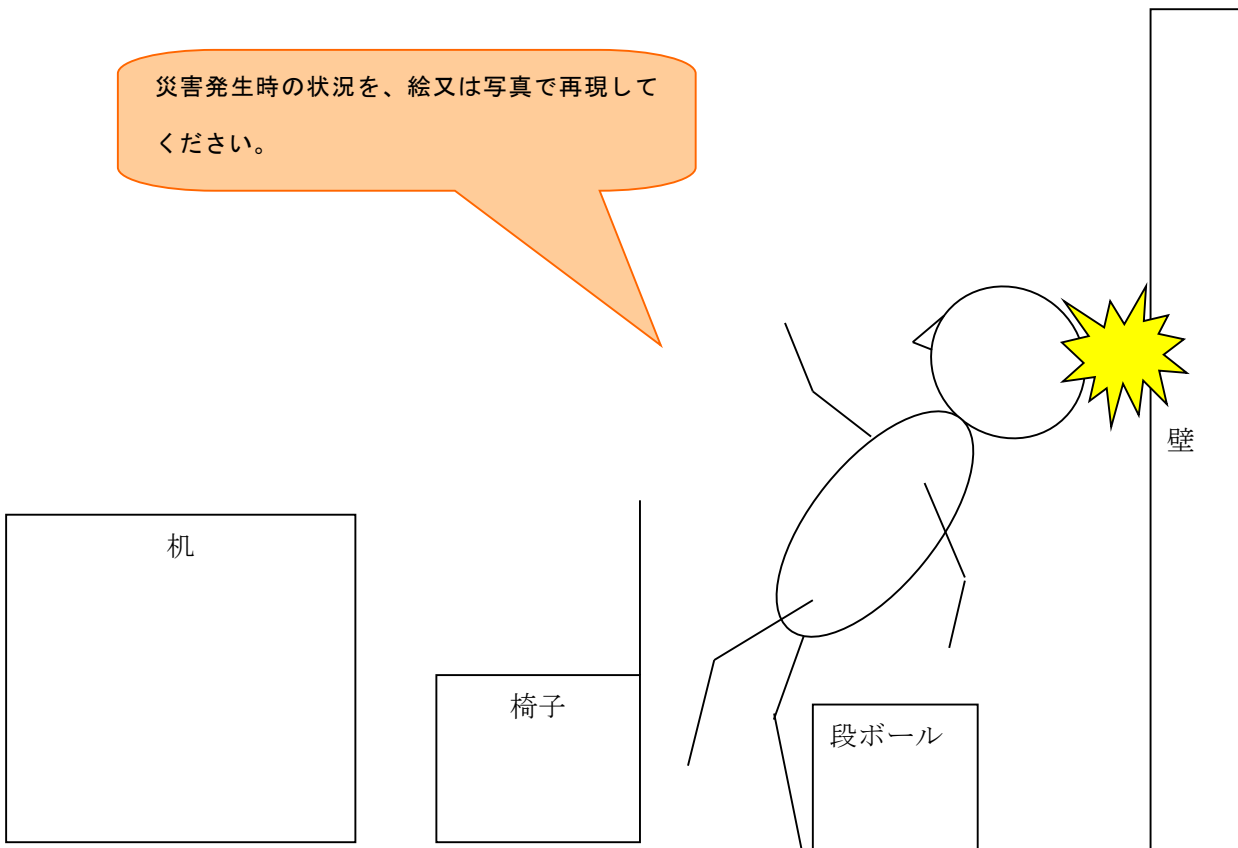
被災職員	所 属	△△事務所		
	氏 名	土佐 花子		
災害発生日時	令和 4 年 9 月 12 日	午前 午後	3 時 30分頃	
災害発生場所	△△事務所 作業室			
災害発生に関する現認又は事実調査状況				
災害発生日の15時45頃、〇〇チーフから、被災職員を〇〇病院に連れて行くと連絡があった。〇〇チーフに確認したところ、公文書整理作業中に段ボールにつまづき転倒し、後頭部を壁で強打したのとのことであった。 翌日、災害発生の状況について、上記のとおりであることを被災職員本人に確認した。				
事実証明の場合は、以下の内容が分かるように記載してください ①事実証明者が災害発生を知った経緯 ②調査した日時、内容、方法等				
現 認 上記のとおり したので証明します。 事実調査 令和 4 年 9 月 30 日 地方公務員災害補償基金高知県支部長 様 現認者 事実証明者 所属(住所) △△事務所 職・氏名 所長 〇〇 〇〇 押印不要				

- 注 1 現認者がいる場合は現認書として、いない場合は事実証明書として使用してください。
- 2 現認書は、現認者がどのような状況でどのような内容を目撃したかを具体的に書いてください。
- 3 事実証明書は、当該災害について調査確認した内容を具体的に書いてください。

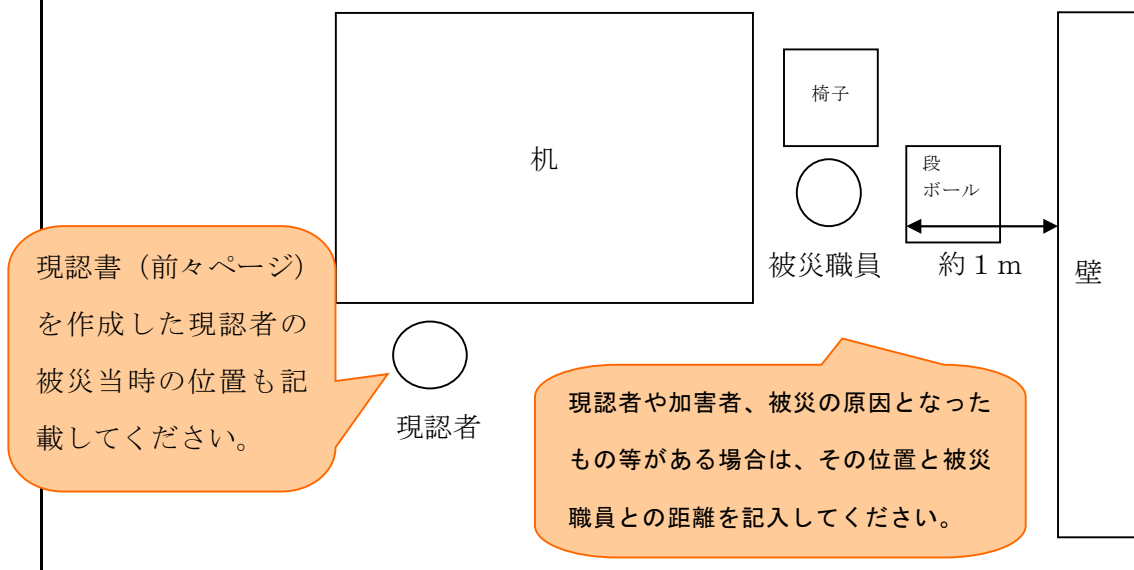
【記載例】

発生状況及び現場見取図

災害発生状況図（発生の状況をわかりやすく絵、又は写真で示してください。）



現場見取図（発生場所での被災職員、現認者、加害者等、人と物の位置関係を示してください。）



- 注 1 写真を使う場合は発生状況を再現する形で撮ってください。
- 2 経路図が必要なものは、既存の道路、住宅地図等を使用し、A4サイズで作成してください。
通過経路を赤実線で、発生場所を赤×印で、発生後の予定経路を赤点線で示してください。

【記載例】

※記載は医師が行います。

診 断 書

被災職員	住所	〇〇市〇〇町〇丁目〇番地	
	氏名	土佐花子	
初診日		令和 4 年 9 月 12 日	
傷病名		頭部打撲、頸椎捻挫	
上記傷病と診断した根拠 (検査結果等)		視診及び触診による	
上記傷病に関係のある 既往症の有無		有 (既往症名 無)	
原因		職場にて転倒	
主訴		頭部、頸椎の疼痛	
治療内容 (見込も含む。)		ギプス固定にて安静加療	
療養の見込		令和 4 年 9 月 12 日か	
		入院の要否	要
上記のとおり診断します。 令和 4 年 9 月 28 日 所在地 〇〇市〇〇町〇〇番地 医療機関 名 称 〇〇病院 医師名 甲野 乙郎			

《注意事項》

- ・必ずこの指定様式により医療機関に記載してもらってください。
(指定外様式を使用できる場合もありますが、記載事項が不十分であった場合、診断書を再度取得してもらうこととなります。)
- ・基金では、診断書に記載された傷病名により公務(通勤)災害により生じた傷病を特定します。診断書に記載のない傷病にかかる療養費は補償の対象外となりますので、医療機関から診断書を受け取ったら、傷病名に記載漏れがないか確認してください。
- ・「～疑い」となっている傷病名については、認定の対象外となります。
- ・診断書作成料は基本的に一旦被災職員の自己負担となるため、領収書を保管のうえ、被災職員から当該費用を請求してください。
- ・公務災害に係る診断書作成料は非課税ですが、医療機関が公務災害であると気付かず税込み額を請求してくることがよくあります。その場合税分は補償できませんので、自己負担時に必ず領収書を確認し、税込みであった場合は公務災害である旨を伝え、税分の返金及び領収書の修正を依頼してください。
- ・病気休暇等の申請のために、職場へも診断書を提出したい場合は、診断書原本を所属での手続きに使用し、公務災害認定申請書には、診断書の写しの余白部分に所属が原本証明を付記したものを添付しても構いません(保険会社等、外部へ提出する場合は不可。)。ただし、その場合診断書取得料は補償対象外となりますので、病気休暇等の申請に原本が必要かどうかは所属にて確認ください。

医師・病院の押印がないものは無効です。受領時に必ず確認してください。

療養の現状に関する資料

医療機関名は正確に記入してください。記入漏れや誤記入があった場合、療養の補償が実施されなかったり、公務災害の情報が誤った医療機関に送付されます。

1 治療を受けている、又は、受けていた医療機関について

当てはまるものにチェック

医療機関ごとの初診日を記入

医療機関名

療養期間

入院・通院の別

① 〇〇病院

令和 4 年 9 月 12 日

～ 令和 4 年 9 月 12 日

☐ 入院

☒ 通院

② △△病院

令和 4 年 9 月 12 日

～ 令和 4 年 9 月 30 日

☐ 入院

☒ 通院

③ □□薬局

令和 4 年 9 月 12 日

～ 令和 年 月 日

☐ 入院

☒ 通院

薬局についても記入してください。

令和 年 月 日

令和 年 月 日

☐ 入院

☐ 通院

支払状況について当てはまるものにチェックを入れる

2 上記1の治療について

☒ 病院に請求を待ってもらっている（△△病院）

☐ 共済組合員証（健康保険証）を使用

☐ 自賠責保険を使用

☐ 相手方等が治療費を負担

☒ その他（自己負担（〇〇病院、□□薬局）

認定請求時点で、入院・通院が継続している場合は、終期を空欄にしてください。

※認定請求時点で、請求する全ての傷病について、入院・通院が終了し、既に治ゆ（症状固定を含む）している場合は、3にも記入が必要です。

3 既に、治ゆ又は症状固定となっている場合は、次に署名、押印のうえ、記載してください。（この場合、治ゆ報告書の提出は不要です。）

被災職員氏名 土佐 花子

氏名欄については、署名するか、記名のうえ職員個人印を押印してください。（よく押印が抜かれています。）

災害発生年月日 令和 4 年 9 月 12 日

傷病名 頭部打撲、頸椎捻挫

認定請求書の傷病名を全て記入してください。

治ゆ年月日 令和 4 年 9 月 30 日

障害の有無 有 ・ 無

治ゆ年月日は、原則、退院日又は最終通院日（1の療養期間の終期）と同じになります。

障害の状況（障害有の場合）

「障害の有無」に記入忘れが多いので注意してください。

注 複数の医療機関を受診した場合は、医療機関の変更届も添付してください。

複数の医療機関を受診した場合は、「医療機関の変更届」（次頁）の提出が必要です。

【記載例】

医 療 機 関 の 変 更 届

				認定番号	—
令和 4 年 10 月 3 日					
地方公務員災害補償基金高知県支部長 様 被災職員の住所 〇〇市〇〇町〇丁目〇番地 氏名 土佐 花子 療養を受ける医療機関を下記のとおり変更したいので届け出ます。					
被災職員	氏 名	土佐 花子	生年月日	昭和 47 年 9 月 17 日	
	傷病名	頭部打撲、頸椎捻挫			
変 更 日		令和 4 年 9 月 12 日			
変 更 後 の 医 療 機 関		所在地 △△市△△町△△ 名 称 △△病院	共済組合員証の使用状況について、 当てはまる方を丸囲みしてください 共済組合員証の使用の有無 (有・ 無)		
変 更 前 の 医 療 機 関		所在地 〇〇市〇〇町〇〇 名 称 〇〇病院	共済組合員証の使用の有無 (有・ 無)		
変更の理由 (具体的に 記入して ください)		被災日当日、〇〇病院を受診したが、検査ができなかったため△△病院に行くよう指示された。その後の治療も△△病院で受けている。			

注 医療機関を変更したい場合に提出してください。

認定請求時までに転院している場合は認定申請書に添付ください。
 申請書提出後転院した場合はその都度提出してください。

【記載例】

勤 務 に 関 す る 証 明 書

被災職員	職 主 幹 氏 名 土 佐 花 子	
区 分	内 容	
平常勤務 の 実 態	職務内容 ・ 事務分担 ・ 担当区域	総 務 担 当 (予 算 ・ 決 算 、 庶 務) 被災職員の職・氏名欄は記入漏れが多いので注意してください。
	勤務時間 ・ 勤務形態 ・ 時 間 割	8 : 3 0 ~ 1 7 : 1 5 注 変則勤務の場合は勤務体系のわかる資料を添付 令第1条職員のうち常勤的非常勤職員は、前1年間の辞令と出勤簿の写
被災当日 の 実 態	通常勤務中の場合	勤務時間と業務内容 8 : 3 0 ~ 1 2 : 0 0 予 算 と 1 3 : 0 0 ~ 1 5 : 0 0 照 会 1 5 : 0 0 ~ 公 文 書 整 理 時間外勤務を命じた時間 時 分 ~ 時 「通常勤務中」の例 ・ 所属庁舎内での業務 ・ 学校内での授業、行事、委員会活動の指導 等 ※出勤時に被災し当日は出勤しなかった場合は、当日実施予定であった「通勤時被災のため勤務なし」と記載ください。
	出張・外勤中の場合	用務内容 用 務 地 出張期間 「出張・外勤中」の例 ・ 庁外研修・協議、管内の現場訪問 ・ 学校外での行事、校外学習の引率（社会科見学、修学旅行等） 等
	その他の場合	「その他」の例 ・ 通勤災害の場合 ・ 部活動の指導、引率 等
※時間外、出張中の災害である場合は、それぞれ時間外勤務命令簿の写し、出張命令の写しを添付してください。 ※また、教員の場合、被災当日の勤務内容が分かる資料を添付してください。 例) 時間割表、行事日程表、部活動計画書 など		
※会計年度任用職員（常勤的非常勤職員該当）の場合、出勤簿の写しを添付してください。（災害発生日分及び前年度分） ※臨時的任用職員（期限付き講師等）の場合、辞令の写しを添付してください。		
所属長の職・氏名 △△事務所長 □□ □□ 押印不要		

【記載例】

※事例は他様式と連動していません。

経 路 図



- 注 1 既製の地図（道路地図や住宅地図）を使用してください。（地図の利用においては著作権、利用ガイドライン等に注意してください。）
- 2 地図上に始点と終点（自宅、勤務場所、用務地）を記入してください。
- 3 災害発生場所までの経路を赤実線で、以後の予定経路を赤点線で示してください。
- 4 災害発生場所周辺のみ、始点から災害発生箇所までの経路のみではなく、必ず始点から終点までの全経路が分かる図としてください。

【記載例】

※事例は他様式と連動していません。

血 液 検 査 個 人 表

1 被災職員について記載してください。

職・氏名 主幹（看護師） 土佐花子

被災日 令和4年7月1日

注 被災前と被災後を記入

検査年月日	HB s 抗 原	HB s 抗 体	HCV 抗 体	GOT	GPT	HB e 抗 原	その他
R 3. 5. 6			(-)	16	20		
4. 7. 2			(-)	18	21		
. .							

2 汚染元となった人（患者）について記載してください。

生年月日 昭和〇年 〇月 〇日

注 被災日前又は直後を記入

検査年月日	HB s 抗 原	HB s 抗 体	HCV 抗 体	GOT	GPT	HB e 抗 原	その他
R 4. 5. 31			(+)	23	21		
. .							

上記1及び2について相違ないことを証明します。

令和4年7月2日

所属長 職・氏名 〇〇市立〇〇病院
院長 〇〇〇〇

（病院・診療所以外での事故の場合は、医療機関の医師の証明ももらってください。）

【記載例】

既 往 歴 報 告 書

今回被災した部位の既往症、及び関係すると思われる既往歴を書いてください。
医者にかかっていない場合も書いてください。この場合、傷病名欄は空欄でも結構です。

傷病名及び医療機関名	治療期間	発症原因、症状、療養経過等
頸椎捻挫 〇〇整形外科病院	平成30年 4～7月頃	いつ、どこで、どうして、どういう状態になって、 どういう治療をいつまで受け、どうなったか。 自家用車を運転中に後ろから追突され、鎮痛剤と湿布を処方された。

・請求傷病の内容が頸部・腰部に係る場合は、必ず提出してください。なお、過去5年間に共済組合以外の健康保険に加入していた期間がある場合は、保険者名称・組合員証記号番号（被扶養者であった場合は、被保険者名）を記入してください。

（頸部・腰部に係る傷病以外の傷病であっても基金から提出を依頼される場合があります）

・既往症等がある場合は、その内容を記入してください。

・既往症等がない場合は、傷病及び医療機関の欄に「既往歴なし」と記入し、被災職員の記入・押印及び所属長の確認をお願いします。その他の欄については空欄でかまいません。

最近の状況 上記傷病はどのような状態だったか	自覚症状は全くなかった。 身体状況 身長 165 cm 体重 50 kg
---	--

上記のとおり相違ありません。

令和4年10月3日

被災職員 土佐 花子

押印不要

上記事項を確認しました。

令和4年10月5日

所属長 △△事務所長 □□ □□

【記載例】

同 意 書

記入した日

令和 4 年 10 月 3 日

地方公務員災害補償基金高知県支部長 様

住 所 ○○市○○町○丁目○

氏 名 土佐 花子

生年月日 昭和 47 年 9 月 17 日

所 属 △△事務所

公務（通勤）災害認定請求書の
請求年月日を記入

（間違って災害発生年月日を
記載している事例が見られま
す）

同意書には必ず押印が必要
です。署名のみは不可です。

個人印

所属の記入漏れが多いので注意してください。

私が令和 4 年 9 月 30 日付けで行った公務（通勤）災害の認定請求に関して、地方公務員災害補償基金（以下「基金」という。）が公務（通勤）災害の認定又は補償等の実施等を行うに当たり、基金及び基金から依頼を受けた私の任命権者（所属団体）が、地方公務員災害補償法第 60 条第 1 項の規定に基づき、関係機関等から、私に関する下記の個人情報の提供を受けることについて同意いたします。

記

- 1 診療録、各種検査結果（レントゲン写真、C T ・ M R I 画像等を含む。）及び主治医等の意見
- 2 共済組合又は健康保険組合が保有する診療報酬明細書（レセプト）
- 3 その他認定及び補償等の実施等に必要な事項（災害発生状況に係る資料等）

なお、本同意書は、その写しも有効と認めます。

【記載例】

※事例は他様式と連動していません。

第三者加害事案届

(公務災害・通勤災害)
(交通事故・交通事故以外)

地方公務員災害補償基金高知県支部長 様

令和 4 年 10 月 5 日

地方公務員災害補償法施行規則第 47 条の規定により届け出ます。

請 求 者 住 所 ○○市○○町○○番地

氏 名 土佐 花子

押印不要

1 被災職員について記載してください。

所属	△△事務所	氏名	土佐 花子	生年月日	昭和 47 年 9 月 17 日生
----	-------	----	-------	------	-------------------

2 災害発生状況について記載してください。

日 時 令和 4 年 9 月 12 日 午前・午後 8 時 5 分頃

場 所 ○○市○○町○○番地交差点

災害発生状況（被災職員・加害者の行動、災害発生の原因と周囲の状況をできるだけ詳しく記入してください。なお、現場見取図を添付してください。）

(概要)

午前8時頃にミニバイクで自宅を出て、午前8時5分頃に災害発生場所の交差点にさしかかった。

青信号で交差点に進入したところ、対向車線から右折してきた軽自動車が私のミニバイクに接触し、そのはずみでバイクごと左側に転倒し、左肩を強打した。

相手方が119番に通報し、到着した救急車で○○病院に運ばれた。

災害を目撃した人がいる場合には記載してください。

目撃者の氏名 なし

住所

目撃時の状況

3 第三者（加害者）（加害者不明の場合にはその旨を記入してください。交通事故の場合は運転者。）について記載してください。

ふりがな まるまる まるまる

氏名 ○○ ○○

生年月日 平成 ○ 年 ○ 月 ○ 日 (25 才)

住所 ○○市○○町○○番地

電話 ○○○-○○○○

職業（勤務先） (有) ○○

電話 ○○○-○○○○

4 第三者（加害者が業務中であつた場合は所属する事業所、未成年者の場合は親権者、精神病患者の場合は監督義務者を記載してください。）又は運行供用者について記載してください。

ふ り が な まるまる

名称又は氏名 (有) ○○

電話 ○○○-○○○○

住所 ○○市○○町○○番地

事業の内容又は職業 建設業

代表者（役職） 代表取締役

(氏名) ○○ ○○

5 災害調査を行った警察署又は交番の名称を記載してください。

○○ 警察署 交通 係（交番）

6 交通事故の場合、加害車両の自動車損害賠償責任保険（共済）について記載してください。		
加害車両（車種） ○○○		（登録番号） 高知 500 か○○○○
自賠責保険証明書番号 ○-○○○○		
保険契約者（氏名） （有）○○		（住所） ○○市○○町○○番地
第三者（加害者）と保険契約者との関係……本人・事業主・親族（ ）・ <u>その他</u> （事業所）		
保険契約期間……自 令和4年 2 月 1 日 至 令和5年 2 月 1 日		
保険会社名 ○○保険○○支店		電話 ○○○-○○○○
担当者名 ○○ ○○		
保険会社住所 ○○市○○町○○番地		
7 交通事故の場合、加害者の任意保険について記載してください。		
自動車保険証券番号 ○-○○○○		
保険契約者（氏名） （有）○○		対人限度額制限 有（ ）円）・ <u>無</u>
第三者（加害者）と保険契約者との関係……本人・事業主・親族（ ）・ <u>その他</u> （事業所）		
保険契約期間……自 令和4年 2 月 15 日 至 令和5年 2 月 15 日		
保険会社名 ○○保険○○支店		電話 ○○○-○○○○
担当者名 ○○ ○○		
保険会社住所 ○○市○○町○○番地		
8 保険金の請求等について記載してください。		
保険金（損害賠償額）請求の有無…… <u>有</u> ・無		
有の場合の請求方法…… <u>イ</u> 自賠責保険（共済）単独		
<u>ロ</u> 自賠責保険（共済）と任意保険との一括払		
保険金（損害賠償額）の支払を受けている場合は、受けた者の氏名、金額及びその年月日		
氏 名		
金 額 円		
受領年月日 令和 年 月 日		
保険契約者（氏名）		
保険会社名		電話
担当者名		
保険会社住所		
9 あなた（被災職員）の人身傷害補償保険について記載してください。		
人身傷害補償保険に……加入している・ <u>加入していない</u>		
自動車保険証券番号		
人身傷害補償保険金の請求の有無……有・無		
人身傷害補償保険金の支払を受けている場合は、受けた金額及びその年月日		
金額 円 受領年月日 令和 年 月 日		
保険会社名		電話
担当者名		
10 身体損傷について記載してください。		
区 分	被災職員	第三者(加害者)
部位・傷病名	左肩打撲 左上腕骨折 左肘部打撲挫傷	なし
程 度		
診療機関名	○○病院	
診療機関住所	○○市○○町○○番地	

【記載例】

※事例は他様式と連動していません。

第三者加害事案としない旨及びその理由についての申立書

令和4年9月30日付けで公務災害認定請求を行った事案について、当該児童は小学1年生であり責任能力はないものとするため、第三者加害事案としないことを申し立てます。

記入した日

令和4年10月3日

〇〇市立△△小学校

教諭 土佐 花子 

上記の内容について、所属長の意見と相違ありません。

令和4年10月5日

〇〇市立△△小学校長 

様式は任意ですが、被災職員の氏名・押印、申立年月日、所属長の証明をお願いします。

なお、当該申立書を提出した場合は、第三者加害事案届の提出は必要ありません

《注意事項》

第三者加害事案については基金による被災職員への補償後、補償に要した費用を被災原因となった第三者へ請求しますが、主に責任能力のない児童等の行為により負傷した場合など、第三者へ請求すべきでない事案については当該申立書を提出してください。

第三者加害事案としない理由については、必ず記載してください。

(例)

- ・加害児童は、小学〇年生であり責任能力はないと考える
- ・加害児童は、〇〇の診断を受け療育手帳〇〇を所持しており、責任能力はないと考える
- ・部活動の指導中の出来事であり、加害生徒に故意又は過失はないと考える

【記載例】

※事例は他様式と連動していません。

念 書（兼 同 意 書）

（ 公務災害 ・ 通勤災害 ）
（ 交通事故 ・ 交通事故以外 ）

災害発生年月日	令和4年 9 月 12 日	災害発生場所	〇〇市〇〇町〇〇番地先路上
被災職員氏名	土佐 花子	相手方氏名	甲野 二郎

- 上記災害に関して、基金への補償請求に当たり以下の事項を遵守することを誓約します。
 - 相手方と示談を行おうとする場合は必ず前もって貴職に連絡します。
 - 相手方に白紙委任状を渡しません。
 - 相手方から金品を受けたときは、受領の年月日、内容、金額（評価額）を漏れなく、かつ、遅滞なく貴職に連絡します。
- 上記災害に関して、私が地方公務員災害補償法による補償を受けた場合には、私の有する損害賠償請求権及び保険会社等（相手方もしくは私が損害賠償請求できる者が加入する自動車保険・自賠責保険会社（共済）等をいう。以下同じ。）に対する被害者請求権を、同法第59条の規定によって基金が補償の価額の限度で取得し、損害賠償金を受領することについては承知しました。
- 私が保険金請求権を有する人身傷害補償保険取扱保険会社から保険金を受けようとする場合は、必ず前もって貴職にその内容を申し出ます。
- 上記災害に関して、私の個人情報及びこの念書（兼同意書）の取扱いにつき、以下の事項に同意します。
 - 貴職が、私の基金への請求、補償決定及び補償（その見込みを含む。）の状況等について、私が保険金請求権を有する人身傷害補償保険等取扱保険会社（共済）に対して提供すること。
 - 貴職が、私への基金の補償及び上記2の業務に関して必要な事項（保険会社等から受けた金品の有無及びその金額・内訳（その見込みを含む。）等）について、保険会社等から提供を受けること。
 - 貴職が、私への基金の補償及び上記2の業務に関して必要な事項（補償額の算出基礎となる資料等）について、保険会社等に対して提供すること。
 - この念書（兼同意書）をもって(2)に掲げる事項に対応する保険会社等への同意を含むこと。
 - この念書（兼同意書）を保険会社等へ提示すること。
 - この念書（兼同意書）のコピーも有効とすること。

令和 4 年 10 月 5 日

地方公務員災害補償基金
高知県支部長 様

住 所 〇〇市〇〇町〇〇番地

氏 名 土佐花子

個人印

※ （ 公務災害 ・ 通勤災害 ） のいずれか及び （ 交通事故 ・ 交通事故以外 ） のいずれか該当するものに○をしてください。

【記載例1】(交通事故の場合)

※事例は他様式と連動していません。

確 約 書

(災害発生場所)

令和4年 9 月 12 日 〇〇市〇〇町〇〇番地先路上 において、

(相手方)

(被災職員)

甲野 二郎 と 土佐 花子 との間に発生した
交通事故により生じた損害について、基金が被災職員に対して地方公務員災害補償法に
基づき補償を行った場合には、基金が過失割合に応じて請求する金額を支払うことに異
議のないことを確約いたします。

令和4年 9 月 29 日

(相手方)

住 所 〇〇市〇〇町〇〇番地

氏 名 甲野 二郎 

(親権者、保険会社等)

住 所 〇〇市〇〇町〇〇番地

(有) 〇〇

氏 名 〇〇 〇〇 

(相手方との関係：使用者)

地方公務員災害補償基金高知県支部長 様

【記載例 2】（交通事故以外の場合）

※事例は他様式と連動していません。

確 約 書

（災害発生場所）

令和4年 9 月 12 日 〇〇市〇〇町〇〇番地先路上 において、

（相手方）

（被災職員）

甲野 二郎 と 土佐 花子 との間に発生した

（事故名）

傷害行為 により生じた損害について、基金が被災職員に対して
地方公務員災害補償法に基づき補償を行った場合には、基金が請求する金額を支払うこ
とに異議のないことを確約いたします。

令和4年 9 月 29 日

（相手方）

住 所 〇〇市〇〇町〇〇番地

氏 名 甲野 二郎 印

（親権者、保険会社等）

住 所 〇〇市〇〇町〇〇番地

氏 名 〇〇 〇〇 印

（相手方との関係：親権者）

地方公務員災害補償基金高知県支部長 様

【記載例】

※事例は他様式と連動していません。

事故発生状況報告書

単独事故の場合は、加害自動車、加害運転者の欄は空欄で提出

加害自動車	自賠責保険証番号	〇-〇〇	当事者	甲 (加害運転者)	氏名 甲野二郎 (TEL) 〇〇〇-〇〇〇〇	運転・同乗 歩行・その他
	自動車の登録番号	高知500〇 〇〇〇〇		乙 (被害者)	氏名 土佐花子 (TEL) 〇〇〇-〇〇〇〇	
天候	晴・曇・雨・雪・霧	交通状況	混雑・普通・閑散	明暗	昼間・夜間・明け方・夕方	
道路状況	舗装	舗装 { してある / してない }	歩道 (両・片)	歩道 { ある / ない }	直線・カーブ	平坦・坂
	見通し	見通し { 良い / 悪い }	積雪・凍結	歩道を自転車で走行中の事故は、当該歩道が自転車走行可能な歩道であるか、必ず標識を確認し記載すること。(この欄に書き切れない場合は下図中に記載)		
信号又は標識	信号	信号 { ある / ない }	駐・停車禁止	{ されている / されていない }	その他標識	{ }
速度	甲車両 20 km/h (制限速度 40 km/h)、乙車両 30 km/h (制限速度 30 km/h)					
事故現場での自動車と被害者との状況を图示してください	事故発生状況略図 (道路幅をmで記入してください。) 					
	自 車 ▲ 相手車 △ 進行方向 ↑ 信 号 □ 一時停止 止 人 間 人 二 輪 車 車					
上書記述の図の状況を説明をい	青信号で交差点を通過中、前方不注意の右折車に接触されて転倒した。 当該報告書を添付した場合、③の「発生状況及び現場見取図」は不要となります。					

別紙交通事故証明書に補足して上記の通り報告します。

令和 4 年 10 月 5 日

報告者 甲との関係 ()
乙との関係 (上司)

高知 一郎

【記載例】

公務災害防止対策実施報告書

地方公務員災害補償基金高知県支部長 様

安全衛生副管理者（職員厚生課長） 様

※ これは高知県知事部局の様式です。

提出時は各部局・団体の様式により作成してください。

被災職員	氏 名	土佐 花子		認定番号	
	所属団体・部局課名	△△事務所		被災時年齢	47 才
事案の概要	職 名	教諭			
	災 害 発 生 日 時	令和 4 年 9 月 12 日 午後 3 時 30 分頃			
	災 害 発 生 場 所	△△事務所 作業室		災害発生日時・場所、傷病名は公務認定請求書と同じ内容を記入してください	
	傷 病 名	頭部打撲、頸椎捻挫			
	発 生 状 況	公文書整理中段ボールにつまずいて転倒し、後頭部を打った			
発生原因	☐ 知識不足 ☐ 規則・手順の不遵守 ☒ 無意識のエラー ☐ その他（ ）				
	具体的内容 床に置かれていた段ボール				
公務災害防止対策	実施した（する）内容	今回の事例について所属で共有し、段ボール等の物品は床に置かず机の上等に置くよう周知した。			
	実施担当課・実施費用・実施年月日は記入漏れが多いので注意してください				
	実 施 担 当 課	△△事務所	実 施 費 用	0円	
	実 施 年 月 日	令和4年10月5日			
	その他参考となる事項について				

空欄のまま提出

- 1 この報告書は、公務災害認定通知書の送付とあわせて、地方公務員災害補償基金高知県支部及び安全衛生副管理者（職員厚生課長）から依頼するものです。
- 2 すぐに実施できないものについては、今後の予定を記入してください。
- 3 現場写真等の対策を講じたことが確認できる資料があれば提出してください。
- 4 各所属への周知文書、安全衛生委員会議事録等の参考資料があれば提出してください。
- 5 その他、必要に応じて参考となる資料があれば添付してください。
- 6 公務災害認定の日から起算して1か月以内（）

上記のとおり報告します。

令和 4 年 10 月 9 日

基本的に、公務災害申請と同時に提出してください。ただし、すぐには防止対策が実施できないような事案で、申請書が先に完成した場合などはこの限りではありません。

所属長の職 △△事務所長

氏 名 ○○ ○○

押印不要

(参考)

公務災害・通勤災害認定請求書類チェックリスト

● 添付書類全般

- ☐ 当該資料P21に記載されている添付書類は揃っているか。

● 公務災害・通勤災害認定請求書（記載例→P22、23）

- ☐ 認定請求書に記載された複数の日付の前後に間違いはないか（「請求年月日」欄の日付、「所属部局の長の証明」欄の日付の順）。
- ☐ 共済組合員証・健康保険組合員証記号番号は正確に記載されているか（団体番号や記号が省略されていないか）。
- ☐ 災害発生の日時・場所は、添付書類中の記載内容と一致しているか。
- ☐ 傷病名は、診断書の傷病名と一致しているか。（略字・字体なども揃えているか）
- ☐ 「災害発生の状況等」欄は、被災職員の視点・立場から記載されているか。
- ☐ 負傷の場合、「災害発生の状況等」欄の記載内容から、負傷の瞬間が再現できる程度に記載されているか。

● 現認書・事実証明書（記載例→P24、25）

- ☐ 現認書と事実証明書（現認者がいない場合に使用する。）の正しい使い分けがされているか。
- ☐ 作成者（現認者又は事実証明者）の視点で記載されているか。
- ☐ 現認書には、いつ何を見聞きしたかが、また、事実証明書には、被災職員から、いつどのような内容の報告を受けたかが、それぞれ記載されているか。
- ☐ 被災職員以外の者が作成しているか。
- ☐ 加害者以外の者が作成しているか（第三者加害事案の場合）。

● 発生状況及び現場見取図（記載例→P26）

- ☐ 災害発生時の動作・状況がひと目で分かるか（分かりにくければ、写真を添付するなど工夫すること）。
- ☐ 現認書を作成する者がいる場合、現認者の位置関係は現場見取図で示されているか。

● 診断書（記載例→P27）

- ☐ 診療見込期間の記載漏れがないか。

☐ 被災職員の住所に記載誤りがないか（請求書の住所との相違はないか）。

● 療養の現状に関する資料（記載例→P28）

☐ 受診した全ての医療機関が記載されているか。誤記入はないか。

☐ 2の「治療費」の支払についての欄の記載漏れはないか。

☐ 既に治癒している場合、3の欄は記載されているか。また、傷病名は、診断書と同一であるか。現在も治療中に関わらず、誤って記載されていないか。

☐ 複数の医療機関を受診している場合は、その理由を記載した「医療機関の変更届」を添付しているか。

● 勤務に関する証明書（記載例→P30）

☐ 記載漏れはないか。

☐ 会計年度任用職員（常勤的非常勤職員該当）の場合、出勤簿（災害発生年度分及び前年度分）の写しは添付されているか。

☐ 臨時的任用職員（期限付き講師等）の場合、辞令の写しが添付されているか。

● 経路図（記載例→P31）

☐ 始点（自宅等）から終点（勤務先、出張先等）までの全ての経路が確認できるか（被災場所付近のみの地図、被災地点までの地図等となっていないか）。

● 出張命令簿・公用車使用申請簿等の写し

☐ 勤務公署外での公務遂行中に被災した場合、出張命令簿や自動車使用記録簿（公用車使用申請簿）などの写しが添付されているか。また、これらの帳簿等がない場合、その理由を説明する資料が添付されているか。

● （医学的資料の収集にかかる）同意書（記載例→P34）

☐ 被災職員の印が押印されているか（署名のみ不可）。

☐ 本文の日付は請求年月日になっているか（間違って災害発生年月日を記載していないか）。

● 第三者加害事案書（第三者加害事案の場合）（記載例→P35～37）

☐ 記載漏れはないか（特に加害者・保険会社・交渉相手方の情報）。

Ⅲ 補償

1 補償の種類及び内容

(1) 療養補償

基金は、職員が公務又は通勤により負傷し、又は疾病にかかった場合に、それが治る（治ゆの考え方についてはP 7 (11)参照）まで、必要な治療を提供し、又は必要な療養の費用を支給します。

療養の範囲は、次の①から⑥のうち、療養上相当と認められるもので、その内容は個々の傷病に応じて医学上、社会通念上妥当と認められるものに限定されています。

したがって、その範囲を越えた過度な治療や恣意によるものについては、補償の対象外となり自己負担となります。事例としては、恣意による医療機関の変更、入院時の個室使用、通院時のタクシー使用等です。（個室の使用等については下記⑤アを参照してください。）

① 診察

- ア 医師や歯科医師の診察（往診を含む。）
- イ 療養上の指導や監視
- ウ 診断や診療上必要な化学的定性検査、顕微鏡、レントゲン他の検査
- エ 診断書、処方箋その他意見書等の文書

療養補償の実施に必要な診断書に限られ、病休届、保険会社への提出等、他の手続に使用するものは対象外です。また、認定請求書に添付する診断書は補償の対象となりますが、転医などで傷病名が重複する診断書料は補償の対象となりません。（ただし、同一の傷病を指している場合でも、医療機関によって微妙に記載が異なる場合（例：靱帯断裂と靱帯損傷、挫創と創傷など）は、両方の傷病名を認定する必要があるため、両方の診断書が補償対象となります。また、診断書に「～の疑い」との診断が記載されている場合は、上記のア～ウも含めて全てが補償対象外となりますのでご注意ください。）

また、原本を所属等の別途手続き（病休申請）等に使ひ、写しに原本証明を記載して提出しすることもできますが（保険会社等外部へ提出する場合は不可）、この場合、診断書料は補償対象外となります。短期の病休等は提示や写しの提供のみで済む場合があるため（県庁の場合）、病気休暇等の手続きの方に原本が必要かは所属にて確認してください。

② 薬剤又は治療材料の支給

- ア 薬剤は医師が必要と認める内用薬や外用薬に限られ、被災職員が自ら売薬を求めた場合は、医師が必要と認め具体的指導に基づいたものに限りします。

なお、ジェネリック医薬品が販売されている医薬品について、特段の理由なく先行医薬品（ジェネリックでない医薬品）を選択した場合、先行医薬品とジェネリック医薬品の価格差の4分の1に相当する費用が補償対象外となります。

- イ 包帯、固定装具その他の治療材料の支給については、医師が治療上必要と認めたもの又は直接治療に関係があると認められるものに限られ、自己判断で購入したガーゼやテープなどの物品は原則として認められません。便器、氷嚢等の療養機材についても、医師が必要と認めたものに限りします。なお、日常生活に一般に必要とされるような生活用品、例えば洗面器、コップ、タオル等は原則として認められません。

- ウ 歯科補綴における金、メタルボンド、セラミック等の健康保険対象外治療材料の使用につ

いては、歯科補綴の効果又は技術上の特別の必要から金等を使用することを適当とする場合に限り認められます。

③ 処置、手術その他の治療

ア 包帯の巻替、薬の塗布、患部の洗浄、あん法、点眼、注射、輸血、酸素吸入等の処置

イ 切開、創傷処理、手術とこれらに伴う麻酔

ウ その他の治療

熱気、温浴、紫外線、放射線、日光、機械運動、高原療法、医師が必要と認めた温泉療法、マッサージ、はり、きゅう及び柔道整復師の施術等

（病院以外で行う治療の費用の請求には病院が証明した「医師の同意書（鍼灸等）」（P 63）の提出が必要）

④ 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護

ア 療養上の管理

居宅において療養を行っている者（通院の困難なものに限る。）に対する医師が行う計画的な医学管理

イ 療養に伴う世話その他の看護

- ・居宅において継続して療養を受ける状態にある者で、医師が必要と認めた場合の看護師等の行う療養上の世話や診療の補助（訪問看護事業者によるものを含む。）

- ・重症のため医師が常に看護師の看護を要すると認めた場合の看護料

（請求には病院が証明した「看護証明書」（P 64）の提出が必要）

⑤ 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護

ア 入院

- ・個室や上級室の使用は緊急に入院する必要があるが普通室が満床の場合や傷病の状態から個室が必要と医師が判断した場合に限られ（請求には病院が証明した「個室・上級室証明書」（P 65）の提出が必要）、自らの選択で個室等を使用した場合は個人負担になります。

- ・食事代や寝具レンタル料等も補償対象となります。

イ 療養に伴う世話

- ・健康保険における基準看護

- ・重症のため医師が常に看護師等の看護を要すると認めた場合の看護料

- ・看護師等を得られないためにこれに代わって家族が付き添った場合の費用

（基準看護を実施している医療機関に入院中は、特別の事情がない限り、それ以上の看護は認められません。）

（請求には病院が証明した「看護証明書」（P 64）の提出が必要）

⑥ 移送

移送費は主に次に掲げるものが補償の対象となりますが、いずれも、療養上必要かつ相当なものに限られ、例えばバスで十分な症状であるのにタクシーを使用した場合、タクシー代は支給されません（公共交通機関利用相当分のみ支給）。なお、請求には病院が証明した「移送（通院）費証明書」（P 66）が必要です。

- ア 災害の発生場所から病院、診療所等まで移送する場合又は療養中に他の病院、診療所等へ転送を必要とする場合の交通費、人件費及び宿泊料
- イ 病院、診療所等への受診又は通院のための交通費
- ウ 独歩できない場合の介護付添に要する費用
- エ 災害の発生場所、病院又は診療所等から自宅までの死体運搬の費用
- オ その他必要と認められる移送の費用で現実に要したもの

※ 医療機関の変更（転医）について

医療機関を変更する場合には「医療機関の変更届」（P 29）の提出が必要です。（認定請求時に既に転医している場合は、認定請求書に「医療機関の変更届」を添付してください。）

被災職員が転医した場合の取扱いについては、医療上又は勤務上必要と認められる場合は転医後の医療機関での診療も療養補償の対象となりますが、医療上又は勤務上必要と認められない自己都合による転医の場合等は、転医したために再度発生した初診料や、転医前の医療機関で受けていた検査を転移後の医療機関でも再度行った場合の検査料等重複して発生した費用等が療養補償の対象外となります。

また、転医ではなく同時に複数の医療機関に通院する場合についても、重複する診療や、医学的に必要のない診療は療養補償の対象となりません。同様に、慎重を期する意味等の理由により、医師の指示無く他の医療機関で再検査を受けた場合などにおいても、当該再検査が医学的にみても相当の必要があり、社会通念上からも相当なものでなければ、療養補償の対象となりません。

セカンドオピニオンについては、患者の治療方針等に対する自己決定などにおいては有用な取り組みですが、地方公務員災害補償制度においては自己都合による転医となり、療養補償の対象外となります。ただし、セカンドオピニオンを求めた結果、転医前の医療機関と異なる治療法により医療効果が見られるなど、医学上・社会通念上妥当と認められる場合や主治医が必要と認めた場合などは、療養補償の対象として認められることがあります。

なお、次のような医療上又は勤務上の必要による受診医療機関の変更は認めています。

- ・被災場所近くの病院で応急手当を受けた後、療養に適した医療機関に転医する場合
- ・入院していた病院から、勤務先や自宅からの通院に便利な医療機関に転医する場合
- ・治療担当医師が医療技術や施設等の問題から他の医療機関を紹介し、転医する場合

⑦ その他

認定申請のために交通事故証明書を取得した場合、その取得料も補償対象となります。（原本を提出した場合に限ります。保険会社に原本を提出して原本証明を提出した場合は対象外です。また取得料振込手数料等も対象外となります。）

（２）休業補償

療養のため勤務することができず、給与を受けないときは、その勤務することができない期間 1 日につき平均給与額の 100 分の 60 に相当する額が支給されます。（通常、平均給与額の 100 分の 20 に相当する額が福祉事業の休業援護金として別途同時に支給されます。P 52（５）参照。）

なお、在職者は、療養中も給与が支払われるので、通常この補償の対象にはなりません。

また、離職後療養のため通院する場合は、療養に要した時間により算出されます。

(3) 傷病補償年金

療養開始後1年6カ月を経過した経過した日又はその日後において、その傷病が治っておらず、法第29条に定める傷病等級第1級～第3級に該当する場合に支給されます。

(4) 障害補償

傷病が治ったとき障害が残っている場合に、その障害の程度に応じて支給され、年金と一時金があります。

法第29条に定める障害等級第7級以上が年金、第8級以下が一時金となります。

年金の受給権者は申し出により、年金の一部の前払いを受けることもできます。（障害補償年金前払一時金）

また、年金受給権者が早期に死亡し、支給された年金の合計額が一定額に満たない場合、遺族に対して一時金が支給されます。（障害補償年金差額一時金）

(5) 介護補償

傷病等級第2級以上の傷病補償年金又は障害等級第2級以上の障害補償年金の受給権者のうち、当該年金の支給事由となった一定の障害により常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合に支給します。

月額により支給されますが、限度額があります。また、病院又は身体障害者施設等に入院・入所している場合には、この補償の対象となりません。

(6) 遺族補償

職員が公務又は通勤災害により死亡した場合に遺族に支給され、年金と一時金があります。

① 遺族補償年金

年金の受給資格者の範囲は次表のとおりで、職員の死亡の当時、職員と生計維持関係にあった遺族です。

年金は全ての受給資格者には支給されず、その受給資格者のうちの最先順位にある遺族のみを受給権者とし、支給します。受給権者が2人以上あるときは、そのうちの1人を年金の請求及び受領についての代表者に選任します。

受給 順位	年金の受給資格者		
	遺族の範囲	年齢制限	年齢制限解除理由
1	妻	無	障害等級第7級以上の障害に該当する状態又は軽易な労務以外の労務には服することができない程度の心身の故障がある場合
	夫	職員の死亡当時60歳以上	
2	子	〃 18歳未満	
3	養父母	〃 60歳以上	
4	実父母	〃 60歳以上	
5	孫	〃 18歳未満	
6	祖父母	〃 60歳以上	
7	兄弟姉妹	〃 18歳未満又は60歳以上	

年金の額は、受給権者及び受給権者と生計を同じくしている受給資格者の人数により変動します。

また、年金の受給権者は申し出により、年金の一部の前払いを受けることもできます。（遺族補償年金前払一時金）

② 遺族補償一時金（失権差額一時金）

以下の場合、受給資格者以外の遺族（生計維持関係になかった者など）に対して一時金が支

給されます。

- ・遺族補償年金の受給資格者がいない場合（遺族が年齢制限等によって年金の受給資格者になれない場合、職員と生計維持関係があった遺族がいない場合など）
- ・遺族補償年金受給権者が早期に失権し、他に受給資格者がおらず、かつ支給された年金の合計額が一定額に満たない場合（失権差額一時金）

（7） 葬祭補償

葬祭を行う遺族等に対し支給されます。

2 福祉事業の種類及び内容

福祉事業は、法的義務として行われる補償によっては充足しきれない領域を、使用者の立場で、いわば補償の付加的給付として行うことにより被災職員及びその遺族の援護を図ろうとするものです。

(1) 外科後処置

障害等級第14級以上の障害がある者のうち、義肢装着のため断端部の再手術、醜状軽減、局部神経症状軽減のための処置等が必要と認められる者に対し、診察、手術等の処置を行います。

(2) 補装具の支給

障害等級第14級以上の障害がある者に、義肢、装具、義眼、眼鏡、補聴器、車いす等の補装具を支給します。

(3) リハビリテーション

障害等級第14級以上の障害がある者のうち、社会復帰のために身体的機能の回復等の措置が必要な者に機能訓練、職業訓練等を行い、又は、その訓練に必要な費用を支給します。

(4) アフターケア

次の理由による障害等級第14級以上の障害がある者又は慢性のウイルス性肝炎となった者等に、診察、治療等の一定範囲の処置を行います。

外傷による脳の器質的損傷を受けた者、頭頸部外傷症候群、頸肩腕症候群、一酸化炭素中毒症、腰痛、減圧症、尿道狭窄、白内障等の眼疾患を有する者又は脊髄損傷者など

(5) 休業援護金

休業補償受給者に平均給与額の100分の20に相当する額を支給します。（通常、平均給与額の100分の60に相当する額が休業補償として別途同時に支給されます。P47(2)参照。）

(6) ホームヘルパー派遣

傷病補償年金及び障害補償年金（第3級以上）の受給権者に対し、介護人の派遣又は必要な費用を支給します。ただし、費用の10分の3は自己負担となります。

(7) 奨学援護金

傷病補償年金、障害補償年金（第3級以上）及び遺族補償年金の受給権者等で、学資等の支弁が困難な者に支給します。ただし、平均給与額が16千円以下の者に限ります。

小学校、中学校、高等学校、大学の区分ごとに月額により支給されます。

(8) 就労保育援護金

傷病補償年金、障害補償年金（第3級以上）及び遺族補償年金の受給権者等で、自己の就労のため未就学の子を保育所等に預けている者又は、未就学の児童で、自己と生計を同じくする者の就労のため保育所等に預けられている者に支給します。ただし、平均給与額が16千円以下の者に限ります。月額により支給されます。

(9) 傷病特別支給金

傷病補償年金の受給権者に一時金を支給します。

支給額は傷病等級により異なります。

(10) 障害特別支給金

障害補償の受給権者に一時金を支給します。

支給額は障害等級により異なります。

(11) 遺族特別支給金

遺族補償の受給権者に一時金を支給します。

支給額は、遺族補償の受給権者の区分により異なります。

(12) 障害特別援護金

障害補償の受給権者に一時金を支給します。

支給額は、公務災害・通勤災害の別及び障害等級により異なります。

(13) 遺族特別援護金

遺族補償の受給権者に一時金を支給します。

支給額は、公務災害・通勤災害の別及び遺族補償の受給権者の区分により異なります。

(14) 傷病特別給付金

傷病補償年金の受給権者に年金として、傷病補償年金の額に100分の20を乗じて得た額を支給します。ただし、限度額があります。

(15) 障害特別給付金

障害補償年金の受給権者には年金、障害補償一時金の受給権者には一時金として、当該年金、一時金の額に100分の20を乗じて得た額を支給します。ただし、限度額があります。

(16) 遺族特別給付金

遺族補償年金の受給権者には年金、遺族補償一時金の受給権者には一時金として、当該年金、一時金の額に100分の20を乗じて得た額を支給します。ただし、限度額があります。

(17) 障害差額特別給付金

障害補償年金差額一時金及び障害補償年金前払一時金の受給権者等に当該年金との差額を調整した一時金を支給します。

(18) 長期家族介護者援護金

傷病補償年金（第1級）又は障害補償年金（第1級）の受給権者が別に定める常に介護を要する者で、年金支給事由発生日から10年以上を経過して死亡した場合は、遺族に100万円を支給します。ただし、生計維持関係及び生活困窮が要件となります。

3 補償等の特例

(1) 補償の制限

職員が故意の犯罪行為や重大な過失により、公務・通勤災害を生じさせたとき、又は、正当な理由がなくて療養に関する指示に従わないことにより、傷病を悪化させたり回復を妨げたときは、休業補償や障害補償等について一定の支給制限を受けます。

故意の犯罪行為又は重大な過失とは、一般的には、次のような場合をいいます。

- ・職員が法律、命令等に定める危険防止に関する規定に違反して事故を発生させた場合
- ・勤務場所における安全衛生管理上とられた事項が一般に遵守されているにもかかわらず、これに違反して事故を発生させた場合
- ・監督者の事故防止に関する注意若しくは公務遂行上の指揮監督が一般に遵守又は励行されているにもかかわらず、これに従わないで事故を発生させた場合

(2) 特殊公務災害

警察官、消防吏員等の職員は、職責上、高度の危険が予測されるにも関わらず職務を遂行しなければならない場合があります。このため、生命や身体に対する高度の危険が予測される状況下で、犯罪の捜査、火災の鎮圧、その他所定の職務に従事し、そのため公務上の災害を受けた場合には、障害補償等について特例的な加算措置があります。

ア 対象となる職員

警察官、警察官以外の警察職員、消防吏員、准救急隊員、麻薬取締員、災害応急対策従事職員（災害対策基本法第50条第1項第1号から第3号までに掲げる事項）

イ 加算内容

- ・傷病補償年金 1級 40/100、2級 45/100、3級 50/100
- ・障害補償（年金・一時金）1級 40/100、2級 45/100、3～14級 50/100
- ・遺族補償（年金・一時金）50/100

(3) 船員である職員の特例

船員法第1条に規定する船員である職員の災害補償は、船員法及び船員保険法による給付との均衡を図るため、特例が設けられています。

4 平均給与額の算定

災害補償の支給額は、療養補償及び介護補償を除き、平均給与額に一定の割合又は日数等を乗じて決めています。「平均給与額算定書」（P69）により算定します。

(1) 平均給与額の算定基礎となる給与

給料（給料の調整額及び教職調整額を含む。）及び諸手当（期末、勤勉手当は含まない。）が算定の基礎となる給与で、諸手当の種類は次のとおりです。

管理職、初任給調整、扶養、調整、住居、通勤、単身赴任、特殊勤務、特勤勤務（準ずる手当を含む。）、へき地（準ずる手当を含む。）、農林漁業改良普及、時間外勤務、休日勤務、夜間勤務、宿日直、管理職員特別勤務、義務教育等教員特別、定時制通信教育、産業教育、寒冷地手当及び地方公営企業職員に支給される手当（寒冷地手当に相当するもの以外の3月を超える期間ごと及び臨時に支給されるものを除く。）

地方公務員災害補償法が適用される非常勤職員（常勤的非常勤職員）の場合は、上記の給与に相当する給与です。

（２） 平均給与額の算定方法

平均給与額は、災害発生日の過去３か月間に支払われる給与の平均額を原則としていますが、これだけでは不均衡が生じる場合があるため、Ａ～Ｌの算定方法があり、以下のように状況に応じて複数の算定を行い、そのうち最も高いものが平均給与額として採用されます。

	A	B	C	D	E	F	G
原則計算	○					○	
過去３ヵ月間の給与に時間外手当等が含まれる場合	○	○				○	
過去３ヵ月間に勤務しなかった期間がある場合	○		○			○	
採用月に災害を受けた場合				○		○	
採用の日に災害を受けた場合					○	○	
災害発生の翌々年度以降に補償の事由が発生した場合						○	○

※更に離職後の場合はH又はIの算定、派遣職員の場合はJの算定を行い、年金以外の補償の場合Kの最低限度額、年金の場合Lの最低限度額も算定する。

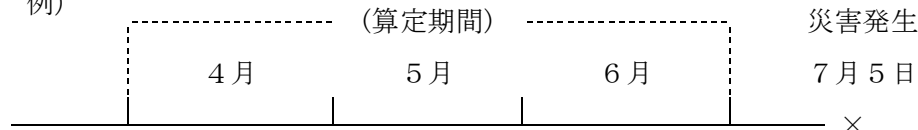
A 原則計算（法第２条第４項本文）

災害発生日の属する月の前月末から起算して過去３月間に支払われた給与の総額を、その期間の総日数で除して計算します。

「支払われた給与の総額」とは、過去３月間の勤務に対して支払われるべき給与の意味で、時間外勤務手当のように勤務した翌月に支払われるものでも、勤務した月に支払われた給与となります。

また、給与改定が遡って実施された場合は、改定後の給与での再計算が必要になります。

例)



平均給与額＝ $\frac{\text{4月、5月、6月に支払われた給与の総額}}{\text{算定期間の総日数}}$

B ただし書による計算（法第２条第４項ただし書）

過去３月間の給与の全部又は一部が、勤務した日若しくは時間によって算定され、又は出来高払制により算定されている場合は当該算定を行います。

$\text{平均給与額} = \frac{\text{過去３月間に日、時間又は出来高払制により支払われた給与}}{\text{過去３月間の勤務した日数 (祝日、有給休暇等を含む)}} \times \frac{60}{100} + \frac{\text{過去３月間に支払われたその他の給与}}{\text{過去３月間の総日数}}$

C 控除計算（法第２条第６項）

過去３月間に次に掲げる理由により勤務しなかった日がある場合は、その日数及びその間の給与を控除して計算します。

負傷又は疾病の療養のため・出産予定日の６週間前から出産後８週間以内・育児休業・介護のために承認を受けた場合・地方公共団体の責めに帰すべき理由のため・職員団体の業務に専ら従事する

ため許可を受けた場合・親族の傷病の看護のため・組合休暇

$$\text{平均給与額} = \frac{\text{過去3月間に支払われた給与} - \text{控除する給与}}{\text{算定期間の総日数} - \text{控除する日数}}$$

控除する日数は、控除理由により勤務しなかった日数で、控除理由に該当する限り、勤務を要しない日、休暇等を含みます。また、1日の一部が控除理由に該当するときも控除する1日として計算します。

$$\text{控除する給与} = \frac{\text{該当する月の月額により定められている給与（給料、扶養手当等で時間外勤務手当は除く）}}{\text{その月の日数}} \times \text{控除する日数} + \text{控除日の時間外勤務手当}$$

D 採用の日の属する月に災害を受けた場合等の計算（則第3条第1項）

- ・給与を受けない期間が過去3月間の全日数にわたる場合

$$\text{平均給与額} = \frac{\text{その期間経過後初めて給与を受けるに至った日から災害発生日までの給与総額}}{\text{上記期間の日数}}$$

- ・過去3月間の全日数について前記Cの控除する日にあたる場合

$$\text{平均給与額} = \frac{\text{控除理由のやんだ日から災害発生日までの給与総額}}{\text{上記期間の日数}}$$

- ・採用の日の属する月に災害を受けた場合

$$\text{平均給与額} = \frac{\text{採用の日から災害発生日までの給与総額}}{\text{上記期間の日数}}$$

E 採用の日に災害を受けた場合の計算（則第3条第2項）

$$\text{平均給与額} = \frac{\text{採用の日において決定されていた基本的給与の額}}{30}$$

「基本的給与」とは、給料、扶養手当、調整手当、特地勤務手当、へき地手当等の月額の合計額

F 比較計算（則第3条第3項）

前述のA～Eによる計算は、災害発生時点の給与をもとにしていることから、補償事由発生日（補償を行うべき事由の生じた日）が、災害発生から年数を経ている場合に、給与水準の変化等により均衡を欠くことのないよう設けられています。

$$\text{平均給与額} = \frac{\text{補償事由発生日の基本的給与の額}}{30}$$

「補償事由発生日」とは、次の日をいいます。

- ・休業補償……対象となる日
- ・傷病補償年金、障害補償……傷病又は障害等級に該当することとなった日
- ・遺族補償、葬祭補償……死亡した日

G 災害発生の日の属する年度の翌々年度以降に補償事由が生じた場合の計算（則第3条第4項）

自動改定（給与スライド）が行われる年金たる補償の平均給与額との均衡を図るため、災害発生の日の属する年度の翌々年度以降に補償を行う場合に、補償事由発生日の平均給与額が災害発生日を補償事由発生日とみなして計算した平均給与額に総務大臣が定める率（平成4年3月27日付自治省告示第57号「地方公務員災害補償法第二条第九項等の規定に基づき総務大臣が定める率」を参照※）を乗じた額に満たないときは、総務大臣が定める率を乗じた額を平均給与額とします。

$$\text{平均給与額} = \frac{\text{災害発生日を補償事由発生日（F参照）} \times \text{災害発生の日に応じて総務大臣が定める率（スライド率）}}{\text{とみなして計算した平均給与額}}$$

※ ただし、当該告示は毎年度改正されており、補償事由発生日の属する年度時点の告示を参照しなければならないことに注意

H 離職後に補償を行うべき事由が生じた場合の計算（則第3条第5項）

離職時に占めていた職に引き続き在職した場合の補償事由発生日に受けることとなる基本的給与（離職時等級号俸を固定しかつ離職後は扶養親族異動がないと仮定）により計算します。（E参照）

I 離職後に補償を行うべき事由が生じ、かつ補償事由発生日が災害発生の日の属する年度の翌々年度以降に属する場合の計算（則第3条第6項）

災害発生の日を補償事由発生日とみなしてFの例により計算し、Gの例による計算を行います。

J H・I以外の金額

派遣法による派遣職員が派遣先の業務上又は通勤により被災した場合は、派遣の期間の初日の属する月の前月の末日から起算して過去3月間の給与の総額を、その期間の総日数で除して計算します。

K 最低保障額（則第3条第7項）

年金たる補償以外の補償についての平均給与額は、前述A～Jの計算による額が総務大臣の定める額（平成31年3月31日付平成31年総務省公示第165号「地方公務員災害補償法施行規則第3条第7項の規定に基づき総務大臣の定める額」を参照※）に満たない場合は当該額とします。

※ ただし、補償事由発生日の属する期間の区分を参照しなければならないことに注意

L 平均給与額の最低限度額及び最高限度額（法第2条第11項、第13項）

年金たる補償及び療養開始後1年6月経過後の休業補償についての平均給与額には、支給月の属する年度の4月1日における被災職員の年齢により限度額（平成4年3月27日付平成4年人事院公示第6号「長期療養者の休業補償又は年金たる補償に係る平均給与額の最低限度額及び最高限度額」を参照※）を設けています。

※ ただし、当該告示は毎年度改正されており、補償を支給すべき月の属する年度時点の告示を参照しなければならないことに注意

(3) 年金たる補償に係る平均給与額の自動改定（法第2条第9項）

年金たる補償（傷病補償年金、障害補償年金、遺族補償年金）で、補償の支給事由が生じた日の属する年度の翌々年度以降の期間分について用いる平均給与額は、支給事由が生じた日における平均給与額に、総務大臣が定める率（平成4年3月27日付自治省告示第57号「地方公務員災害補償法第二条第九項等の規定に基づき総務大臣が定める率」を参照※）を乗じて算出します。

※ ただし、当該告示は毎年度改正されており、年金を支給すべき月の属する年度時点の告示を参照しなければならないことに注意

5 補償申請書類等（抜粋）

次ページより以下の様式の記載例を掲載していますが、療養補償関連、治ゆ報告関連、平均給与額算定書のみ抜粋しております。療養補償以外の補償を請求する場合は基金へご連絡ください。

(1) 請求書

必ず提出を要します。医療機関ごとの受診・支払の状況により以下のものから選択します。

ア 療養の給付請求書（指定医療機関※で受診した場合）・・・・・・・・・・ P 59

※ 指定医療機関：高知県立あき総合病院、高知県立幡多けんみん病院、高知県・高知市病院企業団立高知医療センター、独立行政法人国立病院機構高知病院、高知赤十字病院、独立行政法人地域医療機能推進機構高知西病院、J A高知病院

イ 療養補償請求書（医療機関等に療養費の支払いを待ってもらっている場合）・・・ P 60

ウ 療養補償請求書（被災職員が療養費を支払っている場合）・・・・・・・・・・ P 61

(2) 場合により請求書への添付を要する書類

一部の費用の請求においては、その必要性の確認のため、医療機関等の証明を得た証明書の添付を要します。（→P 48参照）

ア 装具等証明書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 62

イ 医師の同意書（鍼灸等）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 63

ウ 看護証明書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 64

エ 個室・上級室証明書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 65

オ 移送（通院）費証明書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 66

(3) 治ゆに関連して提出する書類（→P 7 (11) 参照）

ア 療養の現状等に関する報告書（認定後3か月経っても治癒しない場合3カ月ごとに提出）・・・・・・・・・・・・・・・・ P 67

イ 治ゆ報告書（治ゆした場合に提出）・・・・・・・・・・・・・・・・ P 68

(4) 平均給与額算定書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 69

※ なお、「平均給与額」の算定は非常に複雑であり、被災職員本人、各所属において「平均給与額算定書」を作成することは非常に困難であることから、先に基金へ根拠資料等を提供いただき、「平均給与額算定書」を基金にて算定した後でその額により請求してもらっております。つきましては、休業補償、年金、一時金等の「平均給与額」を補償基礎額とする補償を受けることを希望する場合は、所属経由でまず基金へご連絡ください。

【記載例1】

※指定医療機関で治療を受けた場合

療養の給付請求書

		認定 番号	2023-0000	
地方公務員災害補償基金 高知県支部長 様 下記の指定医療機関等における療養の給付 を請求します。		請求年月日 令和 〇年 〇月 〇日 請求者の住所 〇〇市〇〇町〇丁目〇番地 ふりがな とさ はなこ 氏 名 土佐 花子		
1 被災 職員 に 関 する 事 項	所属団体名 高知県		所属部局名 〇〇部 △△事務所	
	氏 名 土佐 花子		職 名 主幹 ☒ 常 勤 ☐ 令第1条職員	
	昭和47年 9月 17日生 (47 歳)		負傷又は 発 病 の 令和 4 年 9 月 12 日 年 月 日	
2 療養を受けようとする 指 定 医 療 機 関 等		(新)	所在地	〇〇市〇〇町〇〇番地
			名 称	〇〇病院
		(旧)	所在地	
			名 称	

* 受 理 (到達した年月日)	所属部局		任命権者		基金支部	
	令和	年 月 日	令和	年 月 日	令和	年 月 日
* 通 知	令和	年 月 日	* 決 定	令和	年 月 日 ☐ 支 給 ☐ 不支給	

[注意事項]

- 1 請求者は、*印の欄には記入しないでください。また、該当する□に✓印を記入してください。
- 2 「2 療養を受けようとする指定医療機関等」の欄には、請求者が療養を受けようとする指定医療機関等の所在地及び名称を記入し、現在療養を受けている医療機関を変更しようとする場合には、新旧の指定医療機関等の所在地及び名称を記入してください。
- 3 令第1条職員とは、再任用職員（短時間）、常勤的非常勤職員のことをいいます。

※ 指定医療機関：高知県立あき総合病院、高知県立幡多けんみん病院、高知県・高知市病院企業団立高知医療センター、独立行政法人国立病院機構高知病院、高知赤十字病院、独立行政法人地域医療機能推進機構高知西病院、JA高知病院

療養補償請求書		認定番号	2023-0000		
		請求回数	第 回 (年 月分)		
請求年月日		令和 〇 年 〇 月 〇 日			
請求者の住所		〇〇市〇〇町〇丁目〇番地			押印不要
フリガナ		とさ はなこ			
氏 名		土佐 花子			
下記の療養補償を請求します。					
1 補償費用の受領委任	この請求書による療養補償の費用の受領を 〇〇病院 に委任します。				
	委任者の氏名 土佐 花子				
	上記委任に基づき、この請求書による療養補償の支払を請求します。				
この2カ所のみ記載して医療機関等に渡してください。					
※委任の部分は必ず被災職員自身にて署名ください。(当該部分の署名漏れが多くなっています)					
氏 名 (代表者名)					
2 被災職員に関する事項	所属団体名 高知県		フリガナ とさ はなこ		
	所属部局名 〇〇部 △△事務所 (電話番号 〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇)		氏 名 土佐 花子 昭和47年9月17日生(47歳)		
	職 名 □ 常 勤 主幹 □ 令第1条職員		負傷又は発病の年月日 令和4年9月12日		
3 診療費	内訳は「*10 診療費請求明細」欄記載のとおり				円
4 調剤費	【注意！】				
5 看護料	病院・薬局・訪問看護事業者によって裏面（この記載例には掲載していません）が別の様式となっています。薬局用の様式を間違えて病院に渡す等しないようご注意ください。				
6 移送費	それぞれの様式は裏面の一番左上の項目が下記のようになっています。				
7 上記以外	病院 → *10 診療費請求明細 薬局 → *11 調剤費請求明細 訪問看護事業者 → *12 訪問看護事業者の証明				
9 送金希望口座等	☐ 公金受取口座を指定する				
	個人番号				
	☐ 任意の口座を指定する				
金融機関名		本支店等名			
口座種別		□ 普通 □ 当座		口座番号	
口座名義人		法人機関又は役職の名称（フリガナ） 氏名（フリガナ）			
☐ その他					
*受理	所 属 部 局		任 命 権 者		基 金 支 部
(到達した年月日)	令和 年 月 日		令和 年 月 日		令和 年 月 日
*決定金額	円		*通知		*支払
			令和 年 月 日		令和 年 月 日

【注意事項】

- 1 請求者は、*印の欄には記入しないこと。また、該当する□にレ印を記入すること。
- 2 「認定番号」の欄は、1回目の請求においては、記入する必要はないこと。
- 3 「1 補償費用の受領委任」の欄は、診療に当たった医師若しくは医療機関等、調剤に当たった薬剤師若しくは薬局又は訪問看護を行った訪問看護事業者に療養補償の費用の受領を委任しようとする場合にのみ記入すること。
- 4 「5 看護料」及び「6 移送費」については、訪問看護の場合を除き、費用の領収書又はこれに代わる証明書及び明細書を添付すること。
- 5 「7 上記以外の療養費（3～6以外）」の欄には、入院料に食事代を含まない場合の食事料及び「3 診療費」に含まれない療養に必要な治療材料の名称、数量及び費用を記入し、併せてその領収書及び明細書を添付すること。
- 6 「9 送金希望口座等」の欄は、公金受取口座への送金を希望する場合は、送金先金融機関名等の口座登録情報を記入する必要はないこと。なお、「法人又は役職の名称」については、個人名義の場合は記入不要であること。
- 7 「*10 診療費請求明細」、「*11 調剤費請求明細」又は「*12 訪問看護事業者の証明」の欄の記入に代えて同様事項を記載した医師、歯科医師若しくは柔道整復師、薬剤師又は訪問看護事業者の証明書を添付してもよいこと。
- 8 「診療報酬点数により計算できないもの」の欄には、金額及びその明細（例えば診断書料、入院室料差額等）を記入すること。
- 9 年月日の記載には元号を用いる。

※ 指定医療機関：高知県立あき総合病院、高知県立幡多けんみん病院、高知県・高知市病院企業団立高知医療センター、独立行政法人国立病院機構高知病院、高知赤十字病院、独立行政法人地域医療機能推進機構高知西病院、JA高知病院

療養補償請求書

認定番号

2023-0000

請求回数

第 回 (年 月分)

請求年月日

令和 〇 年 〇 月 〇 日

地方公務員災害補償基金高知県支部長様

請求者の住所

〇〇市〇〇町〇丁目〇番地

フリガナ

とさ はなこ

氏

名

土佐 花子

下記の療養補償を請求します。

1

補償費用の受領委任

この請求書による療養補償の費用の受領を.....に委任します。
委任者の氏名.....

上記委任に基づき、この請求書による療養補償の費用の.....を請求します。

記入不要

受任者の

医療機関等の名称.....

所在地.....

氏 名 (代表者名).....

2

被災職員に関する事項

所属団体名

高知県

所属部局名

〇〇部 △△事務所

(電話番号

〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇)

職 名

☒

常 勤

主幹

☐

令第1条職員

フリガナ

とさ はなこ

氏 名

土佐 花子

昭和47

年

9

月

17

日生

(

47

歳)

負 傷 又 は

発病の年月日

令和

4

年

9

月

12

日

3

診

療 費

内訳は「*10 診療費請求明細」欄記載のとおり

〇〇〇〇円

4

調

剤 費

内訳は「*11 調剤費請求明細」欄記載のとおり

〇〇〇〇円

5

看

護 料

☐ 訪問看護 内訳は「*12 訪問看護事業者の証明」欄記載のとおり

円

令和

年

月

日から

日間

(看護師の資格)

令和

年

月

日まで

☐ 有 ☐ 無

円

6

移

送 費

☒ 交通費☐ 片道

〇回

自宅

から

病院

まで

5km

☒ 往復

〇〇〇〇円

☐ その他の移送費

診断書料や装具代はここに記載してください。

7

上

記以外

の療養費

(3~6以外)

〇〇〇〇円

8

療養補償請求金額

(3~7の合計額)

〇〇〇〇円

9

送金希望口座

☐ 公金受取口座を指定する

個人番号

☒ 任意の口座を指定する

金融機関名

〇〇銀行

本支店等名

〇〇支店

口座種別

☒ 普通☐ 当座

口座番号

〇〇〇〇〇〇

口座名義人

法人機関又は役職の名称 (フリガナ)

氏名 (フリガナ) 土佐 花子 (トサ ハナコ)

【注意！】

病院・薬局・訪問看護事業者によって裏面（この記載例には掲載していません）が別の様式となっています。間違えて使用しないようご注意ください。
それぞれの様式は裏面の一番左上の項目が下記のようになっています。

病院

→ *10 診療費請求明細

薬局

→ *11 調剤費請求明細

訪問看護事業者

→ *12 訪問看護事業者の証明

【注意！】

公金受取口座を指定する場合以外は、下段の「任意の口座を指定する」を選択し、この欄には何も記入しないでください。

公金受取口座として登録した口座がない、又は不明である場合は「任意の口座を指定する」を選択してください。

病院・薬局から報酬明細書を提供してもらい、以下のとおり請求書に書類を添付して提出してください。

診療を受けた場合→領収書、診療報酬明細書

薬を購入した場合→領収書、調剤報酬明細書、処方箋の写し

※裏面（この記載例には掲載していません）に病院・薬局に診療内容を記載してもらい証明印を押印してもらうこともできますが、報酬明細書を添付した場合は裏面は一切記入不要です。

また、装具代、鍼灸院等の医療機関の施術料、看護料、タクシー代の請求をする場合や、入院において個室等を利用した場合はP62~66の各種証明書も添付してください。

【記載例】

装 具 等 証 明 書

			認定番号 2023-0000	
被災職員	氏 名	土佐 花子	生年月日	昭和47年 9月17日
	傷病名	頭部打撲、頸椎捻挫		
必要と認める 装 具 又 は 治 療 用 材 料		頸椎固定用シーネ		
必要と認める 理 由		頸部の動作により症状悪化の可能性があったため。		
上記のとおり証明します。 令和 〇 年 〇 月 〇 日 所在地 〇〇市〇〇町〇〇番地 医療機関の 名 称 〇〇病院 医師名 〇〇 〇〇 				

注 医師の指示により自己負担で購入した装具代を請求する場合に、療養補償請求書に添えてください。

装具については、この様式以外の医師の証明書でもかまいません。

【記載例】

医 師 の 同 意 書

			認定番号 2023-0000		
被災職員	氏 名	土佐 花子		生年月日	昭和47年 9月17日
	傷病名	頭部打撲、頸椎捻挫			
施術の種別		マッサージ・はり きゅう・その他 ()			
施術の部位		左上肢・左下肢・右上肢・右下肢・体幹・その他 (頸部)			
施術を必要と認めた期間		令和 〇 年 〇 月 〇 日から 令和 〇 年 〇 月 〇 日まで			
施術の必要回数		上記期間中 〇 月 〇 回程度			
指定した施術者		住所 〇〇市〇〇町〇〇番地 氏名 〇〇鍼灸院 〇〇 〇〇			
同意した理由		お灸による血液循環の活性化により炎症の減退が期待できるため			
上記のとおり証明します。 令和 〇 年 〇 月 〇 日 所在地 〇〇市〇〇町〇〇番地 医療機関の 名 称 〇〇病院 医師名 〇〇 〇〇 					

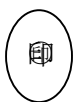
注 マッサージ・はり・きゅう代を請求する場合に、療養補償請求書に添えてください。
 医師の同意があっても、これらの療養期間は必要最小限度となります。

【記載例】

※事例は他様式と連動していません。

看 護 証 明 書

認定番号 2023-0000

被災 職員	氏 名	土佐 花子	生年月日	昭和47年 9月17日
	傷病名	0000		
入院期間		令和 〇 年 〇 月 〇 日から 令和 〇 年 〇 月 〇 日まで 〇 日間		
看護（付添） の必要期間		令和 〇 年 〇 月 〇 日から 令和 〇 年 〇 月 〇 日まで 〇 日間		
看護（付添） の区分		☐ 看護師 ☐ 准看護師 ☒ 付添人 ☐ 家族（被災職員との続柄 ）		
看護（付添） を必要とした 理由 （具体的に 書いてく ださい）		食事及び用便に常時介護が必要であったため。		
付添が家族の 場合 看護師等が得 られなかった 理由				
基準看護の有 無 （有の場合 更に付添 を必要と した理由）		☐ 有 ☒ 無		
上記のとおり証明します。 令和 〇 年 〇 月 〇 日 所在地 〇〇市〇〇町〇〇番地 医療機関の 名 称 〇〇病院 医師名 〇〇 〇〇 				

注 看護費用を請求する場合に、療養補償請求書に添えてください。

【記載例】

※事例は他様式と連動していません。

個室・上級室証明書

認定番号 2023-0000

被災職員	氏名	土佐 花子	生年月日	昭和47年 9月17日
	傷病名	0000		
入院期間		令和 〇 年 〇 月 〇 日から 令和 〇 年 〇 月 〇 日まで 〇 日間		
個室・上級室 の必要期間		令和 〇 年 〇 月 〇 日から 令和 〇 年 〇 月 〇 日まで 〇 日間		
明細		☒ 個室 ☐ 上級室（人 部屋） 1日当たり室料差額 0000 円		
個室・上級室 を必要とした 理由 具体的に 書いてく ださい		手術後は、他の患者から隔離して、安静加療が必要であったため。		
上記のとおり証明します。 令和 〇 年 〇 月 〇 日 所在地 〇〇市〇〇町〇〇番地 医療機関の 名 称 〇〇病院 医師名 〇〇 〇〇 				

注 個室・上級室代を請求する場合に、療養補償請求書に添えてください。

医師の同意があっても、療養上やむを得ない事情がある場合に限定されます。

【記載例】

移送（通院）費証明書

※事例は他様式と連動していません。

認定番号 2023-0000

被災職員	氏名	土佐 花子		生年月日	昭和47年 9月17日		
	傷病名	0000					
医師の証明	通院日	令和4年 9月	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 ⑫ 13 14 ⑮ 16 ⑰ 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31				
		年 月	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31				
		年 月	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31				
		合 計	3日 （通院日を○で囲み、その合計日数を書いてください）				
	タクシーによる通院が必要であった場合 必要であった日又は期間 令和4年9月12日から令和4年9月15日まで4日間 必要な医学上の理由 松葉杖を使用しており、段差の生じるバス等の交通機関の利用は危険が伴うため。						
上記のとおり証明します。 令和 〇 年 〇 月 〇 日 所在地 〇〇市〇〇町〇〇番地 医療機関の 名 称 〇〇病院 医師名 〇〇 〇〇 							

移送費の明細	移送経路及び方法	12日 病院→自宅（約5km） タクシー 15日 自宅→病院（約5km） タクシー
	移送費の算定	0000円（12日分） 0000円（15日分） 合計0000円

注 1 移送（通院）の費用を請求する場合に、療養補償請求書に添えてください。

2 移送費の明細欄は被災職員が記入し、領収証又は交通機関の料金証明書を添えてください。

療養の現状等に関する報告書

【記載例】

※事例は他様式と連動していません。

県支部長 様

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

住 所 ○○市○○町○丁目○番地
電 話 番 号 ○○○－○○○○－○○○○
氏 名 土佐 花子
(現)所属団体名 高知県 ○○部 △△事務所
・所属部局名

押印不要

療養の現状等について下記のとおり報告します。

記

1 認定番号及び認定傷病名

2023－○○○○ ○○○○

2 現在治療を受けている医療機関名

○○病院

3 療養の経過（どのような治療をしてきて現在どのような状態か、そのほか通院の状況）

（災害発生日：令和 4 年 9 月 12 日）

7月1日に手術後2週間入院し、退院後は通院によりリハビリを行っている。

通院回数は週○回で、最初は装具を装着していたが、現在は外している。

4 日常生活の概要（現在の勤務形態や自宅での状況等）

2か月の病気休暇の後、職場に復帰しているが、デスクワーク中心になるよう配慮してもらっている。

家庭では医師の勧める運動等を無理をしない程度に行っている。

注) 針刺し等による汚染事故の公務災害で血液の追跡検査が療養の対象となっている場合は、上記3の療養の経過欄には、実施した検査結果を記載（又は検査結果票写しを貼付。）し、4の日常生活の概要欄には記入の必要はないこと。

（書ききれない方は裏面にも書いてください。）

【記載例】

公務災害・通勤災害 治ゆ報告書

認定番号 2023-0000

令和 〇 年 〇 月 〇 日

地方公務員災害補償基金高知県支部長 様

被災職員の住所 〇〇市〇〇町〇丁目〇番地

氏名 土佐 花子 印

下記のとおり治ゆ（症状固定）したので報告します。

所属団体・所属 高知県 〇〇部 △△事務所

職 ・ 氏 名 主幹 土佐 花子

災害発生年月日 令和 4 年 9 月 12 日

傷 病 名

頭部打撲、頸椎捻挫

認定請求書の傷病名を全て記入してください。

医 療 機 関 名 〇〇病院

治 ゆ 年 月 日 令和 〇 年 〇 月 〇 日

障害の有無及び
有の場合の状況

③

有（第 級該当と考えます）

治ゆ年月日は、原則、退院日又は
最終通院日（1の療養期間の終期）
と同じになります。

「障害の有無」に記入忘れが多いので
注意してください。

上記事項を確認しました。

令和 〇 年 〇 月 〇 日

所属長の職氏名 所長 〇〇 〇〇

押印不要

- 注 1 傷病が治ゆした場合に、所属機関を経由して速やかに提出してください。
- 2 「治ゆ」には、完全治ゆのほか、何らかの障害を残して「症状固定」（医学上一般に認められた医療を行ってもその医療効果が期待できなくなったとき）の状態に至った場合を含みます。
- つまり、骨折や頸椎捻挫等でしびれや痛み等の神経症状が残っていても、対症療法（一時的に痛みを抑えるだけの治療）だけを行う状態となったときや、腰痛の既往歴や基礎疾患のある職員が急性期の痛みがなくなり慢性的な痛みが残っている状態となったときには、治ゆとなります。
- 3 障害の有無欄は、傷病が治ゆしたとき地方公務員災害補償法別表に定める程度の障害があるかないかについて記入し、有るときには、その状況を記入してください。
- 4 障害の程度によっては障害補償の対象となります。この場合、医師の診断等が必要となりますので支部にご相談ください。

【記載例】

※事例は他様式と連動していません

平均給与額算定書

2号紙

被災職員の氏名 及び生年月日	工 佐 太 郎 昭和53 年 4 月 10 日生	補償の種類	遺族補償年金
-------------------	-----------------------------	-------	--------

1 平均給与額算定内訳						
災害発生の日の属する月の前日の末日から起算して過去3月間の給与 (通勤手当については、地方公務員災害補償法施行規則第3条第5項に規定する各月ごとの合計額)						
給与期間	令和4年4月1日から 令和4年4月30日まで	令和4年5月1日から 令和4年5月31日まで	令和4年6月1日から 令和4年6月30日まで	計	備考	
総 日 数	30 日	31 日	30 日	91 日	病気休暇 6月9日 (午前4時間) 6月16日 (午前4時間) なお、上記の 日に時間外勤務 手当4,344円が 支払われた。	
勤務した日数	22 日	21 日	22 日	65 日		
控 除 日 数	0 日	0 日	2 日	2 日		
給 与	給 料	278,100 円	278,100 円	278,100 円		834,300 円
	扶 養 手 当	27,000 円	27,000 円	27,000 円		81,000 円
	地 域 手 当	9,153 円	9,153 円	9,153 円		27,459 円
	住 居 手 当	25,500 円	25,500 円	25,500 円		76,500 円
	通 勤 手 当	25,350 円	25,350 円	25,350 円		76,050 円
	時間外勤務手当	54,300 円	49,956 円	56,472 円		160,728 円
	宿 日 直 手 当	円	円	円		円
		円	円	円	円	
計	419,403 円	415,059 円	421,575 円	1,256,037 円		
(A) 法第2条第4項本文による金額			寒冷地手当 (災害発生の日の属する月の前月の末日以前における 直近の寒冷地手当の支給日に支給された寒冷地手当 の額)			
(給与総額) (総日数)						
1,256,037 円 ÷ 91 = 13,802 円 60 銭 (イ)			6,257 円 × 5 ÷ 365 = 85 円 71 銭 (ロ)			
			(イ) + (ロ) = 13,888 円 31 銭			
(B) 法第2条第4項ただし書による金額						
日、時間又は出来高払制によって定められた給与の総額 160,728 (勤務した日数) 65 60 100 = 1,483 円 64 銭 (ハ)						
(その他の給与の総額) 1,095,309 (総日数) 91 = 12,036 円 36 銭 (ニ)						
(ロ) + (ハ) + (ニ) = 13,605 円 71 銭						
(C) 法第2条第6項による金額(同条第4項本文計算)						
(寒冷地手当の額) 6,257 × 5 365 + 365,103 ÷ 30						
(控除日の属する月の給与の月額) (その月の総日数) (控除日数) (減額された給与の額)						
2 - = 24,511 円 62 銭 (ホ)						
(控除日の勤務に対して支払われた時間外勤務手当等の合計額) 4,344 円 0 銭 (ヘ)						
(ホ) + (ヘ) = 28,855 円 62 銭 (ト)						
(寒冷地手当の額) (総日数) (給与総額) (ト)						
6,257 × 5 365 × 91 + 1,256,037 - 28,855 円 62 銭						
(総日数) (控除日数) = 13,876 円 19 銭						
91 日 - 2 日						
(C') 法第2条第6項による金額(同条第4項ただし書計算)						
日、時間又は出来高払制によって定められた給与の総額(控除日に支払われたものを除く) 156,384 (勤務した日数) (控除日を除く) 63 60 100 = 1,489 円 37 銭 (チ)						
(寒冷地手当の額) (総日数) (その他の給与の総額) (ホ)						
6,257 × 5 365 × 91 + 1,095,309 - 24,511 円 62 銭						
(総日数) (控除日数) = 12,119 円 6 銭 (リ)						
91 日 - 2 日						
(チ) + (リ) = 13,608 円 43 銭						

(D) 規則第3条第1項による金額 (給与総額)		(総日数)			
		円	÷	=	円 銭
① 災害発生の日(平成 25 年 7 月 10 日)における基本的給与の月額 行政(一) 職給料表 4 級 6 号給 給 料 278,100 円 扶 養 手 当 27,000 円 地 域 手 当 9,153 円 特殊勤務手当又は へき地勤務手当 円 計 314,253 円	② 補償事由発生の日(平成 27 年 12 月 18 日)における基本的給与の月額 行政(一) 職給料表 4 級 9 号給 給 料 293,100 円 扶 養 手 当 27,000 円 地 域 手 当 9,603 円 特殊勤務手当又は へき地勤務手当 円 計 329,703 円				
(E) 規則第3条第2項による金額 (基本的給与の月額①)					
		円	÷	30	= 円 銭
(F) 規則第3条第3項による金額 (基本的給与の月額②)					
329,703		円	÷	30	= 10,990 円 10 銭
(G) 規則第3条第4項による金額					
災害発生の日を補償事由発生日とみなして(F)の例により計算した額 (基本的給与の月額①) 314,253 円 ÷ 30 = 10,475 円 10 銭 (ヌ)					
(ヌ)及び(A) (B) (C) (C') (D) (E)のうち最も高い金額 13,888 円 31 銭 (ル)					
(ル) 13,888 円 31 銭 × (総務大臣が定める率)					
= 13,888 円 31 銭					
規則第3条第6項による金額	(H) 離職後に補償を行うべき事由が生じた場合の金額 補償事由発生日を採用の日とみなして(E)の例により計算した額 (基本的給与の月額②)				
	円 ÷ 30 = 円 銭				
	(I) 離職後に補償を行うべき事由が生じ、かつ、補償事由発生日が災害発生日の属する年度の翌々年度以降に属する場合の金額				
	災害発生の日を補償事由発生日とみなして(F)の例により計算した額 (基本的給与の月額①) 円 ÷ 30 = 円 銭 (ヲ)				
	(ヲ)及び(A) (B) (C) (C') (D) (E)のうち最も高い金額 円 銭 (ヲ)				
(ヲ) 円 銭 × (総務大臣が定める率)					
= 円 銭					
(J) (H) (I)以外の金額					
円 銭					
(K) 規則第3条第7項による金額					
円					
(L) 法第2条第11項又は第13項による金額					
法第2条第11項又は第13項の基準日における年齢 37 歳					
最高限度額		最低限度額		昭和61年改正法附則第5条の規定による経過措置の適用	
18,680 円	6,475 円	☐ 有 ☒ 無			
2 平均給与額		13,889 円 (A)による金額			
* 平均給与額の算定内訳は上記のとおりであることを証明します。					
令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日 所属部局の { 所在地 ○○市○○町○丁目 名称 ○○部 △△事務所 長の職・氏名 所長 □□ □□					

平均給与額算定書

[注意事項(2号紙)]

- 1 請求(申請)者は、*印の欄には記入しないこと。また、該当する□に✓印を記入すること。
- 2 勤務した日数には、現実に勤務した日のほか、有給休暇等の日を含めた日数を記入すること。
- 3 「控除日数」には、1日の全部又は一部について、次に掲げる事由により勤務することができなかった日数を記入し、併せて当該事由を「備考」欄に記入すること。
 - (1) 傷病の療養のため勤務することができなかった場合
 - (2) 出産予定日の6週間前(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)から出産後8週間以内において勤務しなかった場合
 - (3) 育児休業の承認を受けて勤務しなかった場合
 - (4) 介護のため承認を受けて勤務しなかった場合
 - (5) 地方公共団体(職員が当該地方公共団体が設立した地方独立行政法人に在職していた期間にあつては当該地方独立行政法人)の責に帰すべき事由によって勤務することができなかった場合
 - (6) 職員団体の業務に専ら従事するために勤務しなかった場合
 - (7) 親族の傷病の看護のため勤務することのできなかった場合
 - (8) 休暇に関する条例等により、組合休暇を与えられて勤務しなかった場合
- 4 「給与」の欄中「時間外勤務手当」、「宿日直手当」等翌月払いの手当については、その月の支払済額ではなく、実際に勤務した月に直して記入すること。
- 5 (A)欄の「寒冷地手当」には、災害発生の日に支給地域に在勤し、かつ、災害発生の日の属する月の前月の末日から起算して過去1年間に支給を受けたときに限り記入すること。
- 6 ①欄及び②欄の「地域手当」には、給料及び扶養手当の月額に対する地域手当の月額のみを記入し、管理職手当の月額に対する地域手当の額は含まないこと。
- 7 給与が月額で定められている常勤的非常勤職員の場合の①欄及び②欄の「給料」には、給与月額に次に掲げる区分に応じ、次に掲げる数を乗じて得た額を記入すること。
 - (1) 土曜日を休日としている地方公共団体及び地方独立行政法人(以下「地方公共団体等」という。) 21
 - (2) 第2土曜日及び第4土曜日を休日としている地方公共団体等 23
 - (3) (1)及び(2)以外の地方公共団体等 25
- 8 (G)欄及び(I)欄の「(総務大臣が定める率)」は、規則第3条第4項の規定に基づき総務大臣が定める災害発生の日の属する期間の区分に応じた率であること。

なお、(G)欄及び(I)欄の「基本的給与の月額①」は、災害発生の日が昭和60年4月1日前にあるときは、同日における基本的給与の月額となること。
- 9 (K)欄は、年金たる補償以外の補償を請求する場合に記入すること。
- 10 (L)欄は、年金たる補償及び休業補償(療養を開始して1年6月を経過している場合に限る。)を請求する場合に記入すること。
- 11 外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律第3条に規定する派遣職員にあつては、「災害発生の日の属する月の前月の末日から起算して過去3月間の給与」欄には、派遣等の期間の初日の属する月の前日の末日から起算して過去3月間の給与を、(A)欄には外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律第5条第2項の規定による平均給与額等を定める省令(以下「省令」という。)第1条第1項の規定による金額を、(J)欄には省令第1条第3項による金額のうち最も高い金額を、(K)欄には省令第2条の規定による金額を、(L)欄には省令第4条又は第5条の規定による金額を記入し、省令第1条第3項の規定による計算の内訳を別紙として添付すること。
- 12 平均給与額の計算過程においては、端数処理を行わないこと。

IV 第三者加害事案

1 第三者加害事案の概要

職員が通勤途中に車にはねられたり、職務中に殴られたりした場合のように、第三者の加害行為が原因となって生じた災害のことを第三者加害事案といい、災害を受けた職員は、第三者に対して損害賠償を請求するか、基金に対して補償の請求をするかを選択する必要があります。ただし、通常は第三者に対して損害賠償を請求する「賠償先行（示談先行）」が原則です。

第三者には、直接の加害者（民法第709条）だけでなく、次の者が含まれます。

- ① 加害者が責任無能力者である場合の監督義務者（民法第714条）
- ② 加害者が業務遂行中である場合の使用人・監督者（民法第715条）
- ③ 災害発生の原因となった土地の工作物などの占有者・所有者（民法第717条）
- ④ 危害を加えた動物の占有者・保管者（民法第718条）
- ⑤ 共同不法行為者（民法第719条）
- ⑥ 自動車の運行供用者（自動車損害賠償保障法第3条）
- ⑦ 国又は地方公共団体（国家賠償法第1条・第2条）

ただし、スポーツ中の事故は、ルールに著しく反することがなく、かつ通常予測され許容された動作に起因するものであるときは、第三者加害事案としては扱いません。

第三者加害事案については、加害者と基金とで支払の調整・求償等が必要となる場合があるため、示談は結ばずに（口頭も含む）、認定請求提出前後に関わらず、被災後のなるべく早い段階で、示談・治療費の支払をはじめとする相手方との対応について、基金支部の担当者に連絡をとるようにしてください。特に、先に示談をしてしまうと、基金から加害者への療養費の求償ができなくなることがあるため、くれぐれも連絡なしに示談しないでください。

また認定請求時は通常の請求書類に加え「第三者加害事案届」「念書（兼同意書）」「確約書」の提出も必要となりますのでご注意ください。（また、第三者が支払うこととなった場合、診断書の提出が不要であったり、別途の様式での作成を求められる可能性もあるため、診断書の取得も方針が固まってから取得してください。）

2 補償と損害賠償との調整

第三者加害事案の場合、被災職員にとっては次の請求権が生じますが、同一内容について重複して請求は出来ません。

民法	自賠法	地公災法
全損害	人身損害のうち、財産的損害、精神的損害	人身損害のうち、財産的損害
物損		
治療関係費	治療関係費	治療関係費
休業損害	休業損害	休業損害
葬儀費	葬儀費	葬儀費
逸失利益	逸失利益	逸失利益
慰謝料	慰謝料	

（1）補償方法（賠償先行・補償先行）の選択について

損害については最終的には加害者が負担すべきものであり、加害者に誠意のある場合は賠償も簡易に行われるため、基金では、第三者加害事案については、先に第三者に直接損害賠償を請求する「賠償先行（示談先行）」を原則としています。

また、公務災害補償については、物損や慰謝料に相当する補償は実施されないため、それらについては被災職員が第三者に別途損害賠償を請求する必要がありますが、賠償先行であれば、治療費と併せて同時に請求することができ、損害賠償と認定申請の二つの手続きを同時並行する必要がなくなり、その損害賠償手続きも交通事故事案等であれば、保険会社等のサポートにより比較的簡易に行うことができ、被災職員の負担軽減に繋がります。

また、交通事故については、加害者に資力が無い場合や、職員の過失が大きい場合でも、自賠責保険から補償を受ける事ができます。（ただし限度額があるため、医療費が高額となった場合は自賠責でカバーしきれない場合があります。）

しかし、被災職員が損害賠償を受ける事が困難な場合などもあり、また賠償先行の場合は被災職員の過失割合は第三者から支払われませんが、公務災害補償においては被災職員の過失分についても補償の対象となります。このような場合を含め、次のようなときには、基金の補償を先行させる「補償先行」を選択するメリットがあります。

- ① 加害者に資力が無いと認められる場合
- ② 加害者が不明又は特定できない場合
- ③ 加害者に全く誠意が無いと認められる場合
- ④ 治療費等が高額又は療養が長期間を要すると見込まれる場合
- ⑤ 被災職員に過失がある場合
- ⑥ 障害が残り、見舞金や生活援護金などの福祉事業を申請することができる可能性がある場合
- ⑦ 私病休を公病休に振り替えるメリットがある場合

例）・昇給日前1年間の6分の1に相当する期間の日数以上の日数を勤務していないことにより昇級に影響がある場合（高知県庁の場合（職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則第27条）。別団体においては人事所管課等に確認ください。）

・病休・年休等を使い切っており、欠勤となってしまう場合

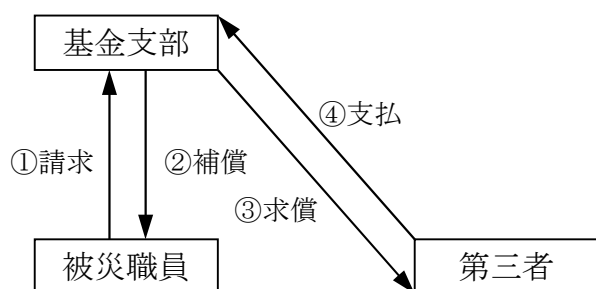
（2） 求償・免責

第三者の加害行為により公務（通勤）災害が発生した場合には、被災職員は第三者に対して損害賠償を請求することもでき、基金に対して補償の請求をすることもできますが、両者を同時に認めることは同一の災害により生じた損害に対して二重の補填を認めることになり、妥当でないことから、第三者の損害賠償と基金の補償とは次のように調整されます。

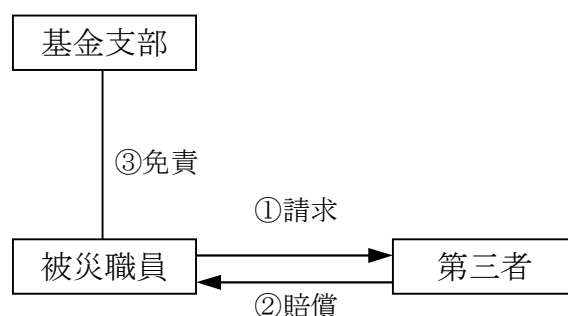
求償：基金が補償を行ったときは、基金はその価格の限度において、被災職員が第三者に対して有する損害賠償請求権を取得し、第三者に賠償金の支払いを請求します。

免責：被災職員が第三者から補償と同一内容の損害賠償を受けたときは、基金はその価格の限度において補償の義務を免れます。

＜求償関係＞



＜免責関係＞



3 示談

損害賠償額や支払方法などについて、当事者双方が話し合いにより解決するもので、法律上は民法第695条の和解に当たります。迅速な解決が望ましいところですが、示談の時期としては、損害額が明確になる治ゆ（症状固定）の時点が適当と考えます。

基金としても、示談内容を踏まえて求償や免責の手続きをする必要がありますので、内容をあらかじめ基金に連絡してください。

また、示談の際は、次の点に注意してください。

- ① 補償先行の場合は、その補償部分については基金に請求権があることを明示（第三者側は基金の求償に応じる旨を記載）し、みだりに請求権を放棄しない。
「医療費については基金から受けるのでいい。」「自賠責保険の範囲内で構わない。」といった示談は行わない。
- ② 損害賠償の内容を明確にする。
総額いくらではなく、賠償額の内訳ごとに金額を明示してください。
- ③ 後遺症・再発の項も記載する。

4 交通事故の場合

（１） 自賠責保険について

① 自賠責保険支払限度額

区分		保険金
死 亡	死亡による損害	最高 3,000万円
	死亡するまでの傷害による損害	最高 120万円
傷 害	傷害による損害	
	後遺障害による損害 (障害の程度に応じ14級に分類)	最高 3,000万円（1級） ～ 75万円（14級）
	介護を要する後遺障害による損害	最高 4,000万円～3,000万円

傷害の場合を例にすると、上記限度額の120万円には治療費、休業損害、慰謝料等が含まれます。被害者の過失は一般には問われず、通常、過失があっても限度額まで支払われます。

ただし、重過失がある場合は一部減額されます。

なお、自賠責保険は、人身損害以外の損害には適用がありません。

② 自賠責保険の支払限度額を超える場合

人身事故に係る損害賠償額のうち、自賠責保険の支払限度額を超える部分については、加害者の任意保険又は加害者本人から支払われることになります。

被災職員にも過失があり、過失相殺により治療費などの補償の対象となる損害の一部が賠償されない場合は、その部分は基金が補償することになります。

交通事故の損害賠償例

№ 1

被災職員の治療関係費	…… 70万円
過失割合	…… 被災職員：相手方 1：9

自賠責保険の支払限度額120万円以内であるため、70万円全額が自賠責保険から支払われます。

№ 2

被災職員の治療関係費	…… 200万円
過失割合	…… 被災職員：相手方 1：9

自賠責保険の支払限度額を超えているため、相手方の過失割合までは任意保険が支払い、被災職員の過失相当分は基金が支払います。

$$200\text{万円} \times 0.9 = 180\text{万円} \quad \dots\dots \text{任意保険の支払額}$$

$$200\text{万円} - 180\text{万円} = 20\text{万円} \quad \dots\dots \text{基金の支払額}$$

実際には、基金が200万円を補償した後、相手方（保険会社）に180万円を求償することになります。また、相手方が任意保険に加入していなかった場合には、120万円までは自賠責保険に求償し、60万円は加害者本人に求償することとなります。

（※この例では慰謝料を考慮していません。）

（２） 人身傷害補償保険について

被災職員が人身傷害補償保険（人傷保険）に加入している場合、被災職員は保険金を受け取ることができますが、保険会社は約款上、基金からの補償額を差引いて保険金を支払うことになります。

被災職員が加入する人傷保険は、事故の相手方（第三者加害事案の第三者）が加入する自賠責保険・任意保険と異なり、保険金の支払によって基金の補償の義務は免責されません。

基金の補償は、人傷保険の保険金の支払の有無にかかわらず行われるため、基金の補償額を差引かずに保険金が支払われた場合、事故の相手方（第三者）への求償権が基金と保険会社に二重に生じるという不都合な事態になってしまいます。

人傷保険の保険金を請求する際には通勤災害・公務災害（として認定請求中）である旨を保険会社に伝えるようにしてください。

5 学校における第三者加害事案について

生徒等による校内暴力事案についても、基本的には、生徒又は保護者に対し、基金が補償した額を限度として2（2）の求償を実施しますが、加害生徒等に責任能力（民法第712条参照。自己の行為によって他人に損害を与えるであろうことを判断できる能力をいいます。）がない場合は第三者事案として扱わない可能性があります。そのような事情がある場合は「第三者加害事案としない旨及びその

理由についての申立書」(P38)を認定申請時に併せて提出ください。

なお、中学生以上であれば一般的に責任能力が認められるため、当該生徒に知的障害等が認められない場合には、第三者加害事案になります。

また、校内暴力事案に限らず、示談は当事者間において実施するものであるため、基金から求償をすることとなった場合でも、基金は示談には参加することはできません。学校等によるサポートのもと、被災職員自身が行っていただくことになります。

V その他注意事項

1 公務（通勤）災害認定請求の時効について

公務（通勤）災害の認定請求については時効期間が定められていませんが、「補償を受ける権利」の時効は2年（障害補償、遺族補償等については5年）とされています。

したがって、災害発生から2年以上経過して認定請求を行った場合は、公務（通勤）災害と認定されても補償が制限される可能性がありますので注意してください。

なお、福祉事業については請求の時効はありません。

※ 詳しい時効起算日等は地方公務員災害補償基金本部ホームページ等にて通知「補償を受ける権利の時効の取扱いについて」を参照してください。

2 個人情報の取扱について

公務災害申請等事務で取り扱う情報は全て個人情報です。更に、個人情報のうち、一部の重要な情報は「要配慮個人情報」と定義され、通常の個人情報より厳格な扱いが義務づけられているところ、「疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと（個人情報の保護に関する法律施行令第2条第3号）」は要配慮個人情報とされており、ある個人が病院を受診した、という事実だけでも要配慮個人情報となります。公務災害認定は全て医療機関の診療が前提となっているため、公務災害認定で扱う情報は全て要配慮個人情報となります。

また、ある職員が公務災害認定を受けようとしているという事実が明らかになるだけで、その職員は病院を受診しているという事実も推定することができます。よって、被災職員の氏名しか記載されていないような公務災害認定関係書類、或いはそれについて記載したメモ等であっても、それが外部、又は庁内であっても関係のない所属等に漏れた場合、要配慮個人情報の流出事故となります。

要配慮個人情報の流出事故は、総務省の個人情報保護委員会へ報告を行わなければならない重大事故であり、各自治体等で定められた対応ガイドライン等に沿った対応も必要となり、報道発表等の検討も必要になります。なお、流出した場合だけでなく、紛失、誤廃棄の場合も流出の際と同様の対応が必要となります。

事故を防ぐため、書類等の送付の際は必ず所属名ではなく担当者個人宛に親展にて送付し、送付の際は複数名で内容物と送付先の整合を確認してください。メール等でデータを送付する際は、これらに加えて、個人情報は全て添付ファイルに記入したうえ、当該ファイルにはパスワードを設定し、そのパスワードはメールで送らず、電話や口頭など、別の伝達手段で伝えてください。また、所属内で書類の保管する際も鍵付きの場所に保管ください。

3 被災職員の異動について

被災した職員が異動した後で認定請求書を提出する場合は、所属部局の長の証明は被災時の所属で行ってください。

また、認定請求を行った職員が異動した場合、書類の証明や追加提出については内容によって被災時の所属に依頼する場合と異動先の所属に依頼する場合がありますので、異動先の所属に公務（通勤）災害の手続き中であることを伝えておいてください。

なお、公務（通勤）災害の認定、補償の決定・支払・精算、傷病・障害等級の決定、傷病の治癒等

に係る通知については、原則として被災時の所属に送付しますので、異動先の所属に送付していただきますようお願いいたします。

目次

I	公務災害補償制度について	3
1	公務災害補償制度の概要	4
2	手続の流れ	5
II	認定請求	9
1	対象職員	10
2	公務災害認定の要件	12
3	通勤災害認定の要件	19
4	認定申請書類	21
	・公務災害・通勤災害の認定請求に必要な書類一覧	21
	・認定請求様式記載例	22
	・チェックリスト	44
III	補償	46
1	補償の種類及び内容	47
2	福祉事業の内容	52
3	補償等の特例	54
4	平均給与額の算定	54
5	補償請求様式記載例（抜粋）	58
IV	第三者加害事案	72
1	第三者加害事案の概要	73
2	補償と損害賠償との調整	73
3	示談	71
4	交通事故の場合	75
5	学校における第三者加害事案について	76
V	その他注意事項	78

I 公務災害補償制度について

1 公務災害補償制度の概要

地方公務員は、工作中や通勤中にケガをした場合や仕事が原因で病気になった場合は、地方公務員災害補償法により、公務災害として取り扱われます。

公務災害補償制度とは、この公務災害で発生した職員自身の身体的損害を補償するため、治療費等を使用者が負担する制度です。民法上の損害賠償と異なり、使用者に過失がない場合でも補償を実施しなければなりません。（無過失責任主義）

なお、補償の対象となるのは職員自身の身体的損害のみであり、職員自身の物的損害、精神的損害（慰謝料）等や、第三者に与えた損害は補償の対象になりません。

ただし、勤務中・通勤中に発生した災害（けが、病気）が全て公務災害として認められるわけではなく、要件を満たしたもののみが認定されます。（→認定要件はP12、19）

また、治療等に要した費用は、最低限を補償することとなっており、全額補償対象になるとは限りません。（→補償内容はP47）

更に、公務員でも職種によっては公務災害ではなく労災や個別の法令による補償制度が適用される場合があります。（→対象職員はP10）

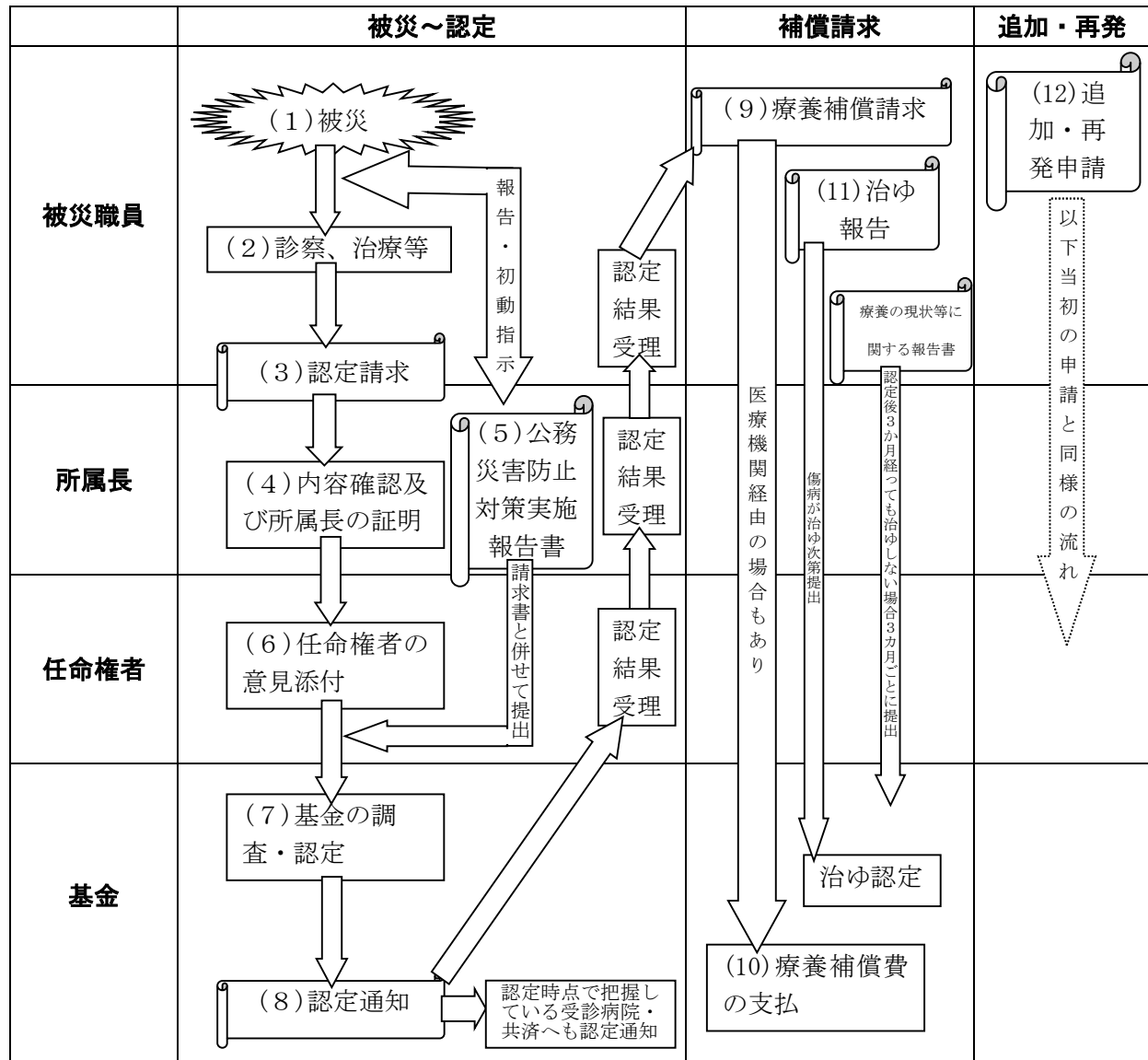
また、地方公務員の災害補償制度は「請求主義」であり、公務中に被災した場合でも、被災職員本人が基金からの補償を希望しなければ、必ずしも公務（通勤）災害の認定請求等の手続をしなければならないものではありません。

ただし、公務災害の認定を受けずに私傷病として病休を取得した場合と、公務災害の認定を受け公病として病休を取得とした場合とで、任命権者における服務上の取り扱いが異なる場合があるなど、公務（通勤）災害の認定手続以外の別の手続・制度等に影響する場合がありますので、まずは所属に災害の状況や内容を報告するとともに、公務災害認定手続の必要性について、所属と被災職員とが十分に相談してください。

2 手続の流れ

認定及び補償は、被災職員からの請求に基づいて行います。

補償を受けるためには、被災職員は認定手続を行ったうえで、公務災害・通勤災害としての「認定」を受け、その後各種補償を請求します。



(1) 被災

被災した場合、被災職員は速やかに所属長に連絡してください。所属長は、被災職員に公務災害補償制度（P 4）を説明のうえ、手続の意向確認を行ってください。認定請求を行うことを希望した（又は行う可能性がある）場合は、被災職員に以下の対応を指示してください。

ア 医療機関に対して受診前に、当該災害について公務災害の手続予定であることを伝えること。

イ 医療機関に対して、診療費等の支払いは待ってもらうよう依頼すること。

※ ただし、医療機関から一旦全額支払い、保険証の使用等を求められる場合もあるため、その場合は医療機関の指示に従ってください。

ウ 各種領収書を保管しておくこと。（宛名はフルネームで記載してもらうこと）

エ 診断書はまだ取得しないこと。（下記(3)の請求の方針が固まってから取得）

オ 交通事故の場合、警察に連絡すること。（道交法第72条第1項による報告義務）

※ 報告しなかった場合、認定請求に必要な交通事故証明書が発行されません。自転車による単独転倒事故などの相手方のいない事故や、公園敷地、商業施設の駐車場、私道での事故等の場合も報告が必要です。

カ 相手方のいる交通事故（被災職員の方が過失割合が高い場合も含む）や、犯罪者・患者・生徒等から暴行を受けた場合や、道路や施設の不備により怪我をした場合など、事故の発生について他に責任を負うべきような第三者がいる場合は、申請前に示談等を結ばないこと（口頭も含む）。

(2) 診察、治療等

治療内容等は基本的に医療機関がその必要性等を判断して実施しますが、自己判断により転医したり、タクシーを利用したり、不必要な検査を受けたりした場合、当該治療費は補償対象外となるため注意ください。（→P 46～Ⅲ補償の章参照）

(3) 認定請求

被災職員は、基金支部長に対し、所属長及び任命権者を通じて、公務（通勤）災害であることの認定を求める請求を行います。（→提出書類についてはP 21）

※ 請求書作成前に、適用される制度をご確認ください。（→制度についてはP 10）

(4) 内容確認及び所属長の証明

所属長は、請求書の記載内容を点検し、必要な証明等を行い、任命権者に送付します。

(5) 公務災害防止対策実施報告書（P 41）

所属長は、公務災害防止対策を実施し、原則として認定請求書に公務災害防止対策実施報告書を添付して（遅くとも認定から1か月以内に）任命権者に報告します。

(6) 任命権者の意見添付

任命権者は、調査したうえで、災害認定についての意見をつけ、基金支部長に送付します。

県庁知事部局の所属は、基金への認定請求書提出の起案を行政管理課へ合議してください。

また、市町村立学校職員の案件については、市町村教委を通じて、県教委の教職員・福利課に提出されます（県立学校の場合は、直接、県教委の教職員・福利課に提出されます。）。そして、県教委の教職員・福利課にて意見記載後、基金支部に提出されます。

(7) 基金支部の調査・認定

基金支部長は、内容を審査し、公務（通勤）災害に該当するかを認定します（→認定基準についてはP 12、19）。場合により追加書類の提出依頼、調査等を行います。

(8) 認定結果の通知

認定通知書2部（任命権者用1部、被災職員用1部）を任命権者へ送付します。被災職員へは、任命権者、所属長を通じて通知されます。

(9) 療養補償費請求

公務（通勤）災害と認定された場合は、認定通知書とともに請求書が送付されますので、次の手続を行ってください。（→提出書類についてはP 58）

ア 指定医療機関で治療を受けた場合

以下の指定医療機関で治療を受けた場合は、「療養の給付請求書」（P59）に必要事項を記入、押印して、指定医療機関に提出してください。

高知県立あき総合病院、高知県立幡多けんみん病院、高知県・高知市病院企業団立高知医療センター、独立行政法人国立病院機構高知病院、高知赤十字病院、独立行政法人地域医療機能推進機構高知西病院、J A高知病院

イ 指定医療機関以外で治療を受けた場合及び薬局について

① 医療機関等に療養費の支払いを待ってもらっている場合

医療機関等を受診したときに、公務（通勤）災害の手続きを取ることを申し出て、療養費の支払いを待ってもらっている場合には、「療養補償請求書」の「補償費用の受領委任」欄の他、必要事項を記入し、医療機関等に提出してください。（P60参照。なお、療養期間が長い場合は、月毎に提出が必要となります。）

② 被災職員が療養費を支払っている場合

「療養補償請求書」の「療養補償明細欄」及び「証明欄」に医療機関等の証明を受けらるか、医療機関等のレセプト、領収書の原本を添付して、必要事項を記入、押印し、所属を經由して基金支部に提出してください。（P61参照）

- ・装具、個室・上級室使用、タクシー使用等は医師の証明が必要です。
- ・診断書料は原本を基金に提出している分に限りします。

※ 一旦被災職員が全額支払った場合でも、医療機関が返金後、①の方法により請求する場合もあるため、必ず請求方法を医療機関にご確認ください。

(10) 療養補償費の支払

基金支部は、提出された療養補償の請求を審査し、法の定める基準に基づいて、医療機関、薬局、被災職員等に療養の費用を支払います。

なお、公務（通勤）災害と認定されなかった場合は、通常、共済組合員証（治療費の3割自己負担）により治療を受けることとなります。

(11) 治ゆ報告・治ゆ認定（又は療養の現状等に関する報告書）

公務（通勤）災害による傷病が治ゆした場合には、被災職員は所属長及び任命権者を經由して、治ゆ報告書（P68）を提出してください。（認定請求時に、療養の現状に関する資料（P28）に治ゆ状況を記載済みの場合は必要ありません。）

「治ゆ」には、一切の医療処置を必要としなくなった全治、全快（完全治ゆ）のみでなく、何らかの症状を残して「症状固定」の状態に至った場合を含みます。つまり、医学上一般的に認められる治療方法では療養の効果が期待できず、傷病の症状が固定した状態になったときは、たとえ、なお身体に疼痛等の症状障害が残り、それに対しての対症療法（一時的に痛みを抑えるだけの治療）が行われている場合でも、当該傷病は治ゆしたことになります。

〔治ゆの例〕・骨折や頸椎捻挫等でしびれや痛み等の神経症状は残っているが、対症療法だけを行う状態になったとき。

- ・腰痛の既往症や基礎疾患（椎間板ヘルニア・脊椎すべり症・変形性脊椎症等）のある職員が、急性期の痛みが消え慢性的な痛みのみ残る状態になったとき。

治ゆ後に対症療法、経過観察等のため受診する場合は共済組合員証を使用してください。

また、法第29条に定める程度の障害が残った場合は、障害補償の対象となります。（障害補償を受けようとする者は、任命権者を經由して障害補償年金（又は一時金）請求書を提出することとなりますので、基金支部にご相談ください。）

認定を受けた後、3カ月を経過しても治ゆせず療養している場合には、療養期間が3カ月を経過する毎に、療養の現状等に関する報告書（P67）を基金に提出してください。

(12) 追加・再発申請

ア 追加の認定

公務（通勤）災害の認定請求を行った後に、当初の災害と同一の事由に起因する傷病名が

追加して診断された場合には、追加の認定手続が必要です。

- ・当初の診断で分からなかった傷病が、その後の精密検査等の結果で判明したとき（本来診断されているべき傷病名が、当初の診断書に記載されていなかったときを含む。）
- ・既に認定請求をした傷病に起因して、療養中に新たに別の傷病が発生したとき

イ 再発の認定

公務又は通勤により生じた傷病がいったん治癒した後に、その傷病又はその傷病と相当因果関係をもって生じた傷病に関し、再び治療を必要とするに至ったときは、傷病の再発として取り扱います。再発の認定には、通常の公務（通勤）災害と同様の認定手続が必要です。

Ⅱ 認定請求

1 対象職員

災害補償制度の適用関係（着色部が当該手引の対象となる範囲）

区分			適用法令等	補償実施機関
常勤職員	任期の定めのない常勤職員、任期付職員、再任用職員		地方公務員災害補償法	地方公務員災害補償基金
	短時間勤務職員（再任用短時間勤務職員、任期付短時間勤務職員、育児短時間勤務職員）		地方公務員災害補償法	地方公務員災害補償基金
	臨時的任用職員	常勤職員の代替の場合	地方公務員災害補償法	地方公務員災害補償基金
		非常勤職員の代替の場合	地方公務員災害補償法に基づく条例（議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例）	地方公共団体
		上記以外の臨時的任用職員	地方公務員災害補償法	地方公務員災害補償基金
非常勤職員	会計年度任用職員	12月以上連続でフルタイム勤務している会計年度任用職員※1	地方公務員災害補償法	地方公務員災害補償基金
		パートタイム会計年度任用職員 及び フルタイム勤務の連続月数が12月未満のフルタイム会計年度任用職員	労働者災害補償保険法の適用される所属※2において雇用されているもの	国（厚生労働省所管）
			上記以外の所属において雇用されているもの	地方公務員災害補償法に基づく条例（議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例）
	特別職	消防団員、水防団員	消防組織法、水防法及び消防団員等公務災害補償等共済基金法	地方公共団体
		学校医、学校歯科医、学校薬剤師	公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律	地方公共団体
		上記以外の特別職（議員、行政委員会の委員、地方公共団体の附属機関の委員、統計調査員、民生委員等）	地方公務員災害補償法に基づく条例（議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例）	地方公共団体

※1 常時勤務に服することを要しない職員のうち、常時勤務に服することを要する者について定められている勤務時間以上勤務した日が18日以上ある月が引き続いて12月を超えるに至った者で、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することを要することとされているもの（地方公務員災害補償法施行令第1条第1項第2号）（常勤的非常勤職員）。

※2 高知県庁内において労働者災害補償保険法の適用される所属については、毎年5月ごろに人事委員会が「業務概要データ」の一部として公表している、「労働基準法別表第1各号等の事業所一覧表」から確認ください。同表左欄に「3号」、「7号」、「12号」、「13号」と記載されている所属が労働者災害補償保険法の適用される所属となります。県以外の団体においては人事所管課等にお問い合わせください。

なお、現業業務に従事していない事務職員等であっても該当所属に所属している全職員が労働者災害補償保険法の適用対象となることに注意してください。

※3 県庁において公務災害の対象となる特別職非常勤職員は下記のとおりです。県以外の団体においては人事所管課等にお問い合わせください。疑義がある場合は職員厚生課まで相談ください。

- ① 県議会議員、監査委員、収用委員会委員、海区漁業調整委員会委員、教育委員会委員、人事委員会委員、公安委員会委員（地公法第3条第3項第1号の特別職非常勤）
- ② 内水面漁場管理委員会委員、選挙管理委員会委員、労働委員会委員、民生委員、児童委員、公文書開示審査会委員など（地公法第3条第3項第2号の特別職非常勤）
- ③ 投票管理者、開票管理者、選挙長、選挙分会長、審査分会長、国民投票分会長、投票立会人、開票立会人、選挙立会人、審査分会立会人、国民投票分会立会人その他総務省令で定める者の職（地公法第3条第3項第3号の2の特別職非常勤）
- ④ 上記以外で、臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらの者に準ずる者の職（専門的な知識経験又は識見を有する者が就く職であつて、当該知識経験又は識見に基づき、助言、調査、診断その他総務省令で定める事務を行うものに限る。）（地公法第3条第3項第3号の特別職非常勤）

ア 法令で定めるものは以下のとおり限定列举されています。（総務省「会計年度任用職員制度の導入等に向けた事務処理マニュアル」より）

該当する事務	該当する者の職種等
i) 助言	顧問、参与、学校薬剤師（学校保健安全法第23条）、学校評議員（学校教育法施行規則第49条）、評価員（土地区画整理法第65条）、評価員（新都市基盤整備法第28条）
ii) 調査	地方自治法第100条の2第1項に規定する議会による議案調査等のための調査を行う者、統計調査員（統計法第14条）、国民健康・栄養調査員（健康増進法第12条）、保険審査会専門調査員（介護保険法第188条）、建築物調査員（建築基準法第12条）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第103条第1項に基づき調査を行う者、介護保険法第194条第1項に基づき調査を行う者、土地改良法第8条第2項に基づき調査を行う者、鳥獣被害対策実施隊員（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律第9条）
iii) 診断	学校医（学校保健安全法第23条）、学校歯科医（学校保健安全法第23条）、産業医（労働安全衛生法第13条）
iv) 総務省令で定める事務	幹旋員（労働関係調整法第12条第1項）

イ 法令に基づかず地方公共団体が独自に設置する職については、①専門的な知識経験又は識見を有すること、②当該知識経験等に基づき事務を行うこと及び③事務の種類が、助言、調査、診断又は総務省令で定めるものである事、の全ての要件を満たした場合該当します。該当するかどうかについては、県庁の場合は職員厚生課、その他の団体においては人事所管課等にご相談ください。

- 備考 1 公社、財団法人等に派遣されている職員については、公益法人等との間で締結している協定によって受ける補償が定まり、地方公務員災害補償法の補償の適用は受けれない場合があります。協定の内容をご確認ください。
- 2 他制度については下記へご相談ください。（県庁の場合）
- ア 地方公務員災害補償法に基づく条例→職員厚生課公務災害班
 - イ 労働者災害補償保険法→総務事務センター
 - ウ 消防組織法、水防法及び消防団員等公務災害補償等共済基金法→消防政策課
 - エ 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律→教育委員会事務局保健体育課

2 公務災害認定の要件

ここに記載しているものはあくまで基本的な考え方や例であり、例外が多くあります。認定されうるかどうかは、個別具体的に検討する必要があります。

また、最新の認定要件については基金本部通知（平成15年9月24日付け地基補第153号「公務上の災害の認定基準について」ほか）を参照してください。

(1) 総論

職員が災害を受け、その災害が公務災害として認められるためには、職員が公務に従事し、任命権者の支配管理下にある状況でその災害が発生したこと（**公務遂行性**）と、公務とその災害との間に相当因果関係があること（**公務起因性**）の二つの要件を満たす必要があります。

ア 公務遂行性…任命権者の支配管理下（＝命令を受ける関係）にあること。

公務災害であるためには、当然公務中に発生した災害でなければならないため、「公務中であった」かどうかを検討するものです。

公務遂行性が認められうる状況の例は以下の表のように限定されています。なお、表中7以降のように、一般的には「職務を行っている」と観念できないような状況でも職務遂行性が認められる場合があるため注意してください。

1 自己の職務遂行中	① 法令又は権限ある上司の命令により職員に割り当てられた職務に従事している場合 ② 地方公務員法第39条の規定に基づき地方公共団体が行う研修を受けている場合（職員自身が自発的に行う自主研修は対象外。） ③ 地方公務員法第42条の規定による職員の保健のための健康診断を受けている場合（人間ドック等のように、その受診が職員の意思に委ねられているものは対象外。）
2 職務遂行に伴う合理的行為中	① 業務待機中の行為 業務待機中としては著しく社会通念を逸脱していないこと ② 生理的必要行為 用便のための構内通行行為や、水等を飲むために往復する行為 （なお、用便、水等を飲む行為自体は私的行為であるため、それらの最中の被災は対象外。） ③ 公務達成のための善意行動 慣例的に同僚の職務を援助する行為、勤務公署の業務の運営を阻害する状態を排除する行為等が該当し、公務上の必要性のないいわゆる道義的立場からの善意行為は公務外 ④ 食事行為 ア 勤務公署内に食事施設がある場合は、勤務場所と食事施設との間の往復行為 イ 勤務公署内に食事施設がない場合又は食事施設があっても不十分な場合は、勤務公署とその近辺の食堂との間を合理的な経路及び方法により往復する行為 （なお、食事行為自体は私的行為であるため、食事最中の被災は対象外。） ⑤ 医療機関へ行く行為 負傷又は疾病のため緊急の治療が必要であると認められる職員が、所属部局の長の指示又は了解を受けて、治療のため勤務時間を割いて勤務公署と医療機関との間を合理的な経路及び方法により往復する行為
3 職務遂行に必要な準備行為又は後始末行為中	勤務時間の始め又は終わりにおいて職務遂行に必要な準備行為又は後始末行為（更衣、機械器具の点検・整備・格納、作業環境の整備など）
4 救助行為中	勤務場所において負傷し、又は疾病に罹患した職員を救助する行為
5 防護行為中	非常災害時において勤務場所又はその附属施設（公務運営上の必要により入居が義務付けられている宿舎を含む。）を防護する行為
6 出張又は赴任の期間中	出張又は赴任の期間中に発生した負傷は、次の場合を除き公務災害となります。 ① 合理的な経路又は方法によらない順路にある場合 ② 恣意的行為を行っている場合 ③ 出張期間が長期にわたる場合（概ね1か月）において、宿泊施設内にあるとき又は宿泊施設と勤務場所との間の往復途上にあるとき（この場合の往復途上は通勤災害の対象となります。） なお、旅行命令によらない経路によった場合でも、その経路によったことが客観的に妥当と認められる経路に当たる場合は、合理的経路として扱われます。 また、通常の宿泊行為中の負傷は、宿泊行為を出張に伴う必然的行為と考え、著しく酩酊して階段から転落したような場合等特に恣意的な行為によるものを除き、公務上として扱われます。

7 出勤又は退勤途上	通勤途上の災害は一般的には通勤災害として扱われますが（→P17）、次の場合は任命権者の拘束性が認められ、公務災害として扱われます。 ① 公務運営上の必要により、特定の交通機関によって出勤又は退勤することを強制されている場合の出勤又は退勤の途上 ② 突発事故その他これに類する緊急用務のため、直ちに又はあらかじめ出勤することを命ぜられた場合の出勤又は当該退勤の途上 ③ 午後10時から翌日の午前7時30分までの間に開始する勤務に就くことを命ぜられた場合の出勤の途上 ④ 午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務が終了した場合の退勤の途上 ⑤ 宿日直勤務を命ぜられ、直接当該勤務に就くため出勤し、又は当該勤務を終了して退勤する場合の出勤又は退勤の途上 ⑥ 引き続いて24時間以上となった勤務が終了した場合の退勤の途上 ⑦ 地方公務員法第24条第5項の規定に基づく条例に規定する勤務を要しない日及びこれに相当する日（以下「勤務を要しない日」といいます。）に、特に勤務することを命ぜられた場合の出勤又は退勤の途上 ⑧ 国民の祝日に関する法律に規定する休日及び年末年始の休日に、特に勤務することを命ぜられた場合（交代制勤務者等でその日に当然に勤務することとなっている場合を除く。）の出勤又は退勤の途上 ⑨ 勤務を要しない日とされていた日に勤務時間の割り振りが変更されたことにより勤務することとなった場合（交代制勤務者等にあっては、その日前1週間以内に変更された場合に限る。）の出勤又は退勤の途上 ⑩ ①から⑨までに掲げる場合の出勤又は退勤に準ずると認められる出勤又は退勤等、特別の事情の下にある場合の出勤又は退勤の途上 （例示） ア 通常の勤務が終了した後、引き続き4時間以上の時間外勤務に服した場合の退勤途上 イ 特に命じられて1時間以上早く出勤する場合の出勤途上 ウ いわゆる異常な時間帯（午後10時から翌日の午前5時まで）を3時間以上含む勤務終了後の退勤途上
8 レクリエーション参加中	レクリエーションは、本来それ自体は、公務ではないものの、職員の元気回復を図り、もって公務の能率増進に寄与する効果を有します。このため、一定の要件を満たす下記のようなレクリエーションへの参加については、公務遂行性を認めることとしています。 ① 地方公務員法第42条の規定に基づき、任命権者が計画し、実施したレクリエーション ② 任命権者が地方公務員等共済組合法に基づく共済組合若しくは職員の厚生福利事業を行うことを主たる目的とする団体で、条例により設置され、かつ地方公共団体の長の監督の下にあるものと共同して行ったレクリエーション ③ その他、任命権者の支配管理の下に行われたレクリエーション
9 設備の不完全又は管理上の不注意による災害	勤務場所又はその附属施設の設備の不完全又は管理上の不注意その他所属部局の責めに帰すべき理由によるもので次のような場合 ① 所属部局が専用の交通機関を職員の出勤又は退勤の用に供している場合において、当該出勤又は退勤の途上にあるとき ② 勤務のため、勤務開始前又は勤務終了後に施設構内で行動している場合 ③ 休憩時間又は休憩時間中に勤務場所又はその附属施設を利用している場合
10 宿舍の不完全又は管理上の不注意による災害	公務運営上の必要により入居が義務付けられている宿舍（看護師の寄宿舍、警察官の待機宿舍など）において、宿舍の不完全又は管理上の不注意によって発生した災害は公務災害となります。
11 職務遂行に伴う怨恨による災害	職務遂行に伴う怨恨によって第三者から加害を受けた場合は、職務遂行中であるか否かにかかわらず公務災害として取り扱われます。（私的怨恨による場合には、職務遂行中であっても公務外とされます。）
12 公務上の負傷は疾病と相当因果関係をもって発生した災害	公務上の傷病の療養中に生じた災害については、一般に、公務と関連のない災害であるが、当初の公務上の傷病と、その療養中に公務によらない災害によって加重し、又は増悪した傷病（死亡した場合を含む。）との間に相当因果関係が認められる場合には、公務災害となります。（ただし、公務上負傷した職員が医療機関に行く途中に自動車事故だけがをした場合等は公務外） （例）公務上の負傷（不完全骨折）で療養中、機能回復訓練を行っているとき、転倒して、当初の不完全骨折部位を完全骨折した場合
13 その他公務と相当因果関係をもって発生した災害	前に掲げるもののほか、公務と相当因果関係をもって発生した災害は公務災害となります。

イ 公務起因性…経験則上傷病等の発生が公務に内在する危険の具体化したものであること。

公務中の事故であっても、その原因が公務と全く関係のないものである場合は公務災害たりえないため、「公務と関係があった」かどうかを検討するものです。

公務→事故→災害（負傷・発症）の間に経験則上相当な関係（相当因果関係）があるかどうかを個別具体的に検討します。

※「事故」にあたる事象には「事故性」がなければならず、単なる歩行や低い段差の昇降など、通常の業務や日常生活において行われるような動作を行ったこと等のみでは「事故」たりえません。凹凸につまずいた、濡れていて足が滑ったなどの事故的事象である必要があります。

「相当因果関係」とは、通常一定の行為から一定の結果をもたらすことが相当であると認められる場合の因果関係をいいます。

例えば、公務逸脱行為・私的行為中の事故や、天災地変等の自然現象、自己又は他人の故意による事故、本人の素因（持病）が主要な原因となった事故などは、そもそも公務が原因となっておらず、公務と事故との間の相当因果関係がないため、公務起因性は認められません。

公務起因性は以下の手順で判断します。

- ① 傷病の確認
- ② 公務遂行性の確認
- ③ 事故の確認
- ④ 傷病の発生に不可欠の条件となった諸事情の確認
- ⑤ 公務（災害時の事故）が傷病等を発生させる蓋然性の確認

※ 原因不明の災害の場合は、④に掲げるものに加え、周辺事実、事故の前後の状況等、範囲を広げて情報収集し、最終的には間接的な推論により公務起因性の有無を推定します。

※ 他人の故意による災害が例外的に認められる場合として、職務に関連する怨恨による加害行為によるものがあります。これに該当する可能性がある場合は、被災職員の公的、私的な加害者との係わり、公務上の事実と加害行為との時間的關係及び場所的関連性も確認し、職務に関連する怨恨か私的怨恨かを判定します。

(2) 負傷の場合における公務起因性の判断について

ア 公務→事故の間の相当因果関係

「あのような公務に従事していればあのような事故等が発生するであろう」と認められるかどうかを検討します。(1)イで「事故性」につき前述したとおり、ただ座っていただけ、ただ歩いていただけ、多少の段差を降りただけ等の普段から起こりうる事象（行いうる行為）により負傷が発生した場合、そのような事象は公務に従事していなかったとしても発生しうるものであり、たまたま負傷が発生したタイミングが公務中であっただけのものであるため、「あのような公務に従事していなくてもあのような事故等が発生するであろう」と判断され、因果関係が認められません。

更に、こちらも(1)イで前述のとおり、公務逸脱行為・私的行為中の事故や、天災地変等の自然現象、自己又は他人の故意による事故、私病・薬の副作用による意識消失等などにより事故が発生した場合など、反証事由がある場合も検討を要します。

イ 事故→災害（負傷）の間の相当因果関係

「あのような事故等が発生すればあのような災害（負傷）が発生するであろう」と認められるかどうかを検討します。一般的に負傷を発生させるような事故は、外面的に明らかな物理的事象であることが多いため、事故→災害（負傷）の間の相当因果関係は比較的容易に判断することができます。

ただし、事故等から相当期間経過して発生した負傷、療養（記録）のない負傷、事故等の態様と負傷の態様が一致していない負傷、原因が医学的に不明な負傷など、反証事由がある場合は検討を要します。

更に、私病・既往歴・加齢による変性（膝・腰・首など）・薬の副作用などの素因が共働原因となっている場合も考えられます。

ウ 公務起因性の判断

ア、イの相当因果が共に認められた場合、公務起因性が認められます。

反証や共働原因のあるような事案については、所属等への聞き取りや診療歴の収集、主治医・専門医への所見照会等の詳細な調査を行います。

調査の結果、反証がある事案については反証が否定された場合に限り、共働原因がある事案については公務の方が相対的に有力な原因であったと認められる場合に限り、それぞれ公務起因性が認められます。

(3) 疾病（病気）の場合における公務起因性の判断について

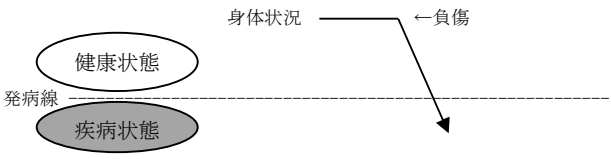
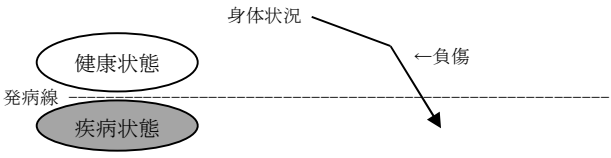
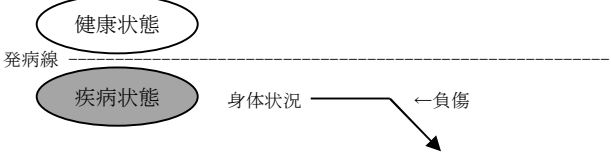
ア 総論

疾病については、明確な「事故」というべき事象が存在し、負傷の場合と同様に判断できる場合もありますが、例えば精神的負担が徐々に蓄積して精神疾患を発症した場合など、明確な「事故」的事象がない場合もあります。

よって疾病においては、①職員の従事する公務が疾病の原因となりうる因子（過重労働、ストレス、化学物質等）を有していること、②公務従事期間から見て発症しうる程度の因子を受けていること、③因子を受けた時期と疾病の発症時期・経過との間に医学上矛盾がないこと、の全ての要件を満たしている場合に公務起因性が認められます。

また、負傷の場合と同様に反証事由や共働原因についても検討しますが、疾病の場合は、私病・既往歴・加齢による変性（膝・腰・首など）・薬の副作用や私生活におけるストレス等が共働原因となっている場合も多いため、公務起因性が判断しにくく、より複雑な調査とより医学的に高度な判断が必要となり、それに伴って認定までにかかる時間も長くなります。共働原因がある事案については、疾病の場合もやはり公務の方が相対的に有力な原因であったと認められる場合に限り公務起因性が認められます。

なお、認定基準では疾病を次表の3類型に区分しており、1の公務上の負傷に起因する疾病、2の職業性疾病については因果関係が分かりやすいことが多いですが、3が問題となります。

1 公務上の負傷に起因する疾病	公務上の負傷（身体に与えられた刺激）に起因する疾病は、公務上の災害となります。 これに該当する疾病は次のとおりです。 事例としては、災害性の腰痛（後述イを参照）や外傷性肋膜炎等があります。 ① 負傷当時、疾病の素因がなかった者が、その負傷により発病した場合  ② 負傷当時、疾病の素因はあったが発病する程度ではなかった者が、その負傷により、その素因が刺激されて発病した場合 ③ 負傷当時、疾病の素因があり、早晚発病する程度であった者が、その負傷により、発病の時期を著しく早めた場合  ④ 負傷当時、既に発病していた者が、その負傷により、その疾病を著しく増悪した場合 
2 職業性疾病	次の場合は、それぞれの業務に伴う有害作用の程度が当該疾病を発症させる原因となるのに足るものであり、かつ、当該疾病が医学経験上当該原因によって生ずる疾病に特有の症状を呈した場合は、公務以外の理由により発病したという反証のない限り公務上の災害となります。 ① 物理的因子にさらされる業務に従事したため生じた疾病 ② 身体に過度の負担のかかる作業態様の業務に従事したため生じた疾病 ③ 化学物質等にさらされる業務に従事したため生じた疾病 ④ 粉じんを飛散する場所における業務に従事したため生じたじん肺症 ⑤ 細菌、ウイルス等の病原体にさらされる業務に従事したため生じた疾病 ⑥ がん原性物質又はがん原性因子にさらされる業務に従事したため生じた疾病
3 その他公務に起因する疾病	1及び2に掲げるもののほか、公務に起因することが明らかな疾病は公務上のものとし、これに該当する疾病は次のものです。 ① 伝染病又は風土病に罹患するおそれのある地域に出張した場合における当該伝染病又は風土病 ② 健康管理上の必要により任命権者が執った措置（予防注射及び予防接種を含む。）により発生した疾病 ③ 公務運営上の必要により入居が義務付けられている宿舍の不完全又は管理上の不注意により発生した疾病 ④ 勤務場所又はその附属施設の不完全又は管理上の不注意その他所属部局の責めに帰すべき事由により発生した疾病 ⑤ 職務の遂行に伴う怨恨によって発生した疾病 ⑥ 所属部局の提供する飲食物による食中毒 ⑦ その他公務と相当因果関係をもって発生したことが明らかな疾病 事例としては、腰痛又は脳疾患や心臓疾患などがあり、これらの基準は後述のイのとおりです。

イ 通知により個別の取扱いが定められている疾病

以下の疾病については、認定が特に困難であるため、基金本部の通知等によりその取扱いが定められています。（詳しい認定要件はそれぞれの通知を参照ください。）

① 腰痛（昭和52年2月14日付地基補第67号「腰痛の公務上外の認定について」）

腰痛は、仕事中でも日常生活のなかでも、場所や時刻にかかわらず、また、腰部に作用した力の強さを問わず発症し、加齢による腰椎の変性や日常生活における運動量なども発症に影響を及ぼすため、職務遂行中に発症した場合であっても、必ずしも公務に起因して発症したものとは言えない場合があります。

なお、認定請求に当たっては、災害性や素因の有無を判断するため、既往歴報告書を提出することが必要です。

また、補償の対象となる治療の範囲と期間も限定されています。

※ 頸部痛についても、素因・基礎疾患等が関与することがあるため、認定の考え方等について腰痛に準じた取り扱いをしています。

② **心・血管疾患及び脳血管疾患**（令和3年9月15日付地基補第260号「心・血管疾患及び脳血管疾患の公務上外の認定について」ほか）

＜認定対象疾患＞

心・血管疾患	狭心症、心筋梗塞、心停止（心臓性突然死を含む。）、重症の不整脈（心室細動等）、肺塞栓症
脳血管疾患	くも膜下出血、脳出血、脳梗塞（脳血栓症、脳塞栓症、ラクナ梗塞）、高血圧性脳症

上記のような心・血管疾患及び脳血管疾患等（負傷に起因するものを除く。）は、基礎となる高血圧、動脈硬化等による血管病変又は動脈瘤等の基礎的病態（血管病変等）が加齢や一般生活等における諸種の要因（危険因子）によって増悪し、発症に至る場合がほとんどで、職場、自宅の別はもとより、勤務中、休息中、睡眠中の別なく発症するものであるとされています。

このため、心・血管疾患及び脳血管疾患等が公務に起因することが明らかな疾病として認定されるためには、公務による精神的、肉体的に過重な負荷（過重負荷）が血管病変等をいわゆる自然的経過を超えて急激に著しく増悪させ、発症させたと医学的に認められることが必要であり、当該心・血管疾患及び脳血管疾患等の発症に当たって公務が相対的に有力な原因であると判断される場合には公務との相当因果関係が認められ、公務上の災害として取り扱われるものとされています。

なお認定請求に当たっては、公務起因性を判断するため、通常の認定申請書類に加え、別途「心・血管疾患及び脳血管疾患等の職務関連疾患の認定調査票」を提出することを要します。

③ **肝炎、エイズ等（針刺し事故）**（昭和62年10月12日付地基補第27号「抗H B s 人免疫グロブリン製剤及びB型肝炎ワクチンに関する療養補償の取扱いについて」ほか）

公務災害の対象となる傷病は、公務災害の認定を行う前提となる傷病が発症（発生）し、治療が必要となった場合に限られています。しかし、肝炎、エイズ等については感染力が強いこと、感染した場合治癒が難しいことなどから、患者に使用した注射針を誤って自分の指などに刺してしまう、いわゆる「針刺し事故」について、特例として発症以前にも検査や治療を療養補償の対象としています。

また、この特例は病院等に勤務する医療従事者に限らず、全職員が対象となりますので、特に救急隊員の方は参考にしてください。

なお、発症した場合には、公務と相当因果関係をもって発症したと認められる限り、公務上の災害として他の疾病と同様に補償の対象となります。

④ **精神疾患等**（平成24年3月16日付地基補第61号「精神疾患等の公務災害の認定について」ほか）

精神疾患の発症には、業務による精神的又は肉体的負荷の他に、家庭問題、金銭関係等の業務以外の負荷や、精神疾患の既往歴、社会適応状況における問題等の個体側要因が影響する場合があります。

このため、精神疾患が公務に起因することが明らかな疾病として認定されるためには、①対象疾病発症前のおおむね6か月の間に、業務により強度の精神的又は肉体的負荷を受けたことが認められること、②業務以外の負荷及び個体側要因により対象疾病を発症したとは認められないこと、の2つが要件とされています。

なお、自殺については、公務と精神疾患との間に相当因果関係が認められ、かつ、当該精神疾患と自殺との間に相当因果関係が認められるときに、公務起因性が認められます。

<認定対象疾患>

国際疾病分類第10回修正版（以下「ICD-10」という。）第V章「精神及び行動の障害」に分類される疾患であって、器質性のもの（F0）及び有害物質に起因するもの（F1）は除く。

業務に関連して発症する可能性のある精神疾患は、主としてICD-10のF2からF4までに分類される精神疾患とされている。

- F2 統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害
- F3 気分（感情）障害
- F4 神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害

なお、いわゆる心身症は、対象疾病とならない。

（４） 障害又は死亡の場合について

公務上の負傷又は疾病と相当因果関係をもって生じたことが明らかな障害又は死亡は、公務上のものとなります。認定についての考え方は負傷、病気の場合とほぼ同様です。

3 通勤災害認定の要件

ここに記載しているものはあくまで基本的な考え方や例であり、例外が多くあります。認定されうるかどうかは、個別具体的に検討する必要があります。

また、最新の認定要件については基金本部通知（昭和62年5月20日付け地基補第81号「『通勤』の範囲の取扱いについて」ほか）を参照してください。

通勤は、任命権者の支配管理下にある公務とは異なるものですが、公務と密接な関連を有するものであるため、通勤途上において発生した事故による負傷・疾病・障害・死亡については、災害補償の対象になります。なお、通勤災害も公務の最中の災害と同様に、「**通勤遂行性**」と「**通勤起因性**」を有している必要があります。前者は以下の(1)、(2)により、後者は「公務起因性」と同様に判断します。

(1) 通勤の範囲

通勤とは、職員が**勤務のために**、**住居**と**勤務場所**との間を、**合理的な経路**及び**方法**により往復することをいいます。各要件の説明及び該当・非該当例は、以下のとおりです。

※ なお、通勤中であっても、残業で退勤が深夜となった場合など任命権者の拘束性が伴う場合、通勤災害ではなく**公務災害**になる場合があります。（→P13表中7参照）

項目及び説明	該当する場合	該当しない場合
勤務のために 勤務に就くため、又は勤務を終了したことにより行われる往復行為をいい、往復行為が、全体としてみて、勤務と密接な関連性をもって行われるものをいいます。	○通勤途中で作業衣、定期券等、勤務又は通勤に関係のあるものを忘れたことに気づき、これを取りに戻る場合 ○交通途絶、スト等の交通事情により、許可を受けて引き返す場合 ○レクリエーション（公務災害と認定される場合に限る。）に参加する場合 ○次の勤務時間までの間に相当の間隔がある場合において、住居との間を往復する場合 ○遅刻して出勤し、又は早退する場合（短時間の休憩時間や勤務時間中に私用で帰るのは、勤務を終了して帰る場合とは認められないので通勤としない。）	×出勤途中で自己都合により引き返す場合 ×休日等に勤務公署の運動施設を利用するため住居と勤務公署との間を往復する場合 ×親睦会主催、任意参加の遠足に参加する場合 ×勤務時間終了後相当時間にわたり囲碁、将棋等私用を弁じた後、帰宅する場合
住居 職員が居住して日常生活の用に供している生活の本拠としての家屋のほか、次の場合を含みます。	○家族と共に生活している家等、通常勤務のための出勤の始点 ○単身赴任者等が家族の住む家から反復・継続性をもって通勤する場合の家族の住む家 ○通常の勤務のために、又は長時間の残業、早出勤等に備えて設けた宿泊場所 ○交通事情等のために一時宿泊する旅館、ホテル等 ○家族が長期入院し看病する必要がある場合の病院 ○台風等で避難場所から出勤する場合の当該外避難場所	×地方出身者の一時的帰省先 ×単身赴任者が年末年始のみ家族と共に過ごす場合の家族の住居 ×家族と共に郷里の実家に行き、そこから出勤する場合の当該実家
勤務場所 職員が職務を遂行する場所として、明示又は黙示の指定を受けた場所をいい、通常の勤務公署のほか、外勤職員の外勤先なども該当します。	○通常の勤務提供の場所 ○レクリエーション（公務災害と認定される場合に限る。）の場所	×同僚との懇親会、同僚の送別会の会場
合理的な経路 社会通念上、住居と勤務場所との間を往復する場合に、一般に、職員が用いると認められる経路をいいます。	○定期券による経路 ○通勤届による経路 ○定期券による経路ではないが、通常これと代替することが考えられる経路 ○経路上の道路工事等、当日の交通事情によりやむを得ず迂回する経路 ○事故、スト等の場合の代替輸送機関による経路 ○座席確保や急行列車利用のため1～2駅戻る経路 ○誤って1～2駅乗り越して戻る経路 ○乗降駅以外の駅へ定期券を購入しに行く経路 ○通常の経路を少し離れた場所にある便所に行く経路 ○自動車通勤の者がガソリン補給のためにガソリンスタンドに立ち寄る経路 ○自動車通勤の者がその自動車の修理のため最小限度の迂回をする経路 ○共稼ぎの職員が子供を託児所に連れて行く経路	×歩行者専用道路を自転車で行っていた場合 ×ショートカットのため私有地や進入禁止道路を通行していた場合 ×鉄道線路、高速道路等の歩行が禁止されている場所を歩行する場合の経路 ×交通事情によらず、著しく遠回りとなる経路
合理的な方法 社会通念上、住居と勤務場所との間を往復する場合に、一般に、職員が用いると認められる方法をいいます。	○電車、バス等公共交通機関を利用する場合 ○自家用自動車（友人のものに同乗する場合を含む。）、自転車等を使用する場合 ○徒歩による場合 ○通常、電車、バス等公共交通機関を利用している者が、 ・勤務終了後の私用のため、自家用自動車を利用して出勤する場合 ・遅刻状態にあるため勤務時間に間に合うようタクシーを利用した場合 ・雨天のため、妻に自家用自動車で送らせた場合	×運転免許を受けていない者の運転する自動車を利用する場合 ×飲酒運転の場合、又はそれを知りながら同乗する場合

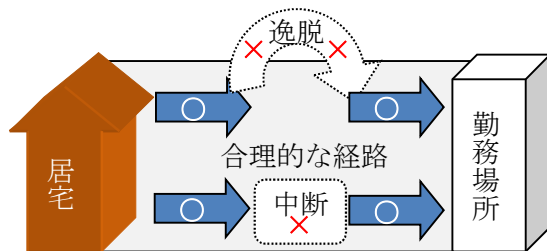
(2) 逸脱・中断

職員がその移動の経路を逸脱（通勤と関係ない目的で合理的な経路からそれること）し、又はその移動を中断（合理的な経路上において、通勤目的から離れた行為を行うこと）した場合においては、当該逸脱又は中断の間及びその後の移動中の災害は、通勤災害とはされません。

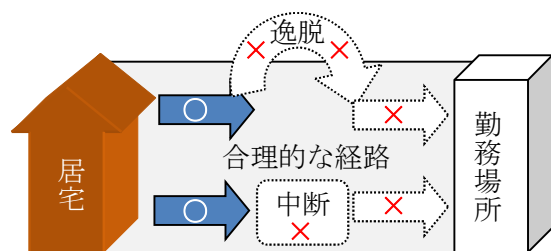
ただし、当該逸脱又は中断が、日用品の購入等の「日常生活上必要な行為」をやむを得ない理由により行うための最小限度のものである場合には、当該逸脱又は中断の間に生じた災害を除き、通勤災害とされます。（日常生活上必要な行為の具体例は下記表のとおりです。）

逸脱又は中断があった場合において、通勤災害と認定されうる範囲を図示すると次のようになります。（○＝通勤に該当、×＝通勤に非該当）

日常生活上必要な行為を目的として逸脱・中断した場合



日常生活上必要な行為以外を目的として逸脱・中断した場合



<日常生活上必要な行為>

項目	左の項目に該当する場合	該当しない場合
日用品を購入する行為	○パン、米、酒類等の飲食物品 ○家庭用薬品 ○下着、ワイシャツ、背広、オーバー等の衣料品 ○石油等の家庭用燃料品 ○身廻り品 ○文房具、書籍等 ○電球、台所用品等 ○子供の玩具	×装飾品、宝石等の奢侈品 ×テレビ、冷蔵庫、ピアノ、自動車、机、たんす等の耐久消費財 ×スキー、ゴルフ等のスポーツ用品
日用品の購入に準ずる行為	○独身職員が通勤途中で食事をする行為 ○クリーニング店に立ち寄る行為 ○理髪店、美容院に行く行為 ○テレビ、冷蔵庫等の修理を依頼しに行く行為 ○税金、光熱水費等を支払いに行く行為 ○市役所等に住民登録、戸籍抄本等を取りに行く行為（逸脱又は中断としない行為） ・経路上の店で、タバコ・雑誌等を購入する場合 ・駅構内でソバ等を立食する場合	×通勤途中で娯楽等のため麻雀、パチンコ、ゴルフ練習、ボーリング等をする場合 ×居酒屋、スナック、屋台等で飲食をする場合 ×映画、観劇等のため回り道をする場合 ×同僚の送別会に行く場合 ×冠婚葬祭に行く場合 ×友人宅、親類宅等を訪ねる場合
教育、職業訓練を受ける行為	○中学校、高等学校、義務教育学校、中等教育学校、大学、高等専門学校、特別支援学校における教育 ○職業能力開発校、職業能力開発短期大学校、職業能力開発大学校、職業能力開発促進センター等における職業訓練 ○学校教育法第124条に規定する専修学校における教育 ○職業能力開発促進法第27条に規定する職業能力開発総合大学校における職業訓練 ○学校教育法第134条に規定する各種学校における教育で、一般的に職業に必要な技術に関し1年以上の修業期間を定めて行われるもの ○上記のほか、教育訓練の内容及び形態がこれらに準ずると認められる教育訓練	×趣味又は娯楽のためのもの
病院等で診察、治療を受ける行為等	○人工透析を受けるため病院等に立ち寄る行為 ○接骨、あん摩、はり、きゅう等の施術を受けるため施術所に立ち寄る行為 ○家族の見舞等のため病院等に立ち寄る行為	
選挙権の行使等	○国政選挙、地方選挙等の投票に行く行為 ○住民の直接請求権等の行使等の行為	
2週間以上の介護	○2週間以上の期間にわたり、日常生活に支障のある配偶者、子、父母等の介護のため、住居や一時入所している施設に立ち寄る場合	×単に様子を見に行く場合 ×通常介護を行う者に代わって、たまたま介護を行う場合

4 認定申請書類

公務災害・通勤災害の認定請求に必要な書類一覧

区分 書類名	負傷の場合					疾病の場合		記載例掲載 ページほか
	出張・ 外勤中	訓練・ 研修・ レクリエーション中	通勤途上 (通勤災害含む。)	針刺し・ HCV等 の汚染 血液接 触	その他 (通常勤 務中)	負傷に 起因す るもの (災害性 の腰痛・ 頸部痛 等)	職業性 疾病・ その他 (脳・心 臓疾患 等)	
①認定請求書	全ての場合に必要							P 22～23
②現認書・事実証明書	※ 公務・通勤・兼業、単身赴任の場合の通勤災害の三種があるため、様式の間違いに注意ください。							P 24 (現認書) P 25 (事実証明書)
③発生状況及び現場見取図	全ての場合に必要 ※ただし交通事故の場合は⑩で代えるため不要							P 26
④診断書 (原本)	全ての場合に必要							P 27
⑤療養の現状に関する資料								P 28
⑥医療機関の変更届	申請時点で複数の医療機関を受診・転院している場合に必要							P 29
⑦勤務に関する証明書	全ての場合に必要							P 30
⑧経路図	○		○					P 31
⑨通勤届の写			○※					※通手受給者のみ
⑩行事計画書・実施通知書・参加者名簿の各写		○						
⑪血液検査個人表				○				P 32
⑫既往歴報告書	被災した部位の既往症その他関係する既往歴がある場合に必要 ※腰・膝・頸部は必須					○	○	P 33
⑬ (医学的資料収集) 同意書	全ての場合に必要							P 34
⑭健康診断の結果に関する資料							○	定期健康診断記録の写し等
⑮被災日前の行動に関する資料							○	業務内容、量、時間、日常生活状況等
⑯出勤簿の写							○	
⑰第三者加害事案届	第三者加害 (交通事故を含む。) の場合に必要 ※ 第三者加害については P 72以降参照							P 35～37 (関連書類として P 38に第三者加害事案としな い旨及びその理由についての申 立書も掲載)
⑱念書 (兼同意書)								P 39
⑲確約書								P 40 (交通事故用) P 41 (交通事故以外用)
⑳交通事故証明書 (原本 又は保険会社による原本証明記載のある写)	交通事故 (自転車での単独転倒事故、私有地上の事故等も含む。) の場合に必要							
㉑事故発生状況報告書								P 42
㉒公務災害防止対策実施報告書	通勤災害以外の全ての場合に必要							P 43

※ 認定上必要である場合、○のない資料や上記以外の資料の提出を求めることがあります。

【記載例】

受付
04.10.06
□□□政策課

受付
04.09.30
△△事務所

・被災職員の所属（学校）の受付印を押印
 ・被災職員が市町村（学校組合）立学校の教員（以下「義務教員」という）の場合、経由印として市町村（学校組合）教育委員会の受付印も必要です。

災害認定請求書

請求年月日 令和 4 年 9 月 30 日

(〒0000-0000)

請求者の住所 〇〇市〇〇町〇丁目〇番地

被災職員から所属長に提出する日を記入

ふりがな とさ はなこ

氏 名 土佐 花子

被災職員との続柄 本人

所属団体名 高知県

所属部局・課・係名（電話 〇〇部 △△事務所

共済組合員証（保険証）の右上にある6桁の「番号」を記入

共済組合員証・健康保険組合員証記号番号 地・高知 第 〇〇〇〇〇〇 号

ふりがな とさ はなこ

氏 名 土佐 花子

昭和47年 9月 17日生（47 歳）

職 名 主幹

災害発生の日時 令和 4 年 9 月 12 日（月 曜日）午 前 3時 30分ごろ

災害発生の場所 △△事務所 作業室

傷 病 名 頭部打撲、頸椎捻挫

傷病の部位及びその程度
後頭部 約〇〇日の療養を要する見込
頸椎 約▲▲日の療養を要する見込

*認定番号

署名・押印不要

地共済の場合「地・高知」
学校共済の場合「公立高知」

常勤的非常勤職員（12 月以上連続でフルタイム勤務している会計年度任用職員）の場合こちら

☒常 勤
☐令第1条職員

被災時の年齢を記入

使用している保険証を○で囲む

1 被災職員に関する事項

【注意！】

- ・診断書に記載された全ての傷病名を一言一句変えずに記載してください（略字、頸椎⇄頸椎などの字体もそのまま）。
- ・複数の診断書を取得している場合で、完全に重複する傷病名がある場合は重ねて記載する必要はありません。
- ・「～疑い」の傷病は認定不可のため記載しないでください。

*	受 理 (到達した年月日)	所 属 部 局	任 命 権 者	基 金 支 部
		令和 年 月 日	令和 年 月 日	令和 年 月 日
*	通 知	令和 年 月 日	*	認 定
			令和 年 月 日	令和 年 月 日
			☐ 公務上	☐ 公務外

- 〔注意事項〕
- 1 請求者は、*印の欄には記入しないでください。また、該当する□に✓印を記入してください。
 - 2 「職名」の欄には、職員が災害を受けた当時の職名を、例えば自動車運転手、車掌、守衛、主事、技師、教諭、船員、用務員、作業員、巡査、消防士等と記入してください。
 - 3 令第1条職員とは、再任用職員（短時間）、常勤的非常勤職員のことをいいます。

災害発生状況	2	私は、△△事務所において総務の業務に従事しています。被災日の午後3時頃から、事務所作業室において、同僚の〇〇さんと公文書の整理をしているところでした。	
		午後3時30分ごろ、移動しようと椅子から立ち上がり後ろへ下がったところ、足下にあった公文書の入った段ボールに右足が引っかかってそのまま後方に倒れる形となり、その際、壁で後頭部を強打してしまいました。	
		転倒後しばらくしても頭部と首が強く痛むため、上司の〇〇チーフの運転で〇〇病院に行きました。同病院で検査を受けたところ、頭部打撲及び頸椎捻挫と診断されました。	
		必ず被災職員本人が本人目線で、ケガをしたことだけではなく、その後、病院を受診するまでの経緯も記入してください。	
		・5は起案所属が記載・押印してください。 ・なお、県知事部局の場合、行政管理課への合議が必要であるため、起案所属において意見案を記入のうえ、基金への提出の起案を同課へ回付してください。 ・また、義務教員については県教委教職員・福利課が起案所属となるため、市町村教委を経由し、空欄の状態と同課へ提出してください。	
所属部局の長の証明	*3	1及び2については、上記のとおりであることを証明します。 令和 4 年 10 月 5 日 請求年月日以降の日付 所在地 〇〇市〇〇町〇丁目 名称 〇〇部 △△事務所 長の職・氏名 所長 □□ □□ 押印不要	
	4	添付する資料名	☒ 診断書 ☒ 現認書又は事実証明書 ☐ 交通事故証明書 ☐ 第三者加害報告書 ☐ 時間外勤務命令簿の写 ☒ 出勤簿の写 ☒ 見取図 ☐ 経路図 ☒ 関係規程 ☐ 定期健康診断記録簿の写 ☐ 既往歴報告書 ☐ X線写真 ☐ 写真 ☐ 示談書 ☒ その他
任命権者の意見	*5	3 8 本件は、公務中の事故による負傷であり、公務上の災害であるとする。	
		令和 4年 10月 8日 任命権者の職・氏名 高知県知事 〇〇 〇〇 押印不要	

- 4 「2 災害発生の状況」又は「*5 任命権者の意見」の欄の記入に当たって別紙用紙を用いるときは、本欄には「別紙のとおり」と記入し、その別紙について所属部局の長の証明を受け、又は任命権者の意見の記入を求めてください。
- 5 「*3 所属部局の長の証明」の欄の証明が困難である場合の取扱い、は、地方公務員災害補償基金に相談してください。
- 6 「*5 任命権者の意見」の欄中 には、別紙の40種類の区分番号を記入してください。

当該別紙は提出時は添付不要です。

【記載例1】現認書

現認書・事実証明書

該当する方を丸囲み

被災職員	所属	△△事務所		
	氏名	土佐 花子		
災害発生日時	令和 4 年 9 月 12 日	午前 午後	3 時 30 分頃	
災害発生場所	△△事務所 作業室			

「被災職員」の所属・氏名を記入
※現認者・事実証明者の氏名になっていることが多いので注意してください。

「災害発生日時」及び「災害発生場所」は公務（通勤）災害認定請求書と同じ内容を記入

災害発生に関する現認又は事実調査

私が、上記日時場所で、被災職員と公文書の整理をしていた際、大きな音がしたため被災職員の方を見たところ、被災職員が壁と段ボールの間に倒れている状態でした。

被災職員を助け起こし大丈夫か聞いたところ、頭と首が痛いが大丈夫とのことだったので、その後暫く公文書の整理作業を続けていました。

しかし、30分経ってもまだ強い痛みが続いていると訴えていたため、上司の〇〇に連絡し、病院に連れて行ってもらいました。

現認の場合は、以下の内容が分かるように記載してください

①現認者が②いつ、何をしていたとき③被災職員が④何がきっかけで⑤どうなったかを見聞きしたのか

【注意！】

被災職員本人が記載している事例や、認定請求書の災害発生情報の文書を丸写ししているだけの事例が多く見られます。必ず現認者・事実調査者本人が当該者の目線で記載してください。

※現認書又は事実証明書のどちらかを提出してください。ただし、現認者がいる場合は、原則、現認書の提出をお願いします。

【現認】被災の瞬間を直接見聞きした場合

【事実証明】被災の瞬間は見ず、後で職員から経緯を聞き取った場合

※加害者がいる事案の場合、加害者以外の者が作成してください。

該当する方を丸囲み

上記のとおり
現認
事実調査
したので証明します。

地方公務員災害補償基金高知県支部長 様

「現認者・事実証明者」の所属、職・氏名を記入
※所属、職名の記入漏れが多いので注意してください。

所属(住所) △△事務所

現認者・事実証明者

職・氏名 主査 〇〇 〇〇

押印不要

該当する方を丸囲み

- 注 1 現認者がいる場合は現認書として、いない場合は事実証明書として使用してください。
2 現認書は、現認者がどのような状況でどのような内容を目撃したかを具体的に書いてください。
3 事実証明書は、当該災害について調査確認した内容を具体的に書いてください。

【記載例２】事実証明書

現 認 書 ・ 事 実 証 明 書

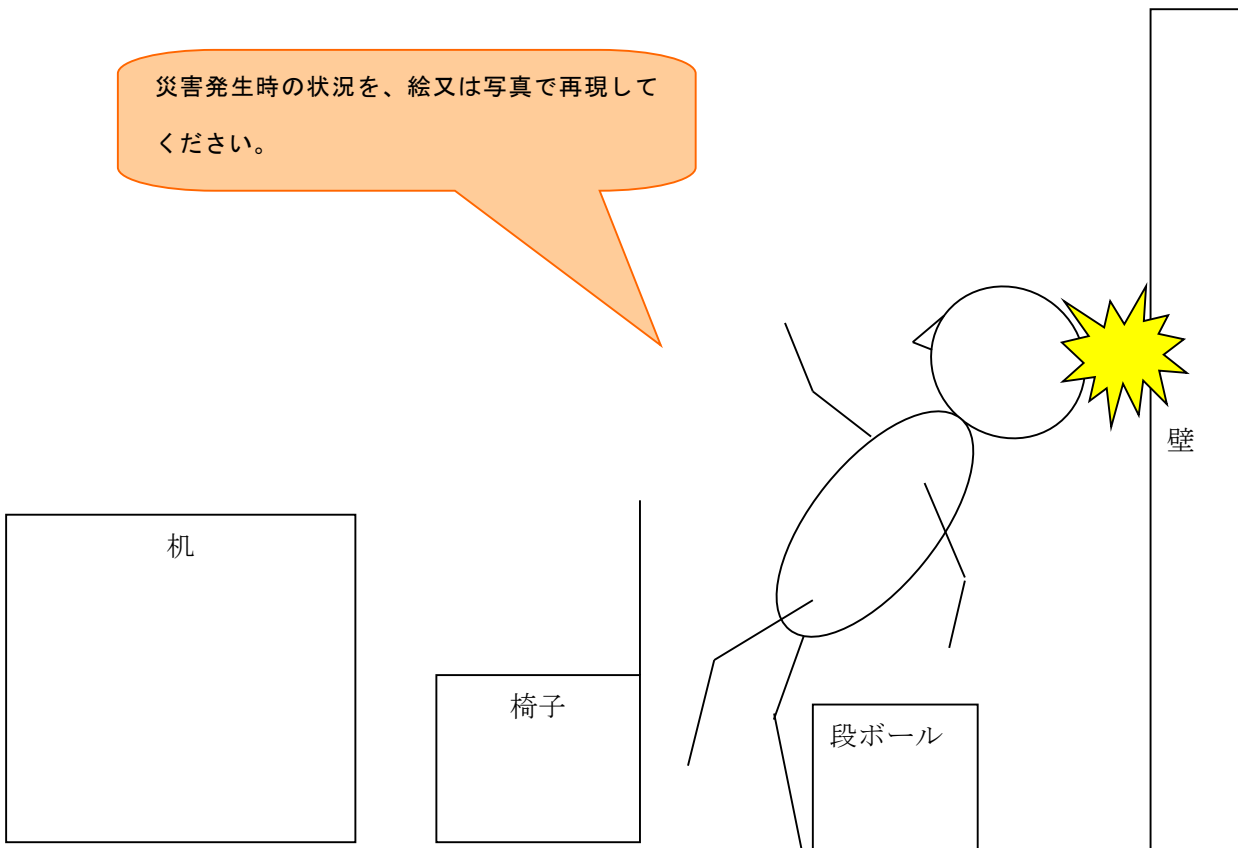
被災職員	所 属	△△事務所		
	氏 名	土佐 花子		
災害発生日時	令和 4 年 9 月 12 日	午前 午後	3 時 30分頃	
災害発生場所	△△事務所 作業室			
災害発生に関する現認又は事実調査状況				
災害発生日の15時45頃、〇〇チーフから、被災職員を〇〇病院に連れて行くと連絡があった。〇〇チーフに確認したところ、公文書整理作業中に段ボールにつまづき転倒し、後頭部を壁で強打したのとのことであった。 翌日、災害発生の状況について、上記のとおりであることを被災職員本人に確認した。				
事実証明の場合は、以下の内容が分かるように記載してください ①事実証明者が災害発生を知った経緯 ②調査した日時、内容、方法等				
現 認 上記のとおり したので証明します。 事実調査 令和 4 年 9 月 30 日 地方公務員災害補償基金高知県支部長 様 現認者 事実証明者 所属(住所) △△事務所 職・氏名 所長 〇〇 〇〇 押印不要				

- 注 1 現認者がいる場合は現認書として、いない場合は事実証明書として使用してください。
- 2 現認書は、現認者がどのような状況でどのような内容を目撃したかを具体的に書いてください。
- 3 事実証明書は、当該災害について調査確認した内容を具体的に書いてください。

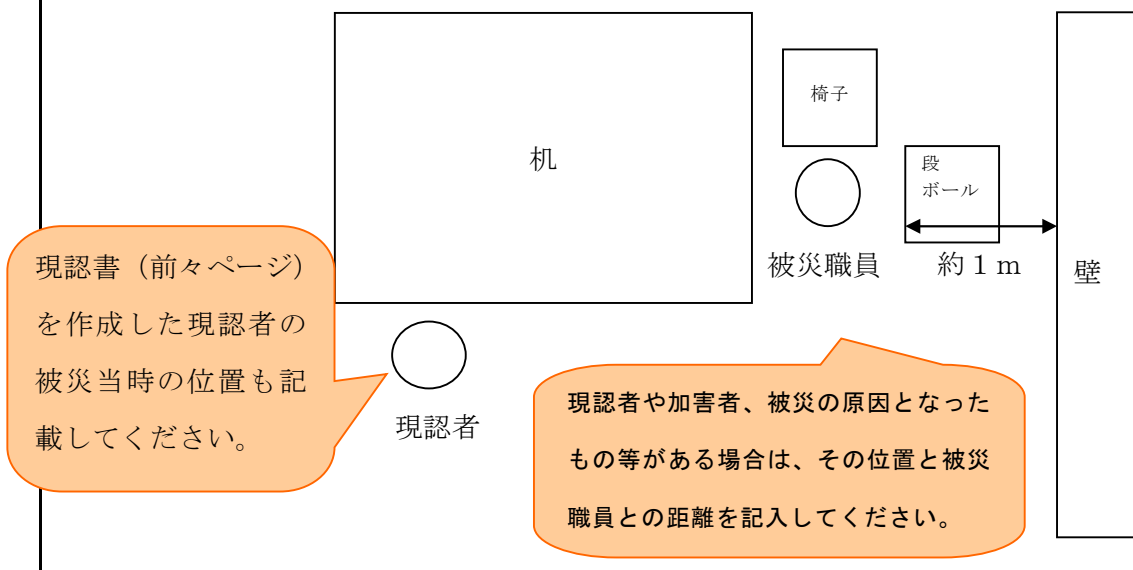
【記載例】

発生状況及び現場見取図

災害発生状況図（発生の状況をわかりやすく絵、又は写真で示してください。）



現場見取図（発生場所での被災職員、現認者、加害者等、人と物の位置関係を示してください。）



- 注 1 写真を使う場合は発生状況を再現する形で撮ってください。
- 2 経路図が必要なものは、既存の道路、住宅地図等を使用し、A4サイズで作成してください。
通過経路を赤実線で、発生場所を赤×印で、発生後の予定経路を赤点線で示してください。

【記載例】

※記載は医師が行います。

診 断 書

被災職員	住所	〇〇市〇〇町〇丁目〇番地	
	氏名	土佐花子	
初診日		令和 4 年 9 月 12 日	
傷病名		頭部打撲、頸椎捻挫	
上記傷病と診断した根拠 (検査結果等)		視診及び触診による	
上記傷病に関係のある 既往症の有無		有 (既往症名 無)	
原因		職場にて転倒	
主訴		頭部、頸椎の疼痛	
治療内容 (見込も含む。)		ギプス固定にて安静加療	
療養の見込		令和 4 年 9 月 12 日か	
		入院の要否	要
上記のとおり診断します。 令和 4 年 9 月 28 日 所在地 〇〇市〇〇町〇〇番地 医療機関 名 称 〇〇病院 医師名 甲野 乙郎			

《注意事項》

- ・必ずこの指定様式により医療機関に記載してもらってください。
(指定外様式を使用できる場合もありますが、記載事項が不十分であった場合、診断書を再度取得してもらうこととなります。)
- ・基金では、診断書に記載された傷病名により公務(通勤)災害により生じた傷病を特定します。診断書に記載のない傷病にかかる療養費は補償の対象外となりますので、医療機関から診断書を受け取ったら、傷病名に記載漏れがないか確認してください。
- ・「～疑い」となっている傷病名については、認定の対象外となります。
- ・診断書作成料は基本的に一旦被災職員の自己負担となるため、領収書を保管のうえ、被災職員から当該費用を請求してください。
- ・公務災害に係る診断書作成料は非課税ですが、医療機関が公務災害であると気付かず税込み額を請求してくることがよくあります。その場合税分は補償できませんので、自己負担時に必ず領収書を確認し、税込みであった場合は公務災害である旨を伝え、税分の返金及び領収書の修正を依頼してください。
- ・病気休暇等の申請のために、職場へも診断書を提出したい場合は、診断書原本を所属での手続きに使用し、公務災害認定申請書には、診断書の写しの余白部分に所属が原本証明を付記したものを添付しても構いません(保険会社等、外部へ提出する場合は不可。)。ただし、その場合診断書取得料は補償対象外となりますので、病気休暇等の申請に原本が必要かどうかは所属にて確認ください。

医師・病院の押印がないものは無効です。受領時に必ず確認してください。

甲野

療養の現状に関する資料

医療機関名は正確に記入してください。記入漏れや誤記入があった場合、療養の補償が実施されなかったり、公務災害の情報が誤った医療機関に送付されます。

1 治療を受けている、又は、受けていた医療機関について

当てはまるものにチェック

医療機関ごとの初診日を記入

医療機関名

療養期間

入院・通院の別

① 〇〇病院

令和 4 年 9 月 12 日

～ 令和 4 年 9 月 12 日

☐ 入院

☒ 通院

② △△病院

令和 4 年 9 月 12 日

～ 令和 4 年 9 月 30 日

☐ 入院

☒ 通院

③ □□薬局

令和 4 年 9 月 12 日

～ 令和 年 月 日

☐ 入院

☒ 通院

薬局についても記入してください。

令和 年 月 日

令和 年 月 日

☐ 入院

☐ 通院

支払状況について当てはまるものにチェックを入れる

2 上記1の治療について

☒ 病院に請求を待ってもらっている（△△病院）

☐ 共済組合員証（健康保険証）を使用

☐ 自賠責保険を使用

☐ 相手方等が治療費を負担

☒ その他（自己負担（〇〇病院、□□薬局）

認定請求時点で、入院・通院が継続している場合は、終期を空欄にしてください。

※認定請求時点で、請求する全ての傷病について、入院・通院が終了し、既に治ゆ（症状固定を含む）している場合は、3にも記入が必要です。

3 既に、治ゆ又は症状固定となっている場合は、次に署名、押印のうえ、記載してください。（この場合、治ゆ報告書の提出は不要です。）

被災職員氏名 土佐 花子

氏名欄については、署名するか、記名のうえ職員個人印を押印してください。（よく押印が抜かっています。）

災害発生年月日 令和 4 年 9 月 12 日

傷病名 頭部打撲、頸椎捻挫

認定請求書の傷病名を全て記入してください。

治ゆ年月日 令和 4 年 9 月 30 日

障害の有無 有 ・ 無

治ゆ年月日は、原則、退院日又は最終通院日（1の療養期間の終期）と同じになります。

障害の状況（障害有の場合）

「障害の有無」に記入忘れが多いので注意してください。

注 複数の医療機関を受診した場合は、医療機関の変更届も添付してください。

複数の医療機関を受診した場合は、「医療機関の変更届」（次頁）の提出が必要です。

【記載例】

医 療 機 関 の 変 更 届

				認定番号	—
令和 4 年 10 月 3 日					
地方公務員災害補償基金高知県支部長 様 被災職員の住所 〇〇市〇〇町〇丁目〇番地 氏名 土佐 花子 療養を受ける医療機関を下記のとおり変更したいので届け出ます。					
被災職員	氏 名	土佐 花子	生年月日	昭和 47 年 9 月 17 日	
	傷病名	頭部打撲、頸椎捻挫			
変 更 日		令和 4 年 9 月 12 日			
変 更 後 の 医 療 機 関		所在地 △△市△△町△△ 名 称 △△病院	共済組合員証の使用状況について、 当てはまる方を丸囲みしてください 共済組合員証の使用の有無 (有・ 無)		
変 更 前 の 医 療 機 関		所在地 〇〇市〇〇町〇〇 名 称 〇〇病院	共済組合員証の使用の有無 (有・ 無)		
変更の理由 (具体的に 記入して ください)		被災日当日、〇〇病院を受診したが、検査ができなかったため△△病院に行くよう指示された。その後の治療も△△病院で受けている。			

注 医療機関を変更したい場合に提出してください。

認定請求時までに転院している場合は認定申請書に添付ください。
 申請書提出後転院した場合はその都度提出してください。

【記載例】

勤 務 に 関 す る 証 明 書

被災職員	職 主 幹 氏 名 土 佐 花 子	
区 分	内 容	
平常勤務 の 実 態	職務内容 ・ 事務分担 ・ 担当区域	総 務 担 当 (予 算 ・ 決 算 、 庶 務) 被災職員の職・氏名欄は記入漏れが多いので注意してください。
	勤務時間 ・ 勤務形態 ・ 時 間 割	8 : 3 0 ~ 1 7 : 1 5 注 変則勤務の場合は勤務体系のわかる資料を添付 令第1条職員のうち常勤的非常勤職員は、前1年間の辞令と出勤簿の写
被災当日 の 実 態	通常勤務中の場合	勤務時間と業務内容 8 : 3 0 ~ 1 2 : 0 0 予 算 と 1 3 : 0 0 ~ 1 5 : 0 0 照 会 1 5 : 0 0 ~ 公 文 書 整 理 時間外勤務を命じた時間 時 分 ~ 時 「通常勤務中」の例 ・ 所属庁舎内での業務 ・ 学校内での授業、行事、委員会活動の指導 等 ※出勤時に被災し当日は出勤しなかった場合は、当日実施予定であった「通勤時被災のため勤務なし」と記載ください。
	出張・外勤中の場合	用務内容 用 務 地 出張期間 「出張・外勤中」の例 ・ 庁外研修・協議、管内の現場訪問 ・ 学校外での行事、校外学習の引率（社会科見学、修学旅行等） 等
	その他の場合	「その他」の例 ・ 通勤災害の場合 ・ 部活動の指導、引率 等
※時間外、出張中の災害である場合は、それぞれ時間外勤務命令簿の写し、出張命令の写しを添付してください。 ※また、教員の場合、被災当日の勤務内容が分かる資料を添付してください。 例）時間割表、行事日程表、部活動計画書 など		
※会計年度任用職員（常勤的非常勤職員該当）の場合、出勤簿の写しを添付してください。（災害発生日度分及び前年度分） ※臨時的任用職員（期限付き講師等）の場合、辞令の写しを添付してください。		
所属長の職・氏名 △△事務所長 □□ □□ 押印不要		

【記載例】

※事例は他様式と連動していません。

経 路 図



- 注 1 既製の地図（道路地図や住宅地図）を使用してください。（地図の利用においては著作権、利用ガイドライン等に注意してください。）
- 2 地図上に始点と終点（自宅、勤務場所、用務地）を記入してください。
- 3 災害発生場所までの経路を赤実線で、以後の予定経路を赤点線で示してください。
- 4 災害発生場所周辺のみ、始点から災害発生箇所までの経路のみではなく、必ず始点から終点までの全経路が分かる図としてください。

【記載例】

※事例は他様式と連動していません。

血 液 検 査 個 人 表

1 被災職員について記載してください。

職・氏名 主幹（看護師） 土佐花子

被災日 令和4年7月1日

注 被災前と被災後を記入

検査年月日	HB s 抗 原	HB s 抗 体	HCV 抗 体	GOT	GPT	HB e 抗 原	その他
R 3. 5. 6			(-)	16	20		
4. 7. 2			(-)	18	21		
. .							

2 汚染元となった人（患者）について記載してください。

生年月日 昭和〇年 〇月 〇日

注 被災日前又は直後を記入

検査年月日	HB s 抗 原	HB s 抗 体	HCV 抗 体	GOT	GPT	HB e 抗 原	その他
R 4. 5. 31			(+)	23	21		
. .							

上記1及び2について相違ないことを証明します。

令和4年7月2日

所属長 職・氏名 〇〇市立〇〇病院
院長 〇〇〇〇

（病院・診療所以外での事故の場合は、医療機関の医師の証明ももらってください。）

【記載例】

既 往 歴 報 告 書

今回被災した部位の既往症、及び関係すると思われる既往歴を書いてください。
医者にかかっていない場合も書いてください。この場合、傷病名欄は空欄でも結構です。

傷病名及び医療機関名	治療期間	発症原因、症状、療養経過等
頸椎捻挫 〇〇整形外科病院	平成30年 4～7月頃	いつ、どこで、どうして、どういう状態になって、 どういう治療をいつまで受け、どうなったか。 自家用車を運転中に後ろから追突され、鎮痛剤 と湿布を処方された。

- ・請求傷病の内容が頸部・腰部に係る場合は、必ず提出してください。なお、過去5年間に共済組合以外の健康保険に加入していた期間がある場合は、保険者名称・組合員証記号番号（被扶養者であった場合は、被保険者名）を記入してください。
（頸部・腰部に係る傷病以外の傷病であっても基金から提出を依頼される場合があります）
- ・既往症等がある場合は、その内容を記入してください。
- ・既往症等がない場合は、傷病及び医療機関の欄に「既往歴なし」と記入し、被災職員の記入・押印及び所属長の確認をお願いします。その他の欄については空欄でかまいません。

最近の状況 上記傷病はどのよう な状態だったか	自覚症状は全くなかった。 身体状況 身長 165 cm 体重 50 kg
---	---

上記のとおり相違ありません。

令和 4 年 10 月 3 日

被災職員 土佐 花子

押印不要

上記事項を確認しました。

令和 4 年 10 月 5 日

所 属 長 △△事務所長 □□ □□

【記載例】

同 意 書

記入した日

令和 4 年 10 月 3 日

地方公務員災害補償基金高知県支部長 様

住 所 ○○市○○町○丁目○

氏 名 土佐 花子

生年月日 昭和 47 年 9 月 17 日

所 属 △△事務所

公務（通勤）災害認定請求書の
請求年月日を記入

（間違って災害発生年月日を
記載している事例が見られま
す）

同意書には必ず押印が必要
です。署名のみは不可です。

個人印
印

所属の記入漏れが多いので注意してください。

私が令和 4 年 9 月 30 日付けで行った公務（通勤）災害の認定請求に関して、地方公務員災害補償基金（以下「基金」という。）が公務（通勤）災害の認定又は補償等の実施等を行うに当たり、基金及び基金から依頼を受けた私の任命権者（所属団体）が、地方公務員災害補償法第 60 条第 1 項の規定に基づき、関係機関等から、私に関する下記の個人情報の提供を受けることについて同意いたします。

記

- 1 診療録、各種検査結果（レントゲン写真、CT・MRI 画像等を含む。）及び主治医等の意見
- 2 共済組合又は健康保険組合が保有する診療報酬明細書（レセプト）
- 3 その他認定及び補償等の実施等に必要な事項（災害発生状況に係る資料等）

なお、本同意書は、その写しも有効と認めます。

【記載例】

※事例は他様式と連動していません。

第三者加害事案届

(公務災害・通勤災害)
(交通事故・交通事故以外)

地方公務員災害補償基金高知県支部長 様

令和 4 年 10 月 5 日

地方公務員災害補償法施行規則第 47 条の規定により届け出ます。

請 求 者 住 所 ○○市○○町○○番地

氏 名 土佐 花子

押印不要

1 被災職員について記載してください。

所属	△△事務所	氏名	土佐 花子	生年月日	昭和 47 年 9 月 17 日生
----	-------	----	-------	------	-------------------

2 災害発生状況について記載してください。

日 時 令和 4 年 9 月 12 日 午前・午後 8 時 5 分頃

場 所 ○○市○○町○○番地交差点

災害発生状況（被災職員・加害者の行動、災害発生の原因と周囲の状況をできるだけ詳しく記入してください。なお、現場見取図を添付してください。）

(概要)

午前8時頃にミニバイクで自宅を出て、午前8時5分頃に災害発生場所の交差点にさしかかった。

青信号で交差点に進入したところ、対向車線から右折してきた軽自動車が私のミニバイクに接触し、そのはずみでバイクごと左側に転倒し、左肩を強打した。

相手方が119番に通報し、到着した救急車で○○病院に運ばれた。

災害を目撃した人がいる場合には記載してください。

目撃者の氏名 なし

住所

目撃時の状況

3 第三者（加害者）（加害者不明の場合にはその旨を記入してください。交通事故の場合は運転者。）について記載してください。

ふりがな まるまる まるまる

氏名 ○○ ○○

生年月日 平成 ○ 年 ○ 月 ○ 日 (25 才)

住所 ○○市○○町○○番地

電話 ○○○-○○○○

職業（勤務先） (有) ○○

電話 ○○○-○○○○

4 第三者（加害者が業務中であつた場合は所属する事業所、未成年者の場合は親権者、精神病患者の場合は監督義務者を記載してください。）又は運行供用者について記載してください。

ふ り が な まるまる

名称又は氏名 (有) ○○

電話 ○○○-○○○○

住所 ○○市○○町○○番地

事業の内容又は職業 建設業

代表者（役職） 代表取締役

(氏名) ○○ ○○

5 災害調査を行った警察署又は交番の名称を記載してください。

○○ 警察署 交通 係（交番）

6 交通事故の場合、加害車両の自動車損害賠償責任保険（共済）について記載してください。		
加害車両（車種） ○○○		（登録番号） 高知 500 か○○○○
自賠責保険証明書番号 ○-○○○○		
保険契約者（氏名） （有）○○		（住所） ○○市○○町○○番地
第三者（加害者）と保険契約者との関係……本人・事業主・親族（ ）・ <u>その他</u> （事業所）		
保険契約期間……自 令和4年 2 月 1 日 至 令和5年 2 月 1 日		
保険会社名 ○○保険○○支店		電話 ○○○-○○○○
担当者名 ○○ ○○		
保険会社住所 ○○市○○町○○番地		
7 交通事故の場合、加害者の任意保険について記載してください。		
自動車保険証券番号 ○-○○○○		
保険契約者（氏名） （有）○○		対人限度額制限 有（ ）円）・ <u>無</u>
第三者（加害者）と保険契約者との関係……本人・事業主・親族（ ）・ <u>その他</u> （事業所）		
保険契約期間……自 令和4年 2 月 15 日 至 令和5年 2 月 15 日		
保険会社名 ○○保険○○支店		電話 ○○○-○○○○
担当者名 ○○ ○○		
保険会社住所 ○○市○○町○○番地		
8 保険金の請求等について記載してください。		
保険金（損害賠償額）請求の有無…… <u>有</u> ・無		
有の場合の請求方法…… <u>イ</u> 自賠責保険（共済）単独		
<u>ロ</u> 自賠責保険（共済）と任意保険との一括払		
保険金（損害賠償額）の支払を受けている場合は、受けた者の氏名、金額及びその年月日		
氏 名		
金 額 円		
受領年月日 令和 年 月 日		
保険契約者（氏名）		
保険会社名		電話
担当者名		
保険会社住所		
9 あなた（被災職員）の人身傷害補償保険について記載してください。		
人身傷害補償保険に……加入している・ <u>加入していない</u>		
自動車保険証券番号		
人身傷害補償保険金の請求の有無……有・無		
人身傷害補償保険金の支払を受けている場合は、受けた金額及びその年月日		
金額 円 受領年月日 令和 年 月 日		
保険会社名		電話
担当者名		
10 身体損傷について記載してください。		
区 分	被 災 職 員	第 三 者 (加 害 者)
部位・傷病名	左肩打撲 左上腕骨折 左肘部打撲挫傷	なし
程 度		
診療機関名	○○病院	
診療機関住所	○○市○○町○○番地	

【記載例】

※事例は他様式と連動していません。

第三者加害事案としない旨及びその理由についての申立書

令和4年9月30日付けで公務災害認定請求を行った事案について、当該児童は小学1年生であり責任能力はないものとするため、第三者加害事案としないことを申し立てます。

記入した日

令和4年10月3日

〇〇市立△△小学校

教諭 土佐 花子 個人印

上記の内容について、所属長の意見と相違ありません。

令和4年10月5日

〇〇市立△△小学校長 □□ □□ 所属長印

様式は任意ですが、被災職員の氏名・押印、申立年月日、所属長の証明をお願いします。

なお、当該申立書を提出した場合は、第三者加害事案届の提出は必要ありません

《注意事項》

第三者加害事案については基金による被災職員への補償後、補償に要した費用を被災原因となった第三者へ請求しますが、主に責任能力のない児童等の行為により負傷した場合など、第三者へ請求すべきでない事案については当該申立書を提出してください。

第三者加害事案としない理由については、必ず記載してください。

(例)

- ・加害児童は、小学〇年生であり責任能力はないと考える
- ・加害児童は、〇〇の診断を受け療育手帳〇〇を所持しており、責任能力はないと考える
- ・部活動の指導中の出来事であり、加害生徒に故意又は過失はないと考える

【記載例】

※事例は他様式と連動していません。

念 書（兼 同 意 書）

(公務災害 ・ 通勤災害)
(交通事故 ・ 交通事故以外)

災害発生日月日	令和4年 9 月 12 日	災害発生場所	〇〇市〇〇町〇〇番地先路上
被災職員氏名	土佐 花子	相手方氏名	甲野 二郎

- 上記災害に関して、基金への補償請求に当たり以下の事項を遵守することを誓約します。
 - 相手方と示談を行おうとする場合は必ず前もって貴職に連絡します。
 - 相手方に白紙委任状を渡しません。
 - 相手方から金品を受けたときは、受領の年月日、内容、金額（評価額）を漏れなく、かつ、遅滞なく貴職に連絡します。
- 上記災害に関して、私が地方公務員災害補償法による補償を受けた場合には、私の有する損害賠償請求権及び保険会社等（相手方もしくは私が損害賠償請求できる者が加入する自動車保険・自賠責保険会社（共済）等をいう。以下同じ。）に対する被害者請求権を、同法第59条の規定によって基金が補償の価額の限度で取得し、損害賠償金を受領することについては承知しました。
- 私が保険金請求権を有する人身傷害補償保険取扱保険会社から保険金を受けようとする場合は、必ず前もって貴職にその内容を申し出ます。
- 上記災害に関して、私の個人情報及びこの念書（兼同意書）の取扱いにつき、以下の事項に同意します。
 - 貴職が、私の基金への請求、補償決定及び補償（その見込みを含む。）の状況等について、私が保険金請求権を有する人身傷害補償保険等取扱保険会社（共済）に対して提供すること。
 - 貴職が、私への基金の補償及び上記2の業務に関して必要な事項（保険会社等から受けた金品の有無及びその金額・内訳（その見込みを含む。）等）について、保険会社等から提供を受けること。
 - 貴職が、私への基金の補償及び上記2の業務に関して必要な事項（補償額の算出基礎となる資料等）について、保険会社等に対して提供すること。
 - この念書（兼同意書）をもって(2)に掲げる事項に対応する保険会社等への同意を含むこと。
 - この念書（兼同意書）を保険会社等へ提示すること。
 - この念書（兼同意書）のコピーも有効とすること。

令和 4 年 10 月 5 日

地方公務員災害補償基金
高知県支部長 様

住 所 〇〇市〇〇町〇〇番地

氏 名 土佐花子

個人印

※ （ 公務災害 ・ 通勤災害 ） のいずれか及び （ 交通事故 ・ 交通事故以外 ） のいずれか該当するものに○をしてください。

【記載例1】(交通事故の場合)

※事例は他様式と連動していません。

確 約 書

(災害発生場所)

令和4年 9 月 12 日 〇〇市〇〇町〇〇番地先路上 において、

(相手方)

(被災職員)

甲野 二郎 と 土佐 花子 との間に発生した
交通事故により生じた損害について、基金が被災職員に対して地方公務員災害補償法に
基づき補償を行った場合には、基金が過失割合に応じて請求する金額を支払うことに異
議のないことを確約いたします。

令和4年 9 月 29 日

(相手方)

住 所 〇〇市〇〇町〇〇番地

氏 名 甲野 二郎 

(親権者、保険会社等)

住 所 〇〇市〇〇町〇〇番地

(有) 〇〇

氏 名 〇〇 〇〇 

(相手方との関係：使用者)

地方公務員災害補償基金高知県支部長 様

【記載例 2】（交通事故以外の場合）

※事例は他様式と連動していません。

確 約 書

（災害発生場所）

令和4年 9 月 12 日 〇〇市〇〇町〇〇番地先路上 において、

（相手方）

（被災職員）

甲野 二郎

と

土佐 花子

との間に発生した

（事故名）

傷害行為

により生じた損害について、基金が被災職員に対して
地方公務員災害補償法に基づき補償を行った場合には、基金が請求する金額を支払うこ
とに異議のないことを確約いたします。

令和4年 9 月 29 日

（相手方）

住 所 〇〇市〇〇町〇〇番地

氏 名 甲野 二郎

印

（親権者、保険会社等）

住 所 〇〇市〇〇町〇〇番地

氏 名 〇〇 〇〇

印

（相手方との関係：親権者）

地方公務員災害補償基金高知県支部長 様

【記載例】

※事例は他様式と連動していません。

事故発生状況報告書

単独事故の場合は、加害自動車、加害運転者の欄は空欄で提出

加害自動車	自賠責保険証番号	〇-〇〇	当事者	甲 (加害運転者)	氏名 甲野二郎 (TEL) 〇〇〇-〇〇〇〇	運転・同乗 歩行・その他
	自動車の登録番号	高知500〇 〇〇〇〇		乙 (被害者)	氏名 土佐花子 (TEL) 〇〇〇-〇〇〇〇	
天候	晴・曇・雨・雪・霧	交通状況	混雑・普通・閑散	明暗	昼間・夜間・明け方・夕方	
道路状況	舗装	舗装 { してある / してない }	歩道 { 両・片 }	歩道 { ある / ない }	直線・カーブ	平坦・坂
	見通し	見通し { 良い / 悪い }	積雪・凍結	歩道を自転車で走行中の事故は、当該歩道が自転車走行可能な歩道であるか、必ず標識を確認し記載すること。(この欄に書き切れない場合は下図中に記載)		
信号又は標識	信号	信号 { ある / ない }	駐・停車禁止	{ されている / されていない }	その他標識	{ }
速度	甲車両 20 km/h (制限速度 40 km/h)、乙車両 30 km/h (制限速度 30 km/h)					
事故現場での自動車と被害者との状況を图示してください	事故発生状況略図 (道路幅をmで記入してください。) 					
	上書記図の说明をい	青信号で交差点を通過中、前方不注意の右折車に接触されて転倒した。 当該報告書を添付した場合、③の「発生状況及び現場見取図」は不要となります。				

別紙交通事故証明書に補足して上記の通り報告します。

令和 4 年 10 月 5 日

報告者 甲との関係 ()
乙との関係 (上司)

高知 一郎

【記載例】

公務災害防止対策実施報告書

地方公務員災害補償基金高知県支部長 様

安全衛生副管理者（職員厚生課長） 様

※ これは高知県知事部局の様式です。

提出時は各部局・団体の様式により作成してください。

被災職員	氏 名	土佐 花子		認定番号	
	所属団体・部局課名	△△事務所		被災時年齢	47 才
事案の概要	職 名	教諭			
	災 害 発 生 日 時	令和 4 年 9 月 12 日 午後 3 時 30 分頃			
	災 害 発 生 場 所	△△事務所 作業室		災害発生日時・場所、傷病名は公務認定請求書と同じ内容を記入してください	
	傷 病 名	頭部打撲、頸椎捻挫			
発生原因	発 生 状 況	公文書整理中段ボールにつまずいて転倒し、後頭部を打った			
	原因	☐ 知識不足 ☐ 規則・手順の不遵守 ☒ 無意識のエラー ☐ その他（ ）			
公務災害防止対策	具体的内容	床に置かれていた段ボール			
	実施した（する）内容	今回の事例について所属で共有し、段ボール等の物品は床に置かず机の上等に置くよう周知した。 実施担当課・実施費用・実施年月日は記入漏れが多いので注意してください			
	実 施 担 当 課	△△事務所	実 施 費 用	0円	
	実 施 年 月 日	令和4年10月5日			
	その他参考となる事項について				

空欄のまま提出

- 1 この報告書は、公務災害認定通知書の送付とあわせて、地方公務員災害補償基金高知県支部及び安全衛生副管理者（職員厚生課長）から依頼するものです。
- 2 すぐに実施できないものについては、今後の予定を記入してください。
- 3 現場写真等の対策を講じたことが確認できる資料があれば提出してください。
- 4 各所属への周知文書、安全衛生委員会議事録等の参考資料があれば提出してください。
- 5 その他、必要に応じて参考となる資料があれば添付してください。
- 6 公務災害認定の日から起算して1か月以内（）

上記のとおり報告します。

令和 4 年 10 月 9 日

基本的に、公務災害申請と同時に提出してください。ただし、すぐには防止対策が実施できないような事案で、申請書が先に完成した場合などはこの限りではありません。

所属長の職 △△事務所長

氏 名 ○○ ○○

押印不要

(参考)

公務災害・通勤災害認定請求書類チェックリスト

● 添付書類全般

- ☐ 当該資料P21に記載されている添付書類は揃っているか。

● 公務災害・通勤災害認定請求書（記載例→P22、23）

- ☐ 認定請求書に記載された複数の日付の前後に間違いはないか（「請求年月日」欄の日付、「所属部局の長の証明」欄の日付の順）。
- ☐ 共済組合員証・健康保険組合員証記号番号は正確に記載されているか（団体番号や記号が省略されていないか）。
- ☐ 災害発生の日時・場所は、添付書類中の記載内容と一致しているか。
- ☐ 傷病名は、診断書の傷病名と一致しているか。（略字・字体なども揃えているか）
- ☐ 「災害発生の状況等」欄は、被災職員の視点・立場から記載されているか。
- ☐ 負傷の場合、「災害発生の状況等」欄の記載内容から、負傷の瞬間が再現できる程度に記載されているか。

● 現認書・事実証明書（記載例→P24、25）

- ☐ 現認書と事実証明書（現認者がいない場合に使用する。）の正しい使い分けがされているか。
- ☐ 作成者（現認者又は事実証明者）の視点で記載されているか。
- ☐ 現認書には、いつ何を見聞きしたかが、また、事実証明書には、被災職員から、いつどのような内容の報告を受けたかが、それぞれ記載されているか。
- ☐ 被災職員以外の者が作成しているか。
- ☐ 加害者以外の者が作成しているか（第三者加害事案の場合）。

● 発生状況及び現場見取図（記載例→P26）

- ☐ 災害発生時の動作・状況がひと目で分かるか（分かりにくければ、写真を添付するなど工夫すること）。
- ☐ 現認書を作成する者がいる場合、現認者の位置関係は現場見取図で示されているか。

● 診断書（記載例→P27）

- ☐ 診療見込期間の記載漏れがないか。

☐ 被災職員の住所に記載誤りがないか（請求書の住所との相違はないか）。

● 療養の現状に関する資料（記載例→P28）

☐ 受診した全ての医療機関が記載されているか。誤記入はないか。

☐ 2の「治療費」の支払についての欄の記載漏れはないか。

☐ 既に治癒している場合、3の欄は記載されているか。また、傷病名は、診断書と同一であるか。現在も治療中に関わらず、誤って記載されていないか。

☐ 複数の医療機関を受診している場合は、その理由を記載した「医療機関の変更届」を添付しているか。

● 勤務に関する証明書（記載例→P30）

☐ 記載漏れはないか。

☐ 会計年度任用職員（常勤的非常勤職員該当）の場合、出勤簿（災害発生年度分及び前年度分）の写しは添付されているか。

☐ 臨時的任用職員（期限付き講師等）の場合、辞令の写しが添付されているか。

● 経路図（記載例→P31）

☐ 始点（自宅等）から終点（勤務先、出張先等）までの全ての経路が確認できるか（被災場所付近のみの地図、被災地点までの地図等となっていないか）。

● 出張命令簿・公用車使用申請簿等の写し

☐ 勤務公署外での公務遂行中に被災した場合、出張命令簿や自動車使用記録簿（公用車使用申請簿）などの写しが添付されているか。また、これらの帳簿等がない場合、その理由を説明する資料が添付されているか。

● （医学的資料の収集にかかる）同意書（記載例→P34）

☐ 被災職員の印が押印されているか（署名のみ不可）。

☐ 本文の日付は請求年月日になっているか（間違って災害発生年月日を記載していないか）。

● 第三者加害事案書（第三者加害事案の場合）（記載例→P35～37）

☐ 記載漏れはないか（特に加害者・保険会社・交渉相手方の情報）。

Ⅲ 補償

1 補償の種類及び内容

(1) 療養補償

基金は、職員が公務又は通勤により負傷し、又は疾病にかかった場合に、それが治る（治ゆの考え方についてはP 7 (11)参照）まで、必要な治療を提供し、又は必要な療養の費用を支給します。

療養の範囲は、次の①から⑥のうち、療養上相当と認められるもので、その内容は個々の傷病に応じて医学上、社会通念上妥当と認められるものに限定されています。

したがって、その範囲を越えた過度な治療や恣意によるものについては、補償の対象外となり自己負担となります。事例としては、恣意による医療機関の変更、入院時の個室使用、通院時のタクシー使用等です。（個室の使用等については下記⑤アを参照してください。）

① 診察

- ア 医師や歯科医師の診察（往診を含む。）
- イ 療養上の指導や監視
- ウ 診断や診療上必要な化学的定性検査、顕微鏡、レントゲン他の検査
- エ 診断書、処方箋その他意見書等の文書

療養補償の実施に必要な診断書に限られ、病休届、保険会社への提出等、他の手続に使用するものは対象外です。また、認定請求書に添付する診断書は補償の対象となりますが、転医などで傷病名が重複する診断書料は補償の対象となりません。（ただし、同一の傷病を指している場合でも、医療機関によって微妙に記載が異なる場合（例：靱帯断裂と靱帯損傷、挫創と創傷など）は、両方の傷病名を認定する必要があるため、両方の診断書が補償対象となります。また、診断書に「～の疑い」との診断が記載されている場合は、上記のア～ウも含めて全てが補償対象外となりますのでご注意ください。）

また、原本を所属等の別途手続き（病休申請）等に使ひ、写しに原本証明を記載して提出しすることもできますが（保険会社等外部へ提出する場合は不可）、この場合、診断書料は補償対象外となります。短期の病休等は提示や写しの提供のみで済む場合があるため（県庁の場合）、病気休暇等の手続きの方に原本が必要かは所属にて確認してください。

② 薬剤又は治療材料の支給

- ア 薬剤は医師が必要と認める内用薬や外用薬に限られ、被災職員が自ら売薬を求めた場合は、医師が必要と認め具体的指導に基づいたものに限りします。

なお、ジェネリック医薬品が販売されている医薬品について、特段の理由なく先行医薬品（ジェネリックでない医薬品）を選択した場合、先行医薬品とジェネリック医薬品の価格差の4分の1に相当する費用が補償対象外となります。

- イ 包帯、固定装具その他の治療材料の支給については、医師が治療上必要と認めたもの又は直接治療に関係があると認められるものに限られ、自己判断で購入したガーゼやテープなどの物品は原則として認められません。便器、氷嚢等の療養機材についても、医師が必要と認めたものに限りします。なお、日常生活に一般に必要とされるような生活用品、例えば洗面器、コップ、タオル等は原則として認められません。

- ウ 歯科補綴における金、メタルボンド、セラミック等の健康保険対象外治療材料の使用につ

いては、歯科補綴の効果又は技術上の特別の必要から金等を使用することを適当とする場合に限り認められます。

③ 処置、手術その他の治療

ア 包帯の巻替、薬の塗布、患部の洗浄、あん法、点眼、注射、輸血、酸素吸入等の処置

イ 切開、創傷処理、手術とこれらに伴う麻酔

ウ その他の治療

熱気、温浴、紫外線、放射線、日光、機械運動、高原療法、医師が必要と認めた温泉療法、マッサージ、はり、きゅう及び柔道整復師の施術等

（病院以外で行う治療の費用の請求には病院が証明した「医師の同意書（鍼灸等）」（P 63）の提出が必要）

④ 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護

ア 療養上の管理

居宅において療養を行っている者（通院の困難なものに限る。）に対する医師が行う計画的な医学管理

イ 療養に伴う世話その他の看護

- ・居宅において継続して療養を受ける状態にある者で、医師が必要と認めた場合の看護師等の行う療養上の世話や診療の補助（訪問看護事業者によるものを含む。）

- ・重症のため医師が常に看護師の看護を要すると認めた場合の看護料

（請求には病院が証明した「看護証明書」（P 64）の提出が必要）

⑤ 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護

ア 入院

- ・個室や上級室の使用は緊急に入院する必要があるが普通室が満床の場合や傷病の状態から個室が必要と医師が判断した場合に限られ（請求には病院が証明した「個室・上級室証明書」（P 65）の提出が必要）、自らの選択で個室等を使用した場合は個人負担になります。

- ・食事代や寝具レンタル料等も補償対象となります。

イ 療養に伴う世話

- ・健康保険における基準看護

- ・重症のため医師が常に看護師等の看護を要すると認めた場合の看護料

- ・看護師等を得られないためにこれに代わって家族が付き添った場合の費用

（基準看護を実施している医療機関に入院中は、特別の事情がない限り、それ以上の看護は認められません。）

（請求には病院が証明した「看護証明書」（P 64）の提出が必要）

⑥ 移送

移送費は主に次に掲げるものが補償の対象となりますが、いずれも、療養上必要かつ相当なものに限られ、例えばバスで十分な症状であるのにタクシーを使用した場合、タクシー代は支給されません（公共交通機関利用相当分のみ支給）。なお、請求には病院が証明した「移送（通院）費証明書」（P 66）が必要です。

- ア 災害の発生場所から病院、診療所等まで移送する場合又は療養中に他の病院、診療所等へ転送を必要とする場合の交通費、人件費及び宿泊料
- イ 病院、診療所等への受診又は通院のための交通費
- ウ 独歩できない場合の介護付添に要する費用
- エ 災害の発生場所、病院又は診療所等から自宅までの死体運搬の費用
- オ その他必要と認められる移送の費用で現実に要したもの

※ 医療機関の変更（転医）について

医療機関を変更する場合には「医療機関の変更届」（P 29）の提出が必要です。（認定請求時に既に転医している場合は、認定請求書に「医療機関の変更届」を添付してください。）

被災職員が転医した場合の取扱いについては、医療上又は勤務上必要と認められる場合は転医後の医療機関での診療も療養補償の対象となりますが、医療上又は勤務上必要と認められない自己都合による転医の場合等は、転医したために再度発生した初診料や、転医前の医療機関で受けていた検査を転移後の医療機関でも再度行った場合の検査料等重複して発生した費用等が療養補償の対象外となります。

また、転医ではなく同時に複数の医療機関に通院する場合についても、重複する診療や、医学的に必要のない診療は療養補償の対象となりません。同様に、慎重を期する意味等の理由により、医師の指示無く他の医療機関で再検査を受けた場合などにおいても、当該再検査が医学的にみても相当の必要があり、社会通念上からも相当なものでなければ、療養補償の対象となりません。

セカンドオピニオンについては、患者の治療方針等に対する自己決定などにおいては有用な取り組みですが、地方公務員災害補償制度においては自己都合による転医となり、療養補償の対象外となります。ただし、セカンドオピニオンを求めた結果、転医前の医療機関と異なる治療法により医療効果が見られるなど、医学上・社会通念上妥当と認められる場合や主治医が必要と認めた場合などは、療養補償の対象として認められることがあります。

なお、次のような医療上又は勤務上の必要による受診医療機関の変更は認めています。

- ・被災場所近くの病院で応急手当を受けた後、療養に適した医療機関に転医する場合
- ・入院していた病院から、勤務先や自宅からの通院に便利な医療機関に転医する場合
- ・治療担当医師が医療技術や施設等の問題から他の医療機関を紹介し、転医する場合

⑦ その他

認定申請のために交通事故証明書を取得した場合、その取得料も補償対象となります。（原本を提出した場合に限ります。保険会社に原本を提出して原本証明を提出した場合は対象外です。また取得料振込手数料等も対象外となります。）

（２）休業補償

療養のため勤務することができず、給与を受けないときは、その勤務することができない期間 1 日につき平均給与額の 100 分の 60 に相当する額が支給されます。（通常、平均給与額の 100 分の 20 に相当する額が福祉事業の休業援護金として別途同時に支給されます。P 52（５）参照。）

なお、在職者は、療養中も給与が支払われるので、通常この補償の対象にはなりません。

また、離職後療養のため通院する場合は、療養に要した時間により算出されます。

(3) 傷病補償年金

療養開始後1年6カ月を経過した経過した日又はその日後において、その傷病が治っておらず、法第29条に定める傷病等級第1級～第3級に該当する場合に支給されます。

(4) 障害補償

傷病が治ったとき障害が残っている場合に、その障害の程度に応じて支給され、年金と一時金があります。

法第29条に定める障害等級第7級以上が年金、第8級以下が一時金となります。

年金の受給権者は申し出により、年金の一部の前払いを受けることもできます。（障害補償年金前払一時金）

また、年金受給権者が早期に死亡し、支給された年金の合計額が一定額に満たない場合、遺族に対して一時金が支給されます。（障害補償年金差額一時金）

(5) 介護補償

傷病等級第2級以上の傷病補償年金又は障害等級第2級以上の障害補償年金の受給権者のうち、当該年金の支給事由となった一定の障害により常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合に支給します。

月額により支給されますが、限度額があります。また、病院又は身体障害者施設等に入院・入所している場合には、この補償の対象となりません。

(6) 遺族補償

職員が公務又は通勤災害により死亡した場合に遺族に支給され、年金と一時金があります。

① 遺族補償年金

年金の受給資格者の範囲は次表のとおりで、職員の死亡の当時、職員と生計維持関係にあった遺族です。

年金は全ての受給資格者には支給されず、その受給資格者のうちの最先順位にある遺族のみを受給権者とし、支給します。受給権者が2人以上あるときは、そのうちの1人を年金の請求及び受領についての代表者に選任します。

受給 順位	年金の受給資格者		
	遺族の範囲	年齢制限	年齢制限解除理由
1	妻	無	障害等級第7級以上の障害に該当する状態又は軽易な労務以外の労務には服することができない程度の心身の故障がある場合
	夫	職員の死亡当時60歳以上	
2	子	〃 18歳未満	
3	養父母	〃 60歳以上	
4	実父母	〃 60歳以上	
5	孫	〃 18歳未満	
6	祖父母	〃 60歳以上	
7	兄弟姉妹	〃 18歳未満又は60歳以上	

年金の額は、受給権者及び受給権者と生計を同じくしている受給資格者の人数により変動します。

また、年金の受給権者は申し出により、年金の一部の前払いを受けることもできます。（遺族補償年金前払一時金）

② 遺族補償一時金（失権差額一時金）

以下の場合、受給資格者以外の遺族（生計維持関係になかった者など）に対して一時金が支

給されます。

- ・遺族補償年金の受給資格者がいない場合（遺族が年齢制限等によって年金の受給資格者になれない場合、職員と生計維持関係があった遺族がいない場合など）
- ・遺族補償年金受給権者が早期に失権し、他に受給資格者がおらず、かつ支給された年金の合計額が一定額に満たない場合（失権差額一時金）

（7） 葬祭補償

葬祭を行う遺族等に対し支給されます。

2 福祉事業の種類及び内容

福祉事業は、法的義務として行われる補償によっては充足しきれない領域を、使用者の立場で、いわば補償の付加的給付として行うことにより被災職員及びその遺族の援護を図ろうとするものです。

(1) 外科後処置

障害等級第14級以上の障害がある者のうち、義肢装着のため断端部の再手術、醜状軽減、局部神経症状軽減のための処置等が必要と認められる者に対し、診察、手術等の処置を行います。

(2) 補装具の支給

障害等級第14級以上の障害がある者に、義肢、装具、義眼、眼鏡、補聴器、車いす等の補装具を支給します。

(3) リハビリテーション

障害等級第14級以上の障害がある者のうち、社会復帰のために身体的機能の回復等の措置が必要な者に機能訓練、職業訓練等を行い、又は、その訓練に必要な費用を支給します。

(4) アフターケア

次の理由による障害等級第14級以上の障害がある者又は慢性のウイルス性肝炎となった者等に、診察、治療等の一定範囲の処置を行います。

外傷による脳の器質的損傷を受けた者、頭頸部外傷症候群、頸肩腕症候群、一酸化炭素中毒症、腰痛、減圧症、尿道狭窄、白内障等の眼疾患を有する者又は脊髄損傷者など

(5) 休業援護金

休業補償受給者に平均給与額の100分の20に相当する額を支給します。（通常、平均給与額の100分の60に相当する額が休業補償として別途同時に支給されます。P47(2)参照。）

(6) ホームヘルパー派遣

傷病補償年金及び障害補償年金（第3級以上）の受給権者に対し、介護人の派遣又は必要な費用を支給します。ただし、費用の10分の3は自己負担となります。

(7) 奨学援護金

傷病補償年金、障害補償年金（第3級以上）及び遺族補償年金の受給権者等で、学資等の支弁が困難な者に支給します。ただし、平均給与額が16千円以下の者に限ります。

小学校、中学校、高等学校、大学の区分ごとに月額により支給されます。

(8) 就労保育援護金

傷病補償年金、障害補償年金（第3級以上）及び遺族補償年金の受給権者等で、自己の就労のため未就学の子を保育所等に預けている者又は、未就学の児童で、自己と生計を同じくする者の就労のため保育所等に預けられている者に支給します。ただし、平均給与額が16千円以下の者に限ります。月額により支給されます。

(9) 傷病特別支給金

傷病補償年金の受給権者に一時金を支給します。

支給額は傷病等級により異なります。

(10) 障害特別支給金

障害補償の受給権者に一時金を支給します。

支給額は障害等級により異なります。

(11) 遺族特別支給金

遺族補償の受給権者に一時金を支給します。

支給額は、遺族補償の受給権者の区分により異なります。

(12) 障害特別援護金

障害補償の受給権者に一時金を支給します。

支給額は、公務災害・通勤災害の別及び障害等級により異なります。

(13) 遺族特別援護金

遺族補償の受給権者に一時金を支給します。

支給額は、公務災害・通勤災害の別及び遺族補償の受給権者の区分により異なります。

(14) 傷病特別給付金

傷病補償年金の受給権者に年金として、傷病補償年金の額に100分の20を乗じて得た額を支給します。ただし、限度額があります。

(15) 障害特別給付金

障害補償年金の受給権者には年金、障害補償一時金の受給権者には一時金として、当該年金、一時金の額に100分の20を乗じて得た額を支給します。ただし、限度額があります。

(16) 遺族特別給付金

遺族補償年金の受給権者には年金、遺族補償一時金の受給権者には一時金として、当該年金、一時金の額に100分の20を乗じて得た額を支給します。ただし、限度額があります。

(17) 障害差額特別給付金

障害補償年金差額一時金及び障害補償年金前払一時金の受給権者等に当該年金との差額を調整した一時金を支給します。

(18) 長期家族介護者援護金

傷病補償年金（第1級）又は障害補償年金（第1級）の受給権者が別に定める常に介護を要する者で、年金支給事由発生日から10年以上を経過して死亡した場合は、遺族に100万円を支給します。ただし、生計維持関係及び生活困窮が要件となります。

3 補償等の特例

(1) 補償の制限

職員が故意の犯罪行為や重大な過失により、公務・通勤災害を生じさせたとき、又は、正当な理由がなくて療養に関する指示に従わないことにより、傷病を悪化させたり回復を妨げたときは、休業補償や障害補償等について一定の支給制限を受けます。

故意の犯罪行為又は重大な過失とは、一般的には、次のような場合をいいます。

- ・職員が法律、命令等に定める危険防止に関する規定に違反して事故を発生させた場合
- ・勤務場所における安全衛生管理上とられた事項が一般に遵守されているにもかかわらず、これに違反して事故を発生させた場合
- ・監督者の事故防止に関する注意若しくは公務遂行上の指揮監督が一般に遵守又は励行されているにもかかわらず、これに従わないで事故を発生させた場合

(2) 特殊公務災害

警察官、消防吏員等の職員は、職責上、高度の危険が予測されるにも関わらず職務を遂行しなければならない場合があります。このため、生命や身体に対する高度の危険が予測される状況下で、犯罪の捜査、火災の鎮圧、その他所定の職務に従事し、そのため公務上の災害を受けた場合には、障害補償等について特例的な加算措置があります。

ア 対象となる職員

警察官、警察官以外の警察職員、消防吏員、准救急隊員、麻薬取締員、災害応急対策従事職員（災害対策基本法第50条第1項第1号から第3号までに掲げる事項）

イ 加算内容

- ・傷病補償年金 1級 40/100、2級 45/100、3級 50/100
- ・障害補償（年金・一時金）1級 40/100、2級 45/100、3～14級 50/100
- ・遺族補償（年金・一時金）50/100

(3) 船員である職員の特例

船員法第1条に規定する船員である職員の災害補償は、船員法及び船員保険法による給付との均衡を図るため、特例が設けられています。

4 平均給与額の算定

災害補償の支給額は、療養補償及び介護補償を除き、平均給与額に一定の割合又は日数等を乗じて決めています。「平均給与額算定書」（P69）により算定します。

(1) 平均給与額の算定基礎となる給与

給料（給料の調整額及び教職調整額を含む。）及び諸手当（期末、勤勉手当は含まない。）が算定の基礎となる給与で、諸手当の種類は次のとおりです。

管理職、初任給調整、扶養、調整、住居、通勤、単身赴任、特殊勤務、特勤勤務（準ずる手当を含む。）、へき地（準ずる手当を含む。）、農林漁業改良普及、時間外勤務、休日勤務、夜間勤務、宿日直、管理職員特別勤務、義務教育等教員特別、定時制通信教育、産業教育、寒冷地手当及び地方公営企業職員に支給される手当（寒冷地手当に相当するもの以外の3月を超える期間ごと及び臨時に支給されるものを除く。）

地方公務員災害補償法が適用される非常勤職員（常勤的非常勤職員）の場合は、上記の給与に相当する給与です。

（２） 平均給与額の算定方法

平均給与額は、災害発生日の過去３か月間に支払われる給与の平均額を原則としていますが、これだけでは不均衡が生じる場合があるため、Ａ～Ｌの算定方法があり、以下のように状況に応じて複数の算定を行い、そのうち最も高いものが平均給与額として採用されます。

	A	B	C	D	E	F	G
原則計算	○					○	
過去３ヵ月間の給与に時間外手当等が含まれる場合	○	○				○	
過去３ヵ月間に勤務しなかった期間がある場合	○		○			○	
採用月に災害を受けた場合				○		○	
採用の日に災害を受けた場合					○	○	
災害発生の翌々年度以降に補償の事由が発生した場合						○	○

※更に離職後の場合はH又はIの算定、派遣職員の場合はJの算定を行い、年金以外の補償の場合Kの最低限度額、年金の場合Lの最低限度額も算定する。

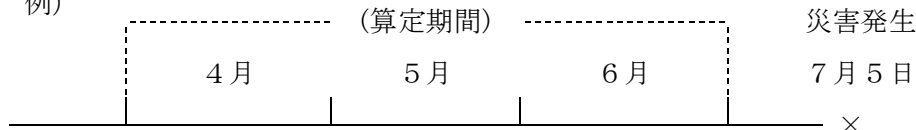
A 原則計算（法第２条第４項本文）

災害発生日の属する月の前月末から起算して過去３月間に支払われた給与の総額を、その期間の総日数で除して計算します。

「支払われた給与の総額」とは、過去３月間の勤務に対して支払われるべき給与の意味で、時間外勤務手当のように勤務した翌月に支払われるものでも、勤務した月に支払われた給与となります。

また、給与改定が遡って実施された場合は、改定後の給与での再計算が必要になります。

例)



$$\text{平均給与額} = \frac{\text{4月、5月、6月に支払われた給与の総額}}{\text{算定期間の総日数}}$$

B ただし書による計算（法第２条第４項ただし書）

過去３月間の給与の全部又は一部が、勤務した日若しくは時間によって算定され、又は出来高払制により算定されている場合は当該算定を行います。

$$\text{平均給与額} = \frac{\text{過去３月間に日、時間又は出来高払制により支払われた給与}}{\text{過去３月間の勤務した日数（祝日、有給休暇等を含む）}} \times \frac{60}{100} + \frac{\text{過去３月間に支払われたその他の給与}}{\text{過去３月間の総日数}}$$

C 控除計算（法第２条第６項）

過去３月間に次に掲げる理由により勤務しなかった日がある場合は、その日数及びその間の給与を控除して計算します。

負傷又は疾病の療養のため・出産予定日の６週間前から出産後８週間以内・育児休業・介護のために承認を受けた場合・地方公共団体の責めに帰すべき理由のため・職員団体の業務に専ら従事する

ため許可を受けた場合・親族の傷病の看護のため・組合休暇

$$\text{平均給与額} = \frac{\text{過去3月間に支払われた給与} - \text{控除する給与}}{\text{算定期間の総日数} - \text{控除する日数}}$$

控除する日数は、控除理由により勤務しなかった日数で、控除理由に該当する限り、勤務を要しない日、休暇等を含みます。また、1日の一部が控除理由に該当するときも控除する1日として計算します。

$$\text{控除する給与} = \frac{\text{該当する月の月額により定められている給与（給料、扶養手当等で時間外勤務手当は除く）}}{\text{その月の日数}} \times \text{控除する日数} + \text{控除日の時間外勤務手当}$$

D 採用の日の属する月に災害を受けた場合等の計算（則第3条第1項）

- ・給与を受けない期間が過去3月間の全日数にわたる場合

$$\text{平均給与額} = \frac{\text{その期間経過後初めて給与を受けるに至った日から災害発生日までの給与総額}}{\text{上記期間の日数}}$$

- ・過去3月間の全日数について前記Cの控除する日にあたる場合

$$\text{平均給与額} = \frac{\text{控除理由のやんだ日から災害発生日までの給与総額}}{\text{上記期間の日数}}$$

- ・採用の日の属する月に災害を受けた場合

$$\text{平均給与額} = \frac{\text{採用の日から災害発生日までの給与総額}}{\text{上記期間の日数}}$$

E 採用の日に災害を受けた場合の計算（則第3条第2項）

$$\text{平均給与額} = \frac{\text{採用の日において決定されていた基本的給与の額}}{30}$$

「基本的給与」とは、給料、扶養手当、調整手当、特地勤務手当、へき地手当等の月額の合計額

F 比較計算（則第3条第3項）

前述のA～Eによる計算は、災害発生時点の給与をもとにしていることから、補償事由発生日（補償を行うべき事由の生じた日）が、災害発生から年数を経ている場合に、給与水準の変化等により均衡を欠くことのないよう設けられています。

$$\text{平均給与額} = \frac{\text{補償事由発生日の基本的給与の額}}{30}$$

「補償事由発生日」とは、次の日をいいます。

- ・休業補償……対象となる日
- ・傷病補償年金、障害補償……傷病又は障害等級に該当することとなった日
- ・遺族補償、葬祭補償……死亡した日

G 災害発生の日の属する年度の翌々年度以降に補償事由が生じた場合の計算（則第3条第4項）

自動改定（給与スライド）が行われる年金たる補償の平均給与額との均衡を図るため、災害発生の日の属する年度の翌々年度以降に補償を行う場合に、補償事由発生日の平均給与額が災害発生日を補償事由発生日とみなして計算した平均給与額に総務大臣が定める率（平成4年3月27日付自治省告示第57号「地方公務員災害補償法第二条第九項等の規定に基づき総務大臣が定める率」を参照※）を乗じた額に満たないときは、総務大臣が定める率を乗じた額を平均給与額とします。

$$\text{平均給与額} = \frac{\text{災害発生日を補償事由発生日（F参照）} \times \text{災害発生の日に応じて総務大臣が定める率（スライド率）}}{\text{災害発生日を補償事由発生日（F参照）}}$$

※ ただし、当該告示は毎年度改正されており、補償事由発生日の属する年度時点の告示を参照しなければならないことに注意

H 離職後に補償を行うべき事由が生じた場合の計算（則第3条第5項）

離職時に占めていた職に引き続き在職した場合の補償事由発生日に受けることとなる基本的給与（離職時等級号俸を固定しかつ離職後は扶養親族異動がないと仮定）により計算します。（E参照）

I 離職後に補償を行うべき事由が生じ、かつ補償事由発生日が災害発生の日の属する年度の翌々年度以降に属する場合の計算（則第3条第6項）

災害発生の日を補償事由発生日とみなしてFの例により計算し、Gの例による計算を行います。

J H・I以外の金額

派遣法による派遣職員が派遣先の業務上又は通勤により被災した場合は、派遣の期間の初日の属する月の前月の末日から起算して過去3月間の給与の総額を、その期間の総日数で除して計算します。

K 最低保障額（則第3条第7項）

年金たる補償以外の補償についての平均給与額は、前述A～Jの計算による額が総務大臣の定める額（平成31年3月31日付平成31年総務省公示第165号「地方公務員災害補償法施行規則第3条第7項の規定に基づき総務大臣の定める額」を参照※）に満たない場合は当該額とします。

※ ただし、補償事由発生日の属する期間の区分を参照しなければならないことに注意

L 平均給与額の最低限度額及び最高限度額（法第2条第11項、第13項）

年金たる補償及び療養開始後1年6月経過後の休業補償についての平均給与額には、支給月の属する年度の4月1日における被災職員の年齢により限度額（平成4年3月27日付平成4年人事院公示第6号「長期療養者の休業補償又は年金たる補償に係る平均給与額の最低限度額及び最高限度額」を参照※）を設けています。

※ ただし、当該告示は毎年度改正されており、補償を支給すべき月の属する年度時点の告示を参照しなければならないことに注意

(3) 年金たる補償に係る平均給与額の自動改定（法第2条第9項）

年金たる補償（傷病補償年金、障害補償年金、遺族補償年金）で、補償の支給事由が生じた日の属する年度の翌々年度以降の期間分について用いる平均給与額は、支給事由が生じた日における平均給与額に、総務大臣が定める率（平成4年3月27日付自治省告示第57号「地方公務員災害補償法第二条第九項等の規定に基づき総務大臣が定める率」を参照※）を乗じて算出します。

※ ただし、当該告示は毎年度改正されており、年金を支給すべき月の属する年度時点の告示を参照しなければならないことに注意

5 補償申請書類等（抜粋）

次ページより以下の様式の記載例を掲載していますが、療養補償関連、治ゆ報告関連、平均給与額算定書のみ抜粋しております。療養補償以外の補償を請求する場合は基金へご連絡ください。

(1) 請求書

必ず提出を要します。医療機関ごとの受診・支払の状況により以下のものから選択します。

ア 療養の給付請求書（指定医療機関※で受診した場合）・・・・・・・・・・ P 59

※ 指定医療機関：高知県立あき総合病院、高知県立幡多けんみん病院、高知県・高知市病院企業団立高知医療センター、独立行政法人国立病院機構高知病院、高知赤十字病院、独立行政法人地域医療機能推進機構高知西病院、J A高知病院

イ 療養補償請求書（医療機関等に療養費の支払いを待ってもらっている場合）・・・ P 60

ウ 療養補償請求書（被災職員が療養費を支払っている場合）・・・・・・・・・・ P 61

(2) 場合により請求書への添付を要する書類

一部の費用の請求においては、その必要性の確認のため、医療機関等の証明を得た証明書の添付を要します。（→P 48参照）

ア 装具等証明書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 62

イ 医師の同意書（鍼灸等）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 63

ウ 看護証明書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 64

エ 個室・上級室証明書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 65

オ 移送（通院）費証明書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 66

(3) 治ゆに関連して提出する書類（→P 7 (11) 参照）

ア 療養の現状等に関する報告書（認定後3か月経っても治癒しない場合3カ月ごとに提出）・・・・・・・・・・・・・・・・ P 67

イ 治ゆ報告書（治ゆした場合に提出）・・・・・・・・・・・・・・・・ P 68

(4) 平均給与額算定書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 69

※ なお、「平均給与額」の算定は非常に複雑であり、被災職員本人、各所属において「平均給与額算定書」を作成することは非常に困難であることから、先に基金へ根拠資料等を提供いただき、「平均給与額算定書」を基金にて算定した後でその額により請求してもらっております。つきましては、休業補償、年金、一時金等の「平均給与額」を補償基礎額とする補償を受けることを希望する場合は、所属経由でまず基金へご連絡ください。

【記載例1】

※指定医療機関で治療を受けた場合

療養の給付請求書

		認定 番号	2023-0000	
地方公務員災害補償基金 高知県支部長 様 下記の指定医療機関等における療養の給付 を請求します。		請求年月日 令和 〇年 〇月 〇日 請求者の住所 〇〇市〇〇町〇丁目〇番地 ふりがな とさ はなこ 氏 名 土佐 花子		
1 被災 職員 に 関 する 事 項	所属団体名 高知県		所属部局名 〇〇部 △△事務所	
	氏 名 土佐 花子		職 名 主幹 ☒ 常 勤 ☐ 令第1条職員	
	昭和47年 9月 17日生 (47 歳)		負傷又は 発 病 の 令和 4 年 9 月 12 日 年 月 日	
2 療養を受けようとする 指 定 医 療 機 関 等		(新)	所在地	〇〇市〇〇町〇〇番地
			名 称	〇〇病院
		(旧)	所在地	
			名 称	

* 受 理 (到達した年月日)	所属部局		任命権者		基金支部	
	令和	年 月 日	令和	年 月 日	令和	年 月 日
* 通 知	令和	年 月 日	* 決 定	令和	年 月 日 ☐ 支 給 ☐ 不支給	

[注意事項]

- 1 請求者は、*印の欄には記入しないでください。また、該当する□に✓印を記入してください。
- 2 「2 療養を受けようとする指定医療機関等」の欄には、請求者が療養を受けようとする指定医療機関等の所在地及び名称を記入し、現在療養を受けている医療機関を変更しようとする場合には、新旧の指定医療機関等の所在地及び名称を記入してください。
- 3 令第1条職員とは、再任用職員（短時間）、常勤的非常勤職員のことをいいます。

※ 指定医療機関：高知県立あき総合病院、高知県立幡多けんみん病院、高知県・高知市病院企業団立高知医療センター、独立行政法人国立病院機構高知病院、高知赤十字病院、独立行政法人地域医療機能推進機構高知西病院、JA高知病院

療養補償請求書		認定番号	2023-0000	
		請求回数	第 回 (年 月分)	
請求年月日		令和 〇 年 〇 月 〇 日		
請求者の住所		〇〇市〇〇町〇丁目〇番地		
フリガナ		とさ はなこ		
氏 名		土佐 花子		
下記の療養補償を請求します。		押印不要		
1 補償費用の受領委任	この請求書による療養補償の費用の受領を 〇〇病院 に委任します。 委任者の氏名 土佐 花子			
	上記委任に基づき、この請求書による療養補償の費用を支払を請求します。			
	この2カ所のみ記載して医療機関等に渡してください。 ※委任の部分は必ず被災職員自身にて署名ください。(当該部分の署名漏れが多くなっています)			
	氏 名 (代表者名)			
2 被災職員に関する事項	所属団体名 高知県 所属部局名 〇〇部 △△事務所 (電話番号 〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇)		フリガナ とさ はなこ 氏 名 土佐 花子 昭和47年9月17日生(47歳)	
	職 名 □ 常 勤 主幹 □ 令第1条職員		負傷又は 発病の年月日 令和 4 年 9 月 12 日	
3 診療費	内訳は「*10 診療費請求明細」欄記載のとおり			円
4 調剤費	【注意！】			
5 看護料	病院・薬局・訪問看護事業者によって裏面（この記載例には掲載していません）が別の様式となっています。薬局用の様式を間違えて病院に渡す等しないようご注意ください。 それぞれの様式は裏面の一番左上の項目が下記のようになっています。			
6 移送費	病院 → *10 診療費請求明細			
7 上記以外	薬局 → *11 調剤費請求明細			
	訪問看護事業者 → *12 訪問看護事業者の証明			
9 送金希望口座等	☐ 公金受取口座を指定する 個人番号			
	☐ 任意の口座を指定する 金融機関名 本支店等名 口座種別 □ 普通 □ 当座 口座番号 口座名義人 法人機関又は役職の名称（フリガナ） 氏名（フリガナ）			
	☐ その他			
*受理	所 属 部 局		任 命 権 者	
(到達した年月日)	令和 年 月 日		令和 年 月 日	
*決定金額	円		*通知	令和 年 月 日
			*支払	令和 年 月 日

【注意事項】

- 1 請求者は、*印の欄には記入しないこと。また、該当する□にレ印を記入すること。
- 2 「認定番号」の欄は、1回目の請求においては、記入する必要はないこと。
- 3 「1 補償費用の受領委任」の欄は、診療に当たった医師若しくは医療機関等、調剤に当たった薬剤師若しくは薬局又は訪問看護を行った訪問看護事業者に療養補償の費用の受領を委任しようとする場合にのみ記入すること。
- 4 「5 看護料」及び「6 移送費」については、訪問看護の場合を除き、費用の領収書又はこれに代わる証明書及び明細書を添付すること。
- 5 「7 上記以外の療養費（3～6以外）」の欄には、入院料に食事代を含まない場合の食事料及び「3 診療費」に含まれない療養に必要な治療材料の名称、数量及び費用を記入し、併せてその領収書及び明細書を添付すること。
- 6 「9 送金希望口座等」の欄は、公金受取口座への送金を希望する場合は、送金先金融機関名等の口座登録情報を記入する必要はないこと。なお、「法人又は役職の名称」については、個人名義の場合は記入不要であること。
- 7 「*10 診療費請求明細」、「*11 調剤費請求明細」又は「*12 訪問看護事業者の証明」の欄の記入に代えて同様事項を記載した医師、歯科医師若しくは柔道整復師、薬剤師又は訪問看護事業者の証明書を添付してもよいこと。
- 8 「診療報酬点数により計算できないもの」の欄には、金額及びその明細（例えば診断書料、入院室料差額等）を記入すること。
- 9 年月日の記載には元号を用いる。

※ 指定医療機関：高知県立あき総合病院、高知県立幡多けんみん病院、高知県・高知市病院企業団立高知医療センター、独立行政法人国立病院機構高知病院、高知赤十字病院、独立行政法人地域医療機能推進機構高知西病院、JA高知病院

療養補償請求書

認定番号

2023-0000

請求回数

第 回 (年 月分)

請求年月日

令和 〇 年 〇 月 〇 日

地方公務員災害補償基金高知県支部長様

請求者の住所

〇〇市〇〇町〇丁目〇番地

フリガナ

とさ はなこ

氏

名

土佐 花子

下記の療養補償を請求します。

1

補償費用の受領委任

この請求書による療養補償の費用の受領を.....に委任します。
委任者の氏名.....

上記委任に基づき、この請求書による療養補償の費用.....を請求します。

記入不要

受任者の

医療機関等の名称.....

所在地.....

氏 名 (代表者名).....

2

被災職員に関する事項

所属団体名

高知県

所属部局名

〇〇部 △△事務所

(電話番号

〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇)

職 名

☒ 常

勤

主幹

☐ 令第1条職員

フリガナ とさ はなこ

氏 名 土佐 花子

昭和47 年 9 月 17 日生 (47 歳)

負 傷 又 は

発病の年月日

令和 4 年 9 月 12 日

3

診

療

費

内訳は「*10 診療費請求明細」欄記載のとおり

〇〇〇〇円

4

調

剤

費

内訳は「*11 調剤費請求明細」欄記載のとおり

〇〇〇〇円

5

看

護

料

☐ 訪問看護 内訳は「*12 訪問看護事業者の証明」欄記載のとおり

円

令和 年 月 日から

日間

令和 年 月 日まで

(看護師の資格)

☐ 有 ☐ 無

円

6

移

送

費

☒ 交通費☐ 片道 ☐ 〇回

自宅 から 病院 まで 5km

☒ 往復

〇〇〇〇円

☐ その他の移送費

診断書料や装具代はここに記載してください。

7

上記以外の療養費
(3~6以外)

〇〇〇〇円

8

療養補償請求金額
(3~7の合計額)

〇〇〇〇円

9

送金希望口座

☐ 公金受取口座を指定する

個人番号

☒ 任意の口座を指定する

金融機関名

〇〇銀行

本支店等名

〇〇支店

口座種別

☒ 普通☐ 当座

口座番号

〇〇〇〇〇〇

口座名義人

法人機関又は役職の名称 (フリガナ)

氏名 (フリガナ) 土佐 花子 (トサ ハナコ)

【注意！】

公金受取口座を指定する場合以外は、下段の「任意の口座を指定する」を選択し、この欄には何も記入しないでください。

公金受取口座として登録した口座がない、又は不明である場合は「任意の口座を指定する」を選択してください。

【注意！】

病院・薬局・訪問看護事業者によって裏面（この記載例には掲載していません）が別の様式となっています。間違えて使用しないようご注意ください。それぞれの様式は裏面の一番左上の項目が下記のようになっています。

病院

→ *10 診療費請求明細

薬局

→ *11 調剤費請求明細

訪問看護事業者

→ *12 訪問看護事業者の証明

病院・薬局から報酬明細書を提供してもらい、以下のとおり請求書に書類を添付して提出してください。

診療を受けた場合→領収書、診療報酬明細書

薬を購入した場合→領収書、調剤報酬明細書、処方箋の写し

※裏面（この記載例には掲載していません）に病院・薬局に診療内容を記載してもらい証明印を押印してもらうこともできますが、報酬明細書を添付した場合は裏面は一切記入不要です。

また、装具代、鍼灸院等の医療機関の施術料、看護料、タクシー代の請求をする場合や、入院において個室等を利用した場合はP62~66の各種証明書も添付してください。

【記載例】

装 具 等 証 明 書

			認定番号 2023-0000	
被災職員	氏 名	土佐 花子	生年月日	昭和47年 9月17日
	傷病名	頭部打撲、頸椎捻挫		
必要と認める 装 具 又 は 治 療 用 材 料		頸椎固定用シーネ		
必要と認める 理 由		頸部の動作により症状悪化の可能性があったため。		
上記のとおり証明します。 令和 〇 年 〇 月 〇 日 所在地 〇〇市〇〇町〇〇番地 医療機関の 名 称 〇〇病院 医師名 〇〇 〇〇 				

注 医師の指示により自己負担で購入した装具代を請求する場合に、療養補償請求書に添えてください。

装具については、この様式以外の医師の証明書でもかまいません。

【記載例】

医 師 の 同 意 書

			認定番号 2023-0000		
被災職員	氏 名	土佐 花子		生年月日	昭和47年 9月17日
	傷病名	頭部打撲、頸椎捻挫			
施術の種別		マッサージ・はり きゅう・その他（ ）			
施術の部位		左上肢・左下肢・右上肢・右下肢・体幹・その他（ 頸部 ）			
施術を必要と認めた期間		令和 〇 年 〇 月 〇 日から 令和 〇 年 〇 月 〇 日まで			
施術の必要回数		上記期間中 〇 月 〇 回程度			
指定した施術者		住所 〇〇市〇〇町〇〇番地 氏名 〇〇鍼灸院 〇〇 〇〇			
同意した理由		お灸による血液循環の活性化により炎症の減退が期待できるため			
上記のとおり証明します。 令和 〇 年 〇 月 〇 日 所在地 〇〇市〇〇町〇〇番地 医療機関の 名 称 〇〇病院 医師名 〇〇 〇〇 					

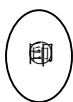
注 マッサージ・はり・きゅう代を請求する場合に、療養補償請求書に添えてください。
 医師の同意があっても、これらの療養期間は必要最小限度となります。

【記載例】

※事例は他様式と連動していません。

看 護 証 明 書

認定番号 2023-0000

被災 職員	氏 名	土佐 花子	生年月日	昭和47年 9月17日
	傷病名	0000		
入院期間		令和 〇 年 〇 月 〇 日から 令和 〇 年 〇 月 〇 日まで 〇 日間		
看護（付添） の必要期間		令和 〇 年 〇 月 〇 日から 令和 〇 年 〇 月 〇 日まで 〇 日間		
看護（付添） の区分		☐ 看護師 ☐ 准看護師 ☒ 付添人 ☐ 家族（被災職員との続柄 ）		
看護（付添） を必要とした 理由 （具体的に 書いてく ださい）		食事及び用便に常時介護が必要であったため。		
付添が家族の 場合 看護師等が得 られなかった 理由				
基準看護の有 無 （有の場合 更に付添 を必要と した理由）		☐ 有 ☒ 無		
上記のとおり証明します。 令和 〇 年 〇 月 〇 日 所在地 〇〇市〇〇町〇〇番地 医療機関の 名 称 〇〇病院 医師名 〇〇 〇〇 				

注 看護費用を請求する場合に、療養補償請求書に添えてください。

【記載例】

※事例は他様式と連動していません。

個室・上級室証明書

認定番号 2023-0000

被災職員	氏名	土佐 花子	生年月日	昭和47年 9月17日
	傷病名	0000		
入院期間		令和 〇 年 〇 月 〇 日から 令和 〇 年 〇 月 〇 日まで 〇 日間		
個室・上級室 の必要期間		令和 〇 年 〇 月 〇 日から 令和 〇 年 〇 月 〇 日まで 〇 日間		
明細		☒ 個室 ☐ 上級室（人 部屋） 1日当たり室料差額 0000 円		
個室・上級室 を必要とした 理由 具体的に 書いてく ださい		手術後は、他の患者から隔離して、安静加療が必要であったため。		
上記のとおり証明します。 令和 〇 年 〇 月 〇 日 所在地 〇〇市〇〇町〇〇番地 医療機関の 名 称 〇〇病院 医師名 〇〇 〇〇 				

注 個室・上級室代を請求する場合に、療養補償請求書に添えてください。

医師の同意があっても、療養上やむを得ない事情がある場合に限定されます。

【記載例】

移送（通院）費証明書

※事例は他様式と連動していません。

認定番号 2023-0000

被災職員	氏名	土佐 花子		生年月日	昭和47年 9月17日		
	傷病名	0000					
医師の証明	通院日	令和4年 9月	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 ⑫ 13 14 ⑮ 16 ⑰ 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31				
		年 月	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31				
		年 月	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31				
		合 計	3日 （通院日を○で囲み、その合計日数を書いてください）				
	タクシーによる通院が必要であった場合 必要であった日又は期間 令和4年9月12日から令和4年9月15日まで4日間 必要な医学上の理由 松葉杖を使用しており、段差の生じるバス等の交通機関の利用は危険が伴うため。						
上記のとおり証明します。 令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日 所在地 〇〇市〇〇町〇〇番地 医療機関の 名 称 〇〇病院 医師名 〇〇 〇〇 							

移送費の明細	移送経路及び方法	12日 病院→自宅（約5km） タクシー 15日 自宅→病院（約5km） タクシー
	移送費の算定	0000円（12日分） 0000円（15日分） 合計0000円

注 1 移送（通院）の費用を請求する場合に、療養補償請求書に添えてください。

2 移送費の明細欄は被災職員が記入し、領収証又は交通機関の料金証明書を添えてください。

療養の現状等に関する報告書

【記載例】

※事例は他様式と連動していません。

県支部長 様

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

住 所 ○○市○○町○丁目○番地
電 話 番 号 ○○○-○○○○-○○○○
氏 名 土佐 花子
(現)所属団体名 高知県 ○○部 △△事務所
・所属部局名

押印不要

療養の現状等について下記のとおり報告します。

記

1 認定番号及び認定傷病名

2023-○○○○ ○○○○

2 現在治療を受けている医療機関名

○○病院

3 療養の経過（どのような治療をしてきて現在どのような状態か、そのほか通院の状況）

（災害発生日：令和 4 年 9 月 12 日）

7月1日に手術後2週間入院し、退院後は通院によりリハビリを行っている。

通院回数は週○回で、最初は装具を装着していたが、現在は外している。

4 日常生活の概要（現在の勤務形態や自宅での状況等）

2か月の病気休暇の後、職場に復帰しているが、デスクワーク中心になるよう配慮してもらっている。

家庭では医師の勧める運動等を無理をしない程度に行っている。

注）針刺し等による汚染事故の公務災害で血液の追跡検査が療養の対象となっている場合は、上記3の療養の経過欄には、実施した検査結果を記載（又は検査結果票写しを貼付。）し、4の日常生活の概要欄には記入の必要はないこと。

（書ききれない方は裏面にも書いてください。）

【記載例】

公務災害・通勤災害 治ゆ報告書

認定番号 2023-0000

令和 〇 年 〇 月 〇 日

地方公務員災害補償基金高知県支部長 様

被災職員の住所 〇〇市〇〇町〇丁目〇番地

氏名 土佐 花子 印

下記のとおり治ゆ（症状固定）したので報告します。

所属団体・所属 高知県 〇〇部 △△事務所

職 ・ 氏 名 主幹 土佐 花子

災害発生年月日 令和 4 年 9 月 12 日

傷 病 名

頭部打撲、頸椎捻挫

認定請求書の傷病名を全て記入してください。

医 療 機 関 名 〇〇病院

治 ゆ 年 月 日 令和 〇 年 〇 月 〇 日

障害の有無及び
有の場合の状況

③

有（第 級該当と考える）

治ゆ年月日は、原則、退院日又は
最終通院日（1の療養期間の終期）
と同じになります。

「障害の有無」に記入忘れが多いので
注意してください。

上記事項を確認しました。

令和 〇 年 〇 月 〇 日

所属長の職氏名 所長 〇〇 〇〇

押印不要

- 注 1 傷病が治ゆした場合に、所属機関を経由して速やかに提出してください。
- 2 「治ゆ」には、完全治ゆのほか、何らかの障害を残して「症状固定」（医学上一般に認められた医療を行ってもその医療効果が期待できなくなったとき）の状態に至った場合を含みます。
- つまり、骨折や頸椎捻挫等でしびれや痛み等の神経症状が残っていても、対症療法（一時的に痛みを抑えるだけの治療）だけを行う状態となったときや、腰痛の既往歴や基礎疾患のある職員が急性期の痛みがなくなり慢性的な痛みが残っている状態となったときには、治ゆとなります。
- 3 障害の有無欄は、傷病が治ゆしたとき地方公務員災害補償法別表に定める程度の障害があるかないかについて記入し、有るときには、その状況を記入してください。
- 4 障害の程度によっては障害補償の対象となります。この場合、医師の診断等が必要となりますので支部にご相談ください。

【記載例】

※事例は他様式と連動していません

平均給与額算定書

2号紙

被災職員の氏名 及び生年月日	工 佐 太 郎 昭和53 年 4 月 10 日生	補償の種類	遺族補償年金
-------------------	-----------------------------	-------	--------

1 平均給与額算定内訳						
災害発生の日の属する月の前日の末日から起算して過去3月間の給与 (通勤手当については、地方公務員災害補償法施行規則第3条第5項に規定する各月ごとの合計額)						
給与期間	令和4年4月1日から 令和4年4月30日まで	令和4年5月1日から 令和4年5月31日まで	令和4年6月1日から 令和4年6月30日まで	計	備考	
総 日 数	30 日	31 日	30 日	91 日	病気休暇 6月9日 (午前4時間) 6月16日 (午前4時間) なお、上記の 日に時間外勤務 手当4,344円が 支払われた。	
勤務した日数	22 日	21 日	22 日	65 日		
控 除 日 数	0 日	0 日	2 日	2 日		
給 与	給 料	278,100 円	278,100 円	278,100 円		834,300 円
	扶 養 手 当	27,000 円	27,000 円	27,000 円		81,000 円
	地 域 手 当	9,153 円	9,153 円	9,153 円		27,459 円
	住 居 手 当	25,500 円	25,500 円	25,500 円		76,500 円
	通 勤 手 当	25,350 円	25,350 円	25,350 円		76,050 円
	時間外勤務手当	54,300 円	49,956 円	56,472 円		160,728 円
	宿 日 直 手 当	円	円	円		円
		円	円	円	円	
計	419,403 円	415,059 円	421,575 円	1,256,037 円		
(A) 法第2条第4項本文による金額			寒冷地手当 (災害発生の日の属する月の前月の末日以前における 直近の寒冷地手当の支給日に支給された寒冷地手当 の額)			
(給与総額) (総日数)			(i) + (ロ) =			
1,256,037 円 ÷ 91 = 13,802 円 60 銭 (イ)			6,257 円 × 5 ÷ 365 = 85 円 71 銭 (ロ)			
			(イ) + (ロ) = 13,888 円 31 銭			
(B) 法第2条第4項ただし書による金額						
日、時間又は出来高払制によって定められた給与の総額 160,728 (勤務した日数) 65 60 100 = 1,483 円 64 銭 (ハ)						
(その他の給与の総額) 1,095,309 (総日数) 91 = 12,036 円 36 銭 (ニ)						
(ロ) + (ハ) + (ニ) = 13,605 円 71 銭						
(C) 法第2条第6項による金額(同条第4項本文計算)						
(寒冷地手当の額) 6,257 × 5 365 + 365,103 ÷ 30						
(控除日の属する月の給与の月額) (その月の総日数) (控除日数) (減額された給与の額)						
2 - = 24,511 円 62 銭 (ホ)						
(控除日の勤務に対して支払われた時間外勤務手当等の合計額) 4,344 円 0 銭 (ヘ)						
(ホ) + (ヘ) = 28,855 円 62 銭 (ト)						
(寒冷地手当の額) (総日数) (給与総額) (ト)						
6,257 × 5 365 × 91 + 1,256,037 - 28,855 円 62 銭						
(総日数) (控除日数)						
91 日 - 2 日						
= 13,776 円 19 銭						
(C') 法第2条第6項による金額(同条第4項ただし書計算)						
日、時間又は出来高払制によって定められた給与の総額(控除日に支払われたものを除く) 156,384 (勤務した日数) (控除日を除く) 63 60 100 = 1,489 円 37 銭 (チ)						
(寒冷地手当の額) (総日数) (その他の給与の総額) (ホ)						
6,257 × 5 365 × 91 + 1,095,309 - 24,511 円 62 銭						
(総日数) (控除日数)						
91 日 - 2 日						
= 12,119 円 6 銭 (リ)						
(チ) + (リ) = 13,608 円 43 銭						

(D) 規則第3条第1項による金額 (給与総額)		(総日数)			
		円	÷	=	円 銭
① 災害発生の日(平成 25 年 7 月 10 日)における基本的給与の月額 行政(一) 職給料表 4 級 6 号給 給 料 278,100 円 扶 養 手 当 27,000 円 地 域 手 当 9,153 円 特殊勤務手当又は へき地勤務手当 円 計 314,253 円	② 補償事由発生の日(平成 27 年 12 月 18 日)における基本的給与の月額 行政(一) 職給料表 4 級 9 号給 給 料 293,100 円 扶 養 手 当 27,000 円 地 域 手 当 9,603 円 特殊勤務手当又は へき地勤務手当 円 計 329,703 円				
(E) 規則第3条第2項による金額 (基本的給与の月額①)					
		円	÷	30	= 円 銭
(F) 規則第3条第3項による金額 (基本的給与の月額②)					
329,703		円	÷	30	= 10,990 円 10 銭
(G) 規則第3条第4項による金額					
災害発生の日を補償事由発生日とみなして(F)の例により計算した額 (基本的給与の月額①) 314,253 円 ÷ 30 = 10,475 円 10 銭 (ヌ)					
(ヌ)及び(A) (B) (C) (C') (D) (E)のうち最も高い金額 13,888 円 31 銭 (ル)					
(ル) 13,888 円 31 銭 × (総務大臣が定める率)					
= 13,888 円 31 銭					
規則第3条第6項による金額	(H) 離職後に補償を行うべき事由が生じた場合の金額 補償事由発生日を採用の日とみなして(E)の例により計算した額 (基本的給与の月額②)				
	円 ÷ 30 = 円 銭				
	(I) 離職後に補償を行うべき事由が生じ、かつ、補償事由発生日が災害発生日の属する年度の翌々年度以降に属する場合の金額				
	災害発生の日を補償事由発生日とみなして(F)の例により計算した額 (基本的給与の月額①) 円 ÷ 30 = 円 銭 (ヲ)				
	(ヲ)及び(A) (B) (C) (C') (D) (E)のうち最も高い金額 円 銭 (ヲ)				
(ヲ) 円 銭 × (総務大臣が定める率)					
= 円 銭					
(J) (H) (I)以外の金額					
円 銭					
(K) 規則第3条第7項による金額					
円					
(L) 法第2条第11項又は第13項による金額					
法第2条第11項又は第13項の基準日における年齢 37 歳					
最高限度額		最低限度額		昭和61年改正法附則第5条の規定による経過措置の適用	
18,680 円	6,475 円	☐ 有 ☒ 無			
2 平均給与額		13,889 円 (A)による金額			
* 平均給与額の算定内訳は上記のとおりであることを証明します。					
令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日 所属部局の { 所在地 ○○市○○町○丁目 名称 ○○部 △△事務所 長の職・氏名 所長 □□ □□					

平均給与額算定書

[注意事項(2号紙)]

- 1 請求(申請)者は、*印の欄には記入しないこと。また、該当する□に✓印を記入すること。
- 2 勤務した日数には、現実に勤務した日のほか、有給休暇等の日を含めた日数を記入すること。
- 3 「控除日数」には、1日の全部又は一部について、次に掲げる事由により勤務することができなかった日数を記入し、併せて当該事由を「備考」欄に記入すること。
 - (1) 傷病の療養のため勤務することができなかった場合
 - (2) 出産予定日の6週間前(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)から出産後8週間以内において勤務しなかった場合
 - (3) 育児休業の承認を受けて勤務しなかった場合
 - (4) 介護のため承認を受けて勤務しなかった場合
 - (5) 地方公共団体(職員が当該地方公共団体が設立した地方独立行政法人に在職していた期間にあつては当該地方独立行政法人)の責に帰すべき事由によって勤務することができなかった場合
 - (6) 職員団体の業務に専ら従事するために勤務しなかった場合
 - (7) 親族の傷病の看護のため勤務することのできなかった場合
 - (8) 休暇に関する条例等により、組合休暇を与えられて勤務しなかった場合
- 4 「給与」の欄中「時間外勤務手当」、「宿日直手当」等翌月払いの手当については、その月の支払済額ではなく、実際に勤務した月に直して記入すること。
- 5 (A)欄の「寒冷地手当」には、災害発生の日に支給地域に在勤し、かつ、災害発生の日の属する月の前月の末日から起算して過去1年間に支給を受けたときに限り記入すること。
- 6 ①欄及び②欄の「地域手当」には、給料及び扶養手当の月額に対する地域手当の月額のみを記入し、管理職手当の月額に対する地域手当の額は含まないこと。
- 7 給与が月額で定められている常勤的非常勤職員の場合の①欄及び②欄の「給料」には、給与月額に次に掲げる区分に応じ、次に掲げる数を乗じて得た額を記入すること。
 - (1) 土曜日を休日としている地方公共団体及び地方独立行政法人(以下「地方公共団体等」という。) 21
 - (2) 第2土曜日及び第4土曜日を休日としている地方公共団体等 23
 - (3) (1)及び(2)以外の地方公共団体等 25
- 8 (G)欄及び(I)欄の「(総務大臣が定める率)」は、規則第3条第4項の規定に基づき総務大臣が定める災害発生日の属する期間の区分に応じた率であること。

なお、(G)欄及び(I)欄の「基本的給与の月額①」は、災害発生日が昭和60年4月1日前にあるときは、同日における基本的給与の月額となること。
- 9 (K)欄は、年金たる補償以外の補償を請求する場合に記入すること。
- 10 (L)欄は、年金たる補償及び休業補償(療養を開始して1年6月を経過している場合に限る。)を請求する場合に記入すること。
- 11 外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律第3条に規定する派遣職員にあつては、「災害発生の日の属する月の前月の末日から起算して過去3月間の給与」欄には、派遣等の期間の初日の属する月の前日の末日から起算して過去3月間の給与を、(A)欄には外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律第5条第2項の規定による平均給与額等を定める省令(以下「省令」という。)第1条第1項の規定による金額を、(J)欄には省令第1条第3項による金額のうち最も高い金額を、(K)欄には省令第2条の規定による金額を、(L)欄には省令第4条又は第5条の規定による金額を記入し、省令第1条第3項の規定による計算の内訳を別紙として添付すること。
- 12 平均給与額の計算過程においては、端数処理を行わないこと。

IV 第三者加害事案

1 第三者加害事案の概要

職員が通勤途中に車にはねられたり、職務中に殴られたりした場合のように、第三者の加害行為が原因となって生じた災害のことを第三者加害事案といい、災害を受けた職員は、第三者に対して損害賠償を請求するか、基金に対して補償の請求をするかを選択する必要があります。ただし、通常は第三者に対して損害賠償を請求する「賠償先行（示談先行）」が原則です。

第三者には、直接の加害者（民法第709条）だけでなく、次の者が含まれます。

- ① 加害者が責任無能力者である場合の監督義務者（民法第714条）
- ② 加害者が業務遂行中である場合の使用人・監督者（民法第715条）
- ③ 災害発生の原因となった土地の工作物などの占有者・所有者（民法第717条）
- ④ 危害を加えた動物の占有者・保管者（民法第718条）
- ⑤ 共同不法行為者（民法第719条）
- ⑥ 自動車の運行供用者（自動車損害賠償保障法第3条）
- ⑦ 国又は地方公共団体（国家賠償法第1条・第2条）

ただし、スポーツ中の事故は、ルールに著しく反することがなく、かつ通常予測され許容された動作に起因するものであるときは、第三者加害事案としては扱いません。

第三者加害事案については、加害者と基金とで支払の調整・求償等が必要となる場合があるため、示談は結ばずに（口頭も含む）、認定請求提出前後に関わらず、被災後のなるべく早い段階で、示談・治療費の支払をはじめとする相手方との対応について、基金支部の担当者に連絡をとるようにしてください。特に、先に示談をしてしまうと、基金から加害者への療養費の求償ができなくなることがあるため、くれぐれも連絡なしに示談しないでください。

また認定請求時は通常の請求書類に加え「第三者加害事案届」「念書（兼同意書）」「確約書」の提出も必要となりますのでご注意ください。（また、第三者が支払うこととなった場合、診断書の提出が不要であったり、別途の様式での作成を求められる可能性もあるため、診断書の取得も方針が固まってから取得してください。）

2 補償と損害賠償との調整

第三者加害事案の場合、被災職員にとっては次の請求権が生じますが、同一内容について重複して請求は出来ません。

民法	自賠法	地公災法
全損害	人身損害のうち、財産的損害、精神的損害	人身損害のうち、財産的損害
物損		
治療関係費	治療関係費	治療関係費
休業損害	休業損害	休業損害
葬儀費	葬儀費	葬儀費
逸失利益	逸失利益	逸失利益
慰謝料	慰謝料	

（1）補償方法（賠償先行・補償先行）の選択について

損害については最終的には加害者が負担すべきものであり、加害者に誠意のある場合は賠償も簡易に行われるため、基金では、第三者加害事案については、先に第三者に直接損害賠償を請求する「賠償先行（示談先行）」を原則としています。

また、公務災害補償については、物損や慰謝料に相当する補償は実施されないため、それらについては被災職員が第三者に別途損害賠償を請求する必要がありますが、賠償先行であれば、治療費と併せて同時に請求することができ、損害賠償と認定申請の二つの手続きを同時並行する必要がなくなり、その損害賠償手続きも交通事故事案等であれば、保険会社等のサポートにより比較的簡易に行うことができ、被災職員の負担軽減に繋がります。

また、交通事故については、加害者に資力が無い場合や、職員の過失が大きい場合でも、自賠責保険から補償を受ける事ができます。（ただし限度額があるため、医療費が高額となった場合は自賠責でカバーしきれない場合があります。）

しかし、被災職員が損害賠償を受ける事が困難な場合などもあり、また賠償先行の場合は被災職員の過失割合は第三者から支払われませんが、公務災害補償においては被災職員の過失分についても補償の対象となります。このような場合を含め、次のようなときには、基金の補償を先行させる「補償先行」を選択するメリットがあります。

- ① 加害者に資力が無いと認められる場合
- ② 加害者が不明又は特定できない場合
- ③ 加害者に全く誠意が無いと認められる場合
- ④ 治療費等が高額又は療養が長期間を要すると見込まれる場合
- ⑤ 被災職員に過失がある場合
- ⑥ 障害が残り、見舞金や生活援護金などの福祉事業を申請することができる可能性がある場合
- ⑦ 私病休を公病休に振り替えるメリットがある場合

例）・昇給日前1年間の6分の1に相当する期間の日数以上の日数を勤務していないことにより昇級に影響がある場合（高知県庁の場合（職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則第27条）。別団体においては人事所管課等に確認ください。）

・病休・年休等を使い切っており、欠勤となってしまう場合

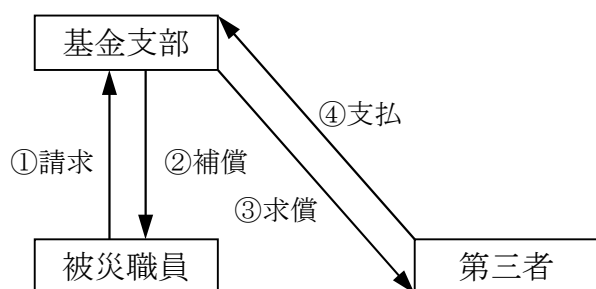
（2） 求償・免責

第三者の加害行為により公務（通勤）災害が発生した場合には、被災職員は第三者に対して損害賠償を請求することもでき、基金に対して補償の請求をすることもできますが、両者を同時に認めることは同一の災害により生じた損害に対して二重の補填を認めることになり、妥当でないことから、第三者の損害賠償と基金の補償とは次のように調整されます。

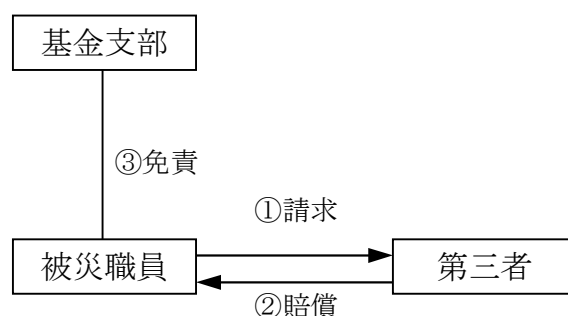
求償：基金が補償を行ったときは、基金はその価格の限度において、被災職員が第三者に対して有する損害賠償請求権を取得し、第三者に賠償金の支払いを請求します。

免責：被災職員が第三者から補償と同一内容の損害賠償を受けたときは、基金はその価格の限度において補償の義務を免れます。

＜求償関係＞



＜免責関係＞



3 示談

損害賠償額や支払方法などについて、当事者双方が話し合いにより解決するもので、法律上は民法第695条の和解に当たります。迅速な解決が望ましいところですが、示談の時期としては、損害額が明確になる治ゆ（症状固定）の時点が適当と考えます。

基金としても、示談内容を踏まえて求償や免責の手続きをする必要がありますので、内容をあらかじめ基金に連絡してください。

また、示談の際は、次の点に注意してください。

- ① 補償先行の場合は、その補償部分については基金に請求権があることを明示（第三者側は基金の求償に応じる旨を記載）し、みだりに請求権を放棄しない。
「医療費については基金から受けるのでいい。」「自賠責保険の範囲内で構わない。」といった示談は行わない。
- ② 損害賠償の内容を明確にする。
総額いくらではなく、賠償額の内訳ごとに金額を明示してください。
- ③ 後遺症・再発の項も記載する。

4 交通事故の場合

（1）自賠責保険について

① 自賠責保険支払限度額

区分		保険金
死 亡	死亡による損害	最高 3,000万円
	死亡するまでの傷害による損害	最高 120万円
傷 害	傷害による損害	最高 3,000万円（1級） ～ 75万円（14級）
	後遺障害による損害 （障害の程度に応じ14級に分類）	最高 4,000万円～3,000万円
	介護を要する後遺障害による損害	

傷害の場合を例にすると、上記限度額の120万円には治療費、休業損害、慰謝料等が含まれます。被害者の過失は一般には問われず、通常、過失があっても限度額まで支払われます。

ただし、重過失がある場合は一部減額されます。

なお、自賠責保険は、人身損害以外の損害には適用がありません。

② 自賠責保険の支払限度額を超える場合

人身事故に係る損害賠償額のうち、自賠責保険の支払限度額を超える部分については、加害者の任意保険又は加害者本人から支払われることになります。

被災職員にも過失があり、過失相殺により治療費などの補償の対象となる損害の一部が賠償されない場合は、その部分は基金が補償することになります。

交通事故の損害賠償例

No. 1

被災職員の治療関係費	…… 70万円
過失割合	…… 被災職員：相手方 1：9

自賠責保険の支払限度額120万円以内であるため、70万円全額が自賠責保険から支払われます。

No. 2

被災職員の治療関係費	…… 200万円
過失割合	…… 被災職員：相手方 1：9

自賠責保険の支払限度額を超えているため、相手方の過失割合までは任意保険が支払い、被災職員の過失相当分は基金が支払います。

$$200\text{万円} \times 0.9 = 180\text{万円} \quad \dots\dots \text{任意保険の支払額}$$

$$200\text{万円} - 180\text{万円} = 20\text{万円} \quad \dots\dots \text{基金の支払額}$$

実際には、基金が200万円を補償した後、相手方（保険会社）に180万円を求償することになります。また、相手方が任意保険に加入していなかった場合には、120万円までは自賠責保険に求償し、60万円は加害者本人に求償することとなります。

（※この例では慰謝料を考慮していません。）

（２） 人身傷害補償保険について

被災職員が人身傷害補償保険（人傷保険）に加入している場合、被災職員は保険金を受け取ることができますが、保険会社は約款上、基金からの補償額を差引いて保険金を支払うことになります。

被災職員が加入する人傷保険は、事故の相手方（第三者加害事案の第三者）が加入する自賠責保険・任意保険と異なり、保険金の支払によって基金の補償の義務は免責されません。

基金の補償は、人傷保険の保険金の支払の有無にかかわらず行われるため、基金の補償額を差引かずに保険金が支払われた場合、事故の相手方（第三者）への求償権が基金と保険会社に二重に生じるという不都合な事態になってしまいます。

人傷保険の保険金を請求する際には通勤災害・公務災害（として認定請求中）である旨を保険会社に伝えるようにしてください。

5 学校における第三者加害事案について

生徒等による校内暴力事案についても、基本的には、生徒又は保護者に対し、基金が補償した額を限度として2（2）の求償を実施しますが、加害生徒等に責任能力（民法第712条参照。自己の行為によって他人に損害を与えるであろうことを判断できる能力をいいます。）がない場合は第三者事案として扱わない可能性があります。そのような事情がある場合は「第三者加害事案としない旨及びその

理由についての申立書」(P38)を認定申請時に併せて提出ください。

なお、中学生以上であれば一般的に責任能力が認められるため、当該生徒に知的障害等が認められない場合には、第三者加害事案になります。

また、校内暴力事案に限らず、示談は当事者間において実施するものであるため、基金から求償をすることとなった場合でも、基金は示談には参加することはできません。学校等によるサポートのもと、被災職員自身が行っていただくことになります。

V その他注意事項

1 公務（通勤）災害認定請求の時効について

公務（通勤）災害の認定請求については時効期間が定められていませんが、「補償を受ける権利」の時効は2年（障害補償、遺族補償等については5年）とされています。

したがって、災害発生から2年以上経過して認定請求を行った場合は、公務（通勤）災害と認定されても補償が制限される可能性がありますので注意してください。

なお、福祉事業については請求の時効はありません。

※ 詳しい時効起算日等は地方公務員災害補償基金本部ホームページ等にて通知「補償を受ける権利の時効の取扱いについて」を参照してください。

2 個人情報の取扱について

公務災害申請等事務で取り扱う情報は全て個人情報です。更に、個人情報のうち、一部の重要な情報は「要配慮個人情報」と定義され、通常の個人情報より厳格な扱いが義務づけられているところ、「疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと（個人情報の保護に関する法律施行令第2条第3号）」は要配慮個人情報とされており、ある個人が病院を受診した、という事実だけでも要配慮個人情報となります。公務災害認定は全て医療機関の診療が前提となっているため、公務災害認定で扱う情報は全て要配慮個人情報となります。

また、ある職員が公務災害認定を受けようとしているという事実が明らかになるだけで、その職員は病院を受診しているという事実も推定することができます。よって、被災職員の氏名しか記載されていないような公務災害認定関係書類、或いはそれについて記載したメモ等であっても、それが外部、又は庁内であっても関係のない所属等に漏れた場合、要配慮個人情報の流出事故となります。

要配慮個人情報の流出事故は、総務省の個人情報保護委員会へ報告を行わなければならない重大事故であり、各自治体等で定められた対応ガイドライン等に沿った対応も必要となり、報道発表等の検討も必要になります。なお、流出した場合だけでなく、紛失、誤廃棄の場合も流出の際と同様の対応が必要となります。

事故を防ぐため、書類等の送付の際は必ず所属名ではなく担当者個人宛に親展にて送付し、送付の際は複数名で内容物と送付先の整合を確認してください。メール等でデータを送付する際は、これらに加えて、個人情報は全て添付ファイルに記入したうえ、当該ファイルにはパスワードを設定し、そのパスワードはメールで送らず、電話や口頭など、別の伝達手段で伝えてください。また、所属内で書類の保管する際も鍵付きの場所に保管ください。

3 被災職員の異動について

被災した職員が異動した後で認定請求書を提出する場合は、所属部局の長の証明は被災時の所属で行ってください。

また、認定請求を行った職員が異動した場合、書類の証明や追加提出については内容によって被災時の所属に依頼する場合と異動先の所属に依頼する場合がありますので、異動先の所属に公務（通勤）災害の手続き中であることを伝えておいてください。

なお、公務（通勤）災害の認定、補償の決定・支払・精算、傷病・障害等級の決定、傷病の治ゆ等

に係る通知については、原則として被災時の所属に送付しますので、異動先の所属に送付していただきますようお願いいたします。